

# 第2章

---

## 施策の取組



## (1) 政策体系とは

政策体系は、「みえ県民カビジョン」で示す基本理念を実現するために、県が行う取組を目的と手段の関係で整理したものです。

＜政策展開の基本方向＞（三つの柱）のもとに、＜政策＞－＜施策＞－＜基本事業＞－＜事務事業＞の階層で、県の取組等を網羅し、体系的に整理しています。

「みえ県民カビジョン」でお示しした＜政策展開の基本方向＞（三つの柱）および＜政策＞に加え、「みえ県民カビジョン・行動計画」（以下、「行動計画」といいます。）において、＜施策＞の内容と構成する＜基本事業＞をお示ししています。

＜施策＞には、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標（「県民指標」と、県（行政）が取り組んだことの効果がわかる指標（「県の活動指標」）を設定しています。

平成 26 年版成果レポートでは、平成 25 年度に県が取り組んだ事業の取組の成果と課題を、この政策体系で整理・検証しています。

また、成果と課題の検証結果を踏まえた、各施策ごとの今後の取組方向について、今年度の改善のポイントと特に注力する取組を中心に明らかにしています。

### 【施策の指標の考え方】

＜施策＞の進行管理を的確に行うとともに、県民の皆さんに取組の進捗状況をお示しするため、「県民指標」、「県の活動指標」について、それぞれの性質をふまえた実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げ、数値目標としています。

平成 26 年版成果レポートでは、行動計画で掲げた平成 27 年度目標値とあわせて、今年度の目標値もお示ししています。

#### ○ 県民指標

「県民指標」は、各＜施策＞のこの計画における目標（「平成 27 年度末での到達目標」）をふまえ、当該＜施策＞において、さまざまな主体の取組によって得られる最終的な成果を、県民の皆さんの立場からあらわそうとしたものです。

＜施策＞の進行管理において、基本的な指標として活用します。

#### ○ 県の活動指標

「県の活動指標」は、各＜施策＞の目標を達成するために、県が＜施策＞を構成する＜基本事業＞として取り組んだことの直接的な事業効果をあらわす指標です。

＜施策＞は複数の＜基本事業＞から成り立っていますので、＜基本事業＞の効果が相まって＜施策＞の成果につながります。このため、＜施策＞の進行管理において、「県民指標」を補足する指標として用います。

なお、「県民指標」として県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標に適当なものがない場合には、県（行政）が主体として取り組んだことの効果がわかる指標を設定しています。

## (2) 政策体系一覧

	政 策	施 策	頁
I「守る」 命と暮らしの安全・安心を 実感できるために	I-1 危機管理 ～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～	111 防災・減災対策の推進	68
		112 治山・治水・海岸保全の推進	80
		113 食の安全・安心の確保	84
		114 感染症の予防と体制の整備	88
	I-2 命を守る ～健康な暮らしと安心できる医療体制～	121 医師確保と医療体制の整備	92
		122 がん対策の推進	100
		123 こころと身体健康対策の推進	104
	I-3 暮らしを守る ～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～	131 犯罪に強いまちづくり	108
		132 交通安全のまちづくり	112
		133 消費生活の安全の確保	116
		134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保	120
	I-4 共生の福祉社会 ～地域の中で誰もが共に支え合う社会～	141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実	124
		142 障がい者の自立と共生	130
		143 支え合いの福祉社会づくり	136
	I-5 環境を守る持続可能な社会 ～自然を大切にし、環境への負荷が少ない社会～	151 地球温暖化対策の推進	140
		152 廃棄物総合対策の推進	144
		153 自然環境の保全と活用	148
		154 大気・水環境の保全	152

	政策	施策	頁
Ⅱ「創る」～人と地域の夢や希望を達成できるために～	Ⅱ-1 人権の尊重と多様性を認め合う社会 ～一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会～	211 人権が尊重される社会づくり	156
		212 男女共同参画の社会づくり	160
		213 多文化共生社会づくり	164
		214 NPOの参画による「協創」の社会づくり	168
	Ⅱ-2 教育の充実 ～一人ひとりの個性と能力を育む教育～	221 学力の向上	172
		222 地域に開かれた学校づくり	182
		223 特別支援教育の充実	186
		224 学校における防災教育・防災対策の推進	190
	Ⅱ-3 子どもの育ちと子育て ～子どもが豊かに育つことができる社会～	231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり	194
		232 子育て支援策の推進	198
		233 児童虐待の防止と社会的養護の推進	202
	Ⅱ-4 スポーツの推進 ～夢と感動を育む社会～	241 学校スポーツと地域スポーツの推進	206
		242 競技スポーツの推進	212
	Ⅱ-5 地域との連携 ～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～	251 南部地域の活性化	216
		252 東紀州地域の活性化	220
		253 「美し国おこし・三重」の新たな推進	224
		254 農山漁村の振興	228
		255 市町との連携による地域活性化	234
	Ⅱ-6 文化と学び ～地域の誇りと心の豊かさを育む社会～	261 文化の振興	238
		262 生涯学習の振興	242

	政策	施策	頁
Ⅲ 「拓(ひら)く」強みを生かした経済の躍動を实感できるように	Ⅲ-1 農林水産業 ～食や暮らしと地域経済を支える 農林水産業～	311 農林水産業のイノベーションの促進	246
		312 農業の振興	252
		313 林業の振興と森林づくり	260
		314 水産業の振興	266
	Ⅲ-2 強じんて多様な産業 ～地域に活力と雇用を生み出す産 業構造への転換～	321 三重の強みを生かした事業環境の整備と 企業誘致の推進	272
		322 ものづくり三重の推進	278
		323 地域の価値と魅力を生かした産業の振興	284
		324 中小企業の技術力向上支援と科学技術の 振興	290
		325 新しいエネルギー社会の構築	294
	Ⅲ-3 雇用の確保 ～誰もが働ける社会～	331 雇用への支援と職業能力開発	300
		332 働き続けることができる環境づくり	306
	Ⅲ-4 世界に開かれた三重 ～観光産業の振興と国際戦略の展 開～	341 三重県営業本部の展開	310
		342 観光産業の振興	314
		343 国際戦略の推進	320
	Ⅲ-5 安心と活力を生み出す 基盤 ～県民の生活や経済活動を支える 基盤の整備～	351 道路網・港湾整備の推進	326
		352 公共交通網の整備	330
		353 快適な住まいまちづくり	334
		354 水資源の確保と土地の計画的な利用	338

(3) 評価結果をふまえた進展度の判断基準及び目標達成状況の算出方法について

1 評価結果をふまえた施策等の進展度の判断基準

- ①平成 25 年度における施策等の進展度を、県民の皆さんに分かりやすくお示しするため、県民指標や活動指標等の達成状況、取組実績等をもとに、総合的に施策等の進展度を A～D で判断し、判断理由を記載しています。
- ②A～D の判断は、施策等を所管する部長、副部長、次長の判断によるものですが、判断に際しては、春の政策協議での協議内容をふまえるとともに、次の表 1 の考え方を目安としています。

[表 1]

区分	適用	①県民指標の達成率	②活動指標の平均達成率	進展度の算出方法
A. 進んだ		100%	100%	①の結果により A～D を区分する。 ↓ ②の状況により、①の区分のままでよいか検討する。 ↓ ③活動指標や構成する基本事業の中身と施策目標との相関関係（活動指標ごとの重みや取組実績）を考慮し、総合的に判断する。
B. ある程度進んだ		85%以上 100%未満	85%以上 100%未満	
C. あまり進まなかった		70%以上 85%未満	70%以上 85%未満	
D. 進まなかった		70%未満	70%未満	

※選択・集中プログラムについては、「県民指標」が「プロジェクトの数値目標」、「活動指標」が「実践取組の目標」となっています。

2 目標達成状況の算出方法

- ① 目標達成状況は、単年度ごとの目標値の場合には、平成 25 年度の実績値を平成 25 年度の目標値で割って算出しています。  
 また、目標項目が減少を目指すものである場合には、分子・分母を逆とし、目標値を実績値で割って算出しています。

$$\text{目標達成状況} = \frac{\text{平成 25 年度実績値}}{\text{平成 25 年度目標値}}$$

(例 1) 平成 25 年度の目標値が 130、実績値が 120 の場合

$$= \frac{120}{130} = 0.92 \quad (\text{小数点第 3 位以下四捨五入})$$

0.995～0.999 の場合は 0.99 と記載)

- ② 目標値が累計値の場合は、平成 24 年度の現状（実績）値を平成 25 年度目標値及び実績値から差し引いて計算しています。（下記\*参照）

$$\text{目標達成状況} = \frac{\text{平成 25 年度実績値} - \text{平成 24 年度現状（実績）値}}{\text{平成 25 年度目標値} - \text{平成 24 年度現状（実績）値}}$$

（例 2）平成 24 年度の現状（実績）値が 100 で、平成 25 年度の目標値が 130、実績値が 120 の場合

$$= \frac{120 - 100}{130 - 100} = \frac{20}{30} = 0.67 \quad (\text{小数点第 3 位以下四捨五入})$$

0.995~0.999 の場合は 0.99 と記載

\* 目標値が累計値の場合に、このような算出方法を用いているのは、成果レポートが単年度の評価や実績を報告するものであることからです。

累計値の場合には、過去の取組の成果である実績値を差し引いて算出することにより、単年度の成果（目標達成状況）を表せるようにしています。



(4) 施策数値目標等一覧

施策	数値目標					進展度	県民一人あたりのコスト(円)	
	目標項目	25年度目標値	25年度実績値	目標達成状況				
111 防災・減災対策の推進	県民指標	率先して防災活動に参加する県民の割合	45.0%	57.5%	1.00	B	3,877	
		活動指標	新地震・津波対策行動計画の進捗率	20.0%	集計中			未確定
	県・市町・防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数		6回	7回	1.00			
	自主防災組織の実践的な訓練実施率		36.0%	集計中	未確定			
	県防災情報メール配信サービスの登録者数		42,000人	40,200人	0.96			
	災害拠点病院等の耐震化率		68.6%	68.6%	1.00			
	耐震基準を満たした住宅の割合		86.4%	85.2%	0.99			
	緊急輸送道路に指定されている県管理道路の改良率		91.2%	92.3%	1.00			
	消防設備等の充足率	83.5%	集計中	未確定				
高圧ガス等施設における事故発生防止率	100.0%	99.7%	0.99					
112 治山・治水・海岸保全の推進	県民指標	自然災害への対策が講じられている人家数	235,000戸	235,000戸	1.00	A	23,752	
	活動指標	河川整備延長	463.9km	463.9km	1.00			
		土砂災害保全戸数	18,040戸	18,100戸	1.00			
		海岸整備延長	286.3km	287.7km	1.00			
山地災害保全集落数	1,537集落	1,537集落	1.00					
113 食の安全・安心の確保	県民指標	食品検査における適合率	100%	100%	1.00	B	900	
	活動指標	自主衛生管理(HACCP手法)導入取組施設数	162施設	163施設	1.00			
114 感染症の予防と体制の整備	活動指標	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止率	100%	100%	1.00	B	388	
	県民指標	感染症の集団発生事例数	0件	1件	0.00			
121 医師確保と医療体制の整備	活動指標	感染症情報システムを活用している施設の割合	100%	97.5%	0.98	B	28,466	
	活動指標	感染症情報化コーディネーター数(累計)	180人	177人	0.94			
		HIV抗体検査件数	1,050件	1,073件	1.00			
		県民指標	人口10万人あたりの病院勤務医師数	122.9人 (24年度)	127.6人 (24年度)			1.00
		県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	192人	196人	1.00			
		県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	651人	641人	0.98			
		救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	618機関	610機関	0.99			
医療相談件数	767件	804件	1.00					
県立病院患者満足度	80.0%	71.3%	0.89					
市町が運営する国民健康保険の財政健全化率	58.6% (24年度)	62.1% (24年度)	1.00					
122 がん対策の推進	県民指標	75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)	71.6人 (24年)	73.5人 (24年)	0.97	B	121	
	活動指標	がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん 28.0% 子宮頸がん 30.9% 大腸がん 27.9% (24年度)	乳がん 18.8% 子宮頸がん 30.9% 大腸がん 24.0% (24年度)	乳がん 0.67 子宮頸がん 1.00 大腸がん 0.86			
		がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数(累計)	804人	783人	0.84			
		健康寿命	男77.6歳 女81.0歳 (24年)	男77.4歳 女80.2歳 (24年)	男0.99 女0.99			
123 こころと身体の健康対策の推進	活動指標	8020運動推進員数	276人	279人	1.00	B	1,775	
	活動指標	自殺対策に係るネットワーク組織を設けている地域数	9地域	9地域	1.00			
		特定健康診査受診率	47.1% (24年度)	44.6% (24年度)	0.95			
131 犯罪に強いまちづくり	県民指標	刑法犯認知件数	21,300件以下	19,726件	1.00	B	1,891	
	活動指標	街頭犯罪等の認知件数	3,200件以下	3,359件	0.95			
		凶悪犯の検挙率	80.0%	70.8%	0.89			
		主な侵入犯罪の検挙人員	210人	189人	0.90			
		暴力団検挙人員	280人	181人	0.65			
		犯罪被害者等支援の理解者数	3,500人	3,314人	0.95			
交番・駐在所施設の充実度	41.0%	41.0%	1.00					
132 交通安全のまちづくり	県民指標	交通事故死者数	85人以下	94人	0.90	B	2,888	
	活動指標	交通事故死傷者数	12,800人以下	12,979人	0.99			
		信号機の整備箇所数(累計)	3,190か所	3,193か所	1.00			
シートベルトの着用率	97.0%	96.5%	0.99					
133 消費生活の安全の確保	県民指標	消費生活情報を県民が利用している件数	54,500件	57,505件	1.00	B	132	
	活動指標	消費生活講座が役に立つと回答した受講者の割合	98.4%	99.2%	1.00			
		消費生活相談の解決につながる助言を行った割合	98.6%	98.2%	0.99			

施策	数値目標						
	目標項目	25年度 目標値	25年度 実績値	目標達成 状況	進展度	県民一人 あたりのコスト (円)	
134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保	県民指標	薬物乱用防止講習会の参加者数(累計)	295,200人	326,721人	1.00	A	291
	活動指標	薬物乱用防止事業の協力者数	3,052人	3,102人	1.00		
		医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合	0%	0%	1.00		
		生活衛生営業施設における健康被害発生件数	0件	0件	1.00		
		犬・猫の引取り数	3,285頭	2,162頭	1.00		
141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実	県民指標	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	1,097人	1,805人	0.61	B	13,035
	活動指標	主任ケアマネジャー登録数	706人	741人	1.00		
		特別養護老人ホーム(広域型)および介護老人保健施設整備定員数(累計)	14,837床	14,396床	0.46		
		認知症サポーター数(累計)	87,500人	94,762人	1.00		
		地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者数	893人	1,598人	1.00		
142 障がい者の自立と共生	県民指標	グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数(累計)	1,294人	1,320人	1.00	B	8,599
	活動指標	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	5,438人	6,057人	1.00		
		雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数	85人	76人	0.89		
		総合相談支援センターへの登録者数	5,740人	4,986人	0.87		
		社会的入院から地域移行した精神障がい者数(累計)	460人	440人	0.52		
県障がい者スポーツ大会参加者数	1,500人	1,501人	1.00				
143 支え合いの福祉社会づくり	県民指標	福祉サービス利用援助を活用する人数	1,250人	1,248人	0.99	B	2,933
	活動指標	民生委員・児童委員活動件数	541,000件	集計中	未確定		
		介護関係職の求人充足率	32.8%	20.4%	0.62		
		適正な運営を行っている社会福祉法人の割合	79.5%	79.8%	1.00		
		さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取組実施数	70件	86件	1.00		
		生活困窮者等の就労・増収達成率	50.0% (24年度)	42.2% (24年度)	0.84		
戦傷病者等の支援事業への参加者数	1,145人	1,093人	0.95				
151 地球温暖化対策の推進	県民指標	温室効果ガス排出量の基準年度比(森林吸収量を含む)	+4.7%以下 (23年度)	+5.3% (23年度)	0.89	B	277
	活動指標	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	+1.2%以下 (24年度)	+2.0% (24年度)	0.60		
		三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)認証事業所数(累計)	330件	295件	0.33		
		環境活動参加者数	5,600人	5,639人	1.00		
		環境教育参加者数	33,000人	31,911人	0.97		
152 廃棄物総合対策の推進	県民指標	廃棄物の最終処分量	338千トン以下 (24年度)	323千トン (24年度)	1.00	B	1,119
	活動指標	1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量)	939g/人・日 以下(24年度)	976g/人・日 (24年度)	0.96		
		産業廃棄物の再生利用率	41.5% (24年度)	41.8% (24年度)	1.00		
		産業廃棄物の不法投棄総量	370トン以下	623トン	0.59		
153 自然環境の保全と活用	県民指標	生物多様性の保全活動実施箇所	54か所	70か所	1.00	B	191
	活動指標	ニホンジカの推定生息頭数	63,000頭	99,140頭 (63,192頭) (ベース推 計)	0.64		
		自然環境の新たな保全面積(累計)	56ha	1,018ha	1.00		
		自然とのふれあいの場の満足度	83.0%	81.4%	0.98		
154 大気・水環境の保全	県民指標	大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	95.0%	92.1% (速報値)	0.97	B	7,213
	活動指標	大気・水質の排出基準適合率	100%	99.3%	0.99		
		NOx・PM法対策地域内の大気環境基準達成率	100%	100% (速報値)	1.00		
		生活排水処理施設の整備率	79.7% (24年度)	79.5% (24年度)	0.99		
		水環境の保全活動に参加した県民の数	24,500人	21,725人	0.89		
		調査研究成果件数	4件	2件	0.50		
211 人権が尊重される社会づくり	県民指標	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	29.0%	30.3%	1.00	B	665
	活動指標	地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数	1,000人	1,198人	1.00		
		人権イベント・講座等の参加者数	40,000人	40,103人	1.00		
		人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合	60.0%	61.2%	1.00		
		人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会の受講者数	1,100人	896人	0.81		
212 男女共同参画の社会づくり	県民指標	社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合	15.0%	11.5%	0.77	C	157
	活動指標	県・市町の審議会等における女性委員の登用率	26.7%	24.9%	0.93		
		男女共同参画フォーラムの男性参加率	43.0%	32.4%	0.75		
		女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合	27.0%	29.3%	1.00		
		「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数	18か所	18か所	1.00		

施策		数値目標					進展度	県民一人あたりのコスト(円)
		目標項目	25年度目標値	25年度実績値	目標達成状況			
213	多文化共生社会づくり	県民指標	多文化共生に取り組む団体数	175団体	174団体	0.99	B	161
		活動指標	日本語指導ボランティア数 セミナー、ボランティア研修等参加者数	680人 400人	689人 411人	1.00 1.00		
214	NPOの参画による「協創」の社会づくり	県民指標	NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合	12.5%	23.4%	1.00	B	92
		活動指標	NPO法人に対する寄付金総額 認定NPO法人数 NPOと県の連携・協働事業数	160,000千円(24年) 10法人 67事業	186,848千円(24年) 4法人 68事業	1.00 0.40 1.00		
221	学力の向上	県民指標	学校に満足している子どもたちの割合	82.0%	80.4%	0.98	B	82,917
		活動指標	授業内容を理解している子どもたちの割合	83.0%	83.1%	1.00		
			新規高等学校卒業生が、就職した県内企業に、1年後定着している割合	88.0%(24年度)	84.0%(24年度)	0.95		
			研修内容を「自らの実践に活用できる」とする教職員の割合	99.0%	98.2%	0.99		
			1,000人あたりの暴力行為発生件数	3.2件	集計中	未確定		
特色化教育実施事例数	90件	91件	1.00					
222	地域に開かれた学校づくり	県民指標	学校関係者評価やコミュニティ・スクールなどに取り組んでいる学校の割合	97.0%	100%	1.00	A	50
		活動指標	学校関係者評価により学校運営や教育活動への保護者や住民等の参画を進めている県立学校の割合 教材「三重の文化」を活用した中学校の割合	88.0% 85.0%	100% 88.8%	1.00 1.00		
223	特別支援教育の充実	県民指標	県立特別支援学校高等部卒業生の進学及び就労率	30.0%	34.8%	1.00	B	6,504
		活動指標	個別の教育支援計画を作成している県立高等学校の割合	60.0%	56.9%	0.95		
			県立特別支援学校で職業に係るコース制を導入している学校数 暫定校舎の教室数	5校 8教室	5校 8教室	1.00 1.00		
224	学校における防災教育・防災対策の推進	県民指標	地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合	76.0%	73.2%	0.96	B	932
		活動指標	防災ノート等を活用した防災教育を実施している学校の割合	100%	100%	1.00		
			学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合	100%	100%	1.00		
			県立学校の非構造部材の耐震対策実施率	20.0%	13.5%	0.68		
231	子どもの育ちを支える家庭・地域づくり	県民指標	「三重県子ども条例」の認知度	60.0%	41.8%	0.70	B	95
		活動指標	キッズ・モニター活用事業数	9事業	9事業	1.00		
			「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数(累計) 子どもの利用の多い店舗のうち青少年健全育成協力店の割合	1,270会員 95.0%	1,228会員 95.0%	0.71 1.00		
232	子育て支援策の推進	県民指標	低年齢児(0~2歳)保育所利用児童数	12,550人	12,884人(見込み)(6月確定)	1.00	B	10,008
		活動指標	病児・病後児保育所の実施地域数(広域利用含む)	17地域	15地域	0.88		
			三重県不妊専門相談センターへの相談件数	220件	285件	1.00		
			ひとり親家庭情報交換会参加者数(累計)	300人	413人	1.00		
233	児童虐待の防止と社会的養護の推進	県民指標	児童虐待通告に対する48時間以内の安全確認の実施率	100%	100%	1.00	A	2,389
		活動指標	市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件数	29件	29件	1.00		
			思春期ピアサポーター養成者数(累計) 要保護児童に対する家庭的ケアの実施率	60人 41.0%	70人 49.6%	1.00 1.00		
241	学校スポーツと地域スポーツの推進	県民指標	成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率	56.5%	55.5%	0.98	B	362
		活動指標	新体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合	76.0%	70.1%	0.92		
			総合型地域スポーツクラブの会員数	25,000人	26,136人	1.00		
242	競技スポーツの推進	県民指標	国民体育大会の男女総合成績	20位台	41位	0.00	C	581
		活動指標	全国大会の入賞数 県営スポーツ施設年間利用者数	111件 820,953人	102件 884,223人	0.92 1.00		
251	南部地域の活性化	県民指標	南部地域の市町における生産年齢人口の減少率	15.6%	17.9%	0.87	B	73
		活動指標	南部地域において市町の連携した取組数(累計) 集落を維持するモデル的な取組を行っている地域数(累計)	4取組 6地域	11取組 6地域	1.00 1.00		
252	東紀州地域の活性化	県民指標	東紀州地域に係る1人あたりの観光消費額	26,629円	26,315円	0.99	B	307
		活動指標	公社がまちづくり等に対し参画した件数(累計)	10件	10件	1.00		
			熊野古道の来訪者数 地域内で開発された新商品数(累計)	320千人 54件	308千人 54件	0.96 1.00		
253	「美し国おこし・三重」の新たな推進	県民指標	地域の活動などに参加している住民の割合	36.0%	46.4%	1.00	B	160
		活動指標	パートナーグループ登録数(累計) パートナーグループネットワーク構築数(累計)	900グループ 2,700	681グループ 2,549	0.43 0.88		

施策		数値目標						
		目標項目	25年度 目標値	25年度 実績値	目標達成 状況	進展度	県民一人 あたりのコスト (円)	
254	農山漁村の振興	県民指標	農山漁村地域の交流人口	5,230千人 (24年度)	4,800千人 (24年度)	0.92	B	2,465
		活動指標	生活環境を整備する農山漁村集落数(累計)	8集落	8集落	1.00		
			野生鳥獣による農林水産被害金額	698百万円 (24年度)	701百万円 (24年度)	0.99		
			「いなかビジネス」の取組数	140件	140件	1.00		
			農村の資源保全活動対象集落数	500集落	510集落	1.00		
		藻場・干潟等の保全活動対象面積	278ha	288ha	1.00			
255	市町との連携による地域活性化	県民指標	県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数(累計)	58取組	58取組	1.00	B	651
		活動指標	県と市町が連携して地域課題の解決に取り組んだ件数(累計)	27件	24件	0.70		
			三重県過疎地域自立促進計画の進捗率	52.0% (24年度)	61.8% (24年度)	1.00		
			特定地域の利用率	41.2%	54.9%	1.00		
			宮川流域ルネサンス事業の取組に関わる団体数	69団体	73団体	1.00		
261	文化の振興	県民指標	参加した文化活動に対する満足度	64.0%	62.0%	0.97	B	1,834
		活動指標	文化交流ゾーンを構成する施設の利用者数	1,230,000人	1,209,963人	0.98		
			文化芸術情報アクセス件数	75,000件/月	79,538件/月	1.00		
			文化財情報アクセス件数	16,800件/月	16,889件/月	1.00		
262	生涯学習の振興	県民指標	参加した学習活動に対する満足度	74.0%	73.3%	0.99	B	1,644
		活動指標	県立生涯学習施設の利用者数	667,000人	651,212人	0.98		
			「協創」による博物館づくりへの参画者数	350人	310人	0.89		
			社会教育関係者ネットワーク会議への参加者数	140人	141人	1.00		
311	農林水産業のイノベーションの促進	県民指標	県産品に対する消費者満足度	33.0%	30.9%	0.94	B	1,497
		活動指標	農林水産資源を高付加価値化するプロジェクトの創出数(累計)	(達成済)	37件	1.00		
			農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	50件	50件	1.00		
			林業の研究成果が活用された商品および技術の数(累計)	10件	11件	1.00		
			水産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	15件	17件	1.00		
			企業との連携による食育等のPR回数	8回	11回	1.00		
312	農業の振興	県民指標	食料自給率(カロリーベース)	45% (24年度)	42%(推計) (24年度)	0.93	B	8,724
		活動指標	水田利用率	94.5%	94.5% (速報値)	1.00		
			新たな視点の産地展開に挑戦する園芸等産地増加数(累計)	10産地	10産地	1.00		
			近隣府県の畜産産出額に占める割合	13.9% (24年度)	14.6% (24年度)	1.00		
			農業経営体数(認定農業者、集落営農組織等)	2,475経営体	2,335経営体	0.94		
			基盤整備済み農地における担い手への集積率	41.8%	45.9%	1.00		
			313	林業の振興と森林づくり	県民指標	県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量		
活動指標	「三重の木」認証材等出荷量	37,000m <sup>3</sup>			39,232m <sup>3</sup>	1.00		
	施業集約化団地面積(累計)	30,000ha			40,158ha	1.00		
	新規林業就業者数	40人			41人	1.00		
	間伐実施面積(累計)	18,000ha			12,053ha	0.51		
	森林づくり参加者数	28,000人			30,048人	1.00		
森林文化・森林環境教育の活動回数	1,800回	1,803回	1.00					
314	水産業の振興	県民指標	主要魚種生産額の全国シェア	7.61% (24年)	7.82% (24年)	1.00	B	2,807
		活動指標	県内の沿海地区漁協数	20漁協	20漁協	1.00		
			資源管理に参加する漁業者数	1,000人	980人	0.98		
		沿岸の浅海域再生面積(累計)	68ha	68ha	1.00			
321	三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進	県民指標	県内への設備投資額(累計)	660億円	570億円	0.82	B	1,314
		活動指標	企業誘致件数(累計)	80件	91件	1.00		
			クリーンエネルギーバレー構想で取り組むプロジェクト数(累計)	8件	10件	1.00		
			医療・健康・福祉分野の製品開発取組数(累計)	24件	29件	1.00		
			新たに構築した産学官等のネットワーク数(累計)	6件	6件	1.00		
322	ものづくり三重の推進	県民指標	製造業に係る中小企業の付加価値額の伸び率	112% (24年)	112% (24年)	1.00	A	244
		活動指標	海外事業展開に取り組む企業数(累計)	20社	20社	1.00		
			経営戦略に基づく事業化への取組企業数(累計)	50社	61社	1.00		
			販路開拓支援により新たな取引につながった数(累計)	100件	173件	1.00		
			企業の成長を支える産業技術人材の育成数(累計)	200人	316人	1.00		

施策	数値目標						
	目標項目	25年度 目標値	25年度 実績値	目標達成 状況	進展度	県民一人 あたりのコスト (円)	
323 地域の価値と魅力を生かした産業の振興	県民指標	地域資源活用関連産業の製造品出荷額等の伸び率	106 (24年)	102	0.96	B	2,335
	活動指標	地域資源を活用した新商品を開発し、売上につながった企業数(累計)	20社	26社	1.00		
		新しい商品・サービス等の創出件数(累計)	20件	22件	1.00		
		商業活性化の取組により集客増や収益向上に結びついた事業者等の数(累計)	6者	6者	1.00		
		商工業団体等の支援により新たな事業展開に至った件数(累計)	320件	324件	1.00		
324 中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興	県民指標	中小企業等との共同研究件数(累計)	60件	71件	1.00	B	317
	活動指標	企業の課題解決数(累計)	40件	46件	1.00		
		県研究機関における新分野関連技術開発件数(累計)	20件	24件	1.00		
		県民等の科学技術に対する理解度	80.0%	77.0%	0.96		
325 新しいエネルギー社会の構築	県民指標	新エネルギーの導入量(世帯数換算)	255千世帯 (24年度)	243千世帯 (24年度)	0.95	B	2,565
	活動指標	エネルギー政策を総合的に推進するための取組件数	6件	6件	1.00		
		大規模な新エネルギー施設数(累計)	6件	7件	1.00		
		企業の省エネ取組の件数(累計)	10件	11件	1.00		
		次世代エネルギー等に関連する調査研究のテーマ数(累計)	2件	2件	1.00		
		水力発電の年間供給電力目標の達成率	100.0%	75.3%	0.75		
331 雇用への支援と職業能力開発	県民指標	雇用対策事業による就職者数	1,465人	1,302人 (見込)	0.89	B	3,488
	活動指標	県が就職に向けて支援した延べ若年者数	16,000人	13,800人	0.86		
		民間企業における障がい者の実雇用率	1.58%	1.60%	1.00		
		地域のさまざまな主体と連携して実施する就職面接会の参加企業数	760社	986社	1.00		
		県が実施または支援する職業訓練への参加者数	3,180人	2,575人	0.80		
332 働き続けることができる環境づくり	県民指標	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合	32.0%	31.8%	0.99	B	385
	活動指標	ワーク・ライフ・バランスのセミナー等が役立つと回答した参加者の割合	98.0%	96.8%	0.99		
		「男女がいきいきと働いている企業」の認証件数(累計)	159件	230件	1.00		
		「働くルール」出前講座が役立つと回答した受講者の割合	93.2%	95.0%	1.00		
341 三重県営業本部の展開	県民指標	三重が魅力ある地域であると感じる人の割合	50.0%	53.0%	1.00	A	309
	活動指標	営業本部活動回数(累計)	300回	477回	1.00		
		三重の応援団など三重県を応援する三重県ファン数(累計)	500人	802人	1.00		
342 観光産業の振興	県民指標	観光消費額の伸び率	127	119	0.94	B	535
	活動指標	観光レクリエーション入込客数	4,000万人	4,080万人	1.00		
		県内の外国人延べ宿泊者数	120,000人	121,680人 (暫定値)	1.00		
		リピート意向率	88.0%	84.5%	0.96		
343 国際戦略の推進	県民指標	海外自治体等との連携により新たに創出された事業数(累計)	20件	31件	1.00	A	124
	活動指標	みえ国際協力大使数(累計)	160人	163人	1.00		
		新たに連携構築を行った国際的なネットワークの数(累計)	2件	3件	1.00		
		観光における海外自治体等との連携事業数(累計)	5件	10件	1.00		
351 道路網・港湾整備の推進	県民指標	県民生活の利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長	60.6km	72.5km	1.00	B	26,804
	活動指標	県内の幹線道路の新規供用延長	40.6km	42.4km	1.00		
		舗装の維持管理指数	5.0以上	5.3	1.00		
		四日市港における外貿コンテナ貨物の取扱量	22万TEU	19.4万TEU	0.88		
		県管理港湾の入港船舶総トン数	1,503万トン (24年度)	1,475万トン (24年度)	0.98		
352 公共交通網の整備	県民指標	県内の公共交通機関の利便性に関する満足度	42.0%	43.0%	1.00	A	363
	活動指標	地域間幹線系統数	43系統	46系統	1.00		
		中部国際空港および関西国際空港の就航便数	1,784便	2,029便	1.00		
353 快適な住まいまちづくり	県民指標	コンパクトなまちづくりが進められている都市計画区域の数	6区域	8区域	1.00	B	2,816
	活動指標	鉄道と道路との立体交差化を行う事業の進捗率	85.1%	85.0%	0.99		
		商業施設等でバリアフリー化された施設数(累計)	2,485施設	2,444施設	0.77		
		新築住宅における認定長期優良住宅の割合	26.8%	24.5%	0.91		
		特殊建築物等の維持保全適合率	56.5%	56.8%	1.00		
		市町、県が制定した景観に関する条例等の件数(累計)	32件	32件	1.00		
354 水資源の確保と土地の計画的な利用	県民指標	地籍調査の実施面積(累計)	486km <sup>2</sup>	473km <sup>2</sup>	0.97	C	10,722
	活動指標	飲料水の供給に対する満足度	90.0%	91.3%	1.00		
		浄水場等における主要施設の耐震化率	95.3%	95.3%	1.00		
		地籍調査の実施市町数	25市町	24市町	0.96		

(5) 施策評価表の見方

施策○○○

○○○○○

平成 26 年版成果レポートでは、平成 25 年度の県の取組について、「みえ県民カビジョン・行動計画」(以下、「行動計画」という。)の政策体系で整理し、取組の結果、得られた成果と課題を検証し、今年度の改善・注力の方向をお示ししています。

【主担当部局：○○○○○】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんとめざす、平成 23 年度からおおむね 10 年後の長期的な目標を記載しています。

平成 27 年度末での到達目標

行動計画に掲げる施策の行動計画期間内(27 年度末)の目標を記載しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	施策の進展度を A～D の 4 段階で評価しています。	判断理由	左欄の判断理由を記載しています。
----------	-----------------------------	------	------------------

【\*進展度：A(進んだ)、B(ある程度進んだ)、C(あまり進まなかった)、D(進まなかった)】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
行動計画における県民指標を記載しています。	23 年度の現状値※1	24 年度の目標値※1 24 年度の実績値※1	25 年度の目標値※1 25 年度の実績値※1	25 年度の目標達成状況※2 26 年度の目標値※1	27 年度の目標値※1
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。				
26 年度目標値の考え方	この目標項目に設定した、平成 26 年度における目標値設定の考え方、理由などを記載しています。				

※1 当該年度の取組結果を評価する時点で、当該年度の現状値・実績値が把握困難な指標は、把握可能な最新年(度)の数値を用い、「(○○年(度))」と併記しています。これに関連する目標値も同様に、評価に用いる対象年(度)を「(○○年(度))」と併記しています。なお、行動計画策定以降、最新の実績が明らかになったものは当該数値を掲載しています。

※2 25 年度における目標達成の状況を 1.00(達成)～0.00 までの数値で表記しています。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
基本事業名を記載しています。	基本事業の目標項目名(活動指標)を記載しています。	23 年度の現状値	24 年度の目標値 24 年度の現状値	25 年度の目標値 25 年度の現状値	25 年度の目標達成状況 26 年度の目標値	27 年度の目標値

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値

平成 26 年版成果レポート(案)では、事業費(「予算額等」欄)は、平成 23 年度、平成 24 年度は決算額、平成 25 年度は決算見込額、平成 26 年度は予算額を記載しています。また、概算人件費は施策ごとの配置人員を基礎として算出しています。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
概算人件費		〇〇〇	〇〇〇		
(配置人員)		(〇〇人)	(〇〇人)		

**平成 25 年度の取組概要**

「\*」のついている語句は、巻末(参考)の用語説明のページに説明を掲載しています。

平成 25 年度の取組内容(県の取組(活動)結果)を具体的に明らかにしています。

**平成 25 年度の成果と残された課題(評価結果)**

平成 25 年度の取組結果について、平成 27 年度末までの到達目標を踏まえ、県民にとっての成果を検証する観点から、取組の成果と残った課題や、環境変化に伴い発生している新たな課題を明らかにしています。

**平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【〇〇部 副部長 〇〇 〇〇 電話：059-224-0000】**

検証結果を踏まえ、平成 26 年度における改善のポイントと取組方向を明らかにしています。

「平成 25 年度の取組概要」「平成 25 年度の成果と残された課題(評価結果)」「平成 26 年度の改善のポイントと取組方向」の箇条書き先頭記号は〇番号としています。この番号は、上記の項目にある同じ〇番号の文書の内容を結びつけるものではありません。

\* 「〇」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。



施策 1 1 1

防災・減災対策の推進

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんや県、市町および防災関係機関などのさまざまな主体が、自然災害の厳しさを共有し、防災・減災に向けてそれぞれの役割を果たすとともに、「協創」の取組が進み、災害に強い社会が形成されています。

平成 27 年度末での到達目標

東日本大震災で明らかとなった課題や問題点をふまえた防災計画が策定されるとともに、「自助」「共助」「公助」による防災・減災対策が行われ、災害を最小限に抑える体制づくりが進んでいます。また、防災教育が充実し、人材が育成され、県民の皆さんの自主的な防災活動が進み、地域の災害対応力が強化されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は十分目標を達成したものの、活動指標で未達成の項目があることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
率先して防災活動に参加する県民の割合	39.5%	43.0%	45.0%	1.00	50.0%	50.0%

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	過去 1 年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合
26 年度目標値の考え方	平成 25 年度は、熊野市・御浜町・紀宝町において、数多くの住民が参画する総合防災訓練を実施するとともに、「My まっぶらん」*を活用した地域の津波避難計画づくり、避難所運営マニュアルの策定促進などに、新たな組織として立ち上げた地域防災総合事務所、地域活性化局と連携して取り組んだ結果、実績値が目標値を大きく上回りました。 平成 26 年度においても、引き続き県民の 5 割以上が防災活動に参加することをめざし、目標を平成 27 年度と同じ 50%としました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11101 新たな防災・減災対策の計画的な推進(防災対策部)	新地震・津波対策行動計画の進捗率	—	—	20%	未確定	60%	100%
		—	—	集計中		—	—



基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11102 災害対応力の充実・強化(防災対策部)	県・市町・防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数	/	6回	6回	1.00	7回	8回
		5回	7回	7回		/	/
11103 「協創」による地域防災力の向上(防災対策部)	自主防災組織の実践的な訓練実施率	/	29.0%	36.0%	未確定	43.0%	50.0%
		23.1%	27.0%	集計中		/	/
11104 迅速な対応に向けた防災情報の共有化(防災対策部)	県防災情報メール配信サービスの登録者数	/	40,000人	42,000人	0.96	46,000人	50,000人
		36,000人	38,500人	40,200人		/	/
11105 災害医療体制の整備(健康福祉部医療対策局)	災害拠点病院等の耐震化率	/	71.4%	68.6%	1.00	71.4%	82.9%
		62.9%	68.6%	68.6%		/	/
11106 安全な建築物の確保(県土整備部)	耐震基準を満たした住宅の割合	/	84.5%	86.4%	0.99	88.2%	90.0%
		82.2%	83.7%	85.2%		/	/
11107 緊急輸送ルートの整備(県土整備部)	緊急輸送道路*に指定されている県管理道路の改良率	/	91.2%	91.2%	1.00	92.3%	94.5%
		91.2%	91.2%	92.3%		/	/
11108 消防力向上への支援(防災対策部)	消防設備等の充足率	/	83.3%	83.5%	未確定	83.7%	84.0%
		82.8%	82.9%	集計中		/	/
11109 高圧ガス等の保安の確保(防災対策部)	高圧ガス等施設における事故発生防止率	/	100.0%	100.0%	0.99	100.0%	100.0%
		99.6%	99.6%	99.7%		/	/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	7,062	4,376	6,135	5,547	/
概算人件費	/	848	956	/	/
(配置人員)	/	(94人)	(104人)	/	/

## 平成 25 年度の取組概要

## 【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- ①三重県防災会議の開催や専門部会の運営を行うとともに、地震・津波対策については、「三重県地震被害想定調査」を進め、「三重県地域防災計画(地震・津波対策編)」の見直し、「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定を実施(三重県防災会議及び石油コンビナート等防災本部員会議を2回開催。防災会議専門部会として、防災・減災対策検討会議を2回開催、被害想定調査委員会を2回開催。7月22日～8月9日に防災対策部長等による市町長訪問を実施)。風水害対策については、「三重県地域防災計画(風水害等対策編)」等の見直しに向けた基礎調査を実施
- ②南海トラフ地震対策特別措置法の早期成立と地方の実情をふまえた防災・減災対策への支援の充実を働きかけるため、「南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める9県知事会議(以下、「9県知事会議」)」において提言活動(4回)を実施
- ③平成24年度に実施した、「Myまっぷラン」を中核とする「津波避難に関する三重県モデル事業」と、「三重県避難所運営マニュアル策定指針改定」を受け、地域における「Myまっぷラン」を活

用した津波避難計画作成と、避難所単位の運営マニュアル作成を推進（地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、市町の防災担当職員への説明会を地域単位で8回開催。）

- ④防災人材の活用を図るため、みえ防災コーディネーターや三重のさきもりへの研修を実施し、協力体制を構築するとともに、取組が始まった地域への実地支援を展開
- ⑤平成25年4月に、防災対策部と地域防災総合事務所長・地域活性化局長による「地域防災・危機管理会議」を新たに設置し、地域の取組について毎月進捗状況を共有
- ⑥市町が主体的に取り組む防災・減災対策への支援については、地域減災対策推進事業（地域減災力強化推進補助金）に、新たに災害時要援護者避難対策を設け、市町における災害時要援護者の個別避難計画の作成促進を図るとともに、災害時要援護者の避難対策用資機材として、けん引式車いす補助装置、ライフジャケットの整備を対象として追加。また、風水害対策として、洪水・土砂災害ハザードマップの作成や防災倉庫の整備を対象とするなど、市町の対策を促進（3月末実績：28市町、150事業、補助金交付額297,125千円）
- ⑦広域的な応援・受援体制を整備するため、7月4日の「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」において、災害時における物資支援体制と広域支援体制について、具体的な方針を決定。これを7月の町村会、8月の市長会で説明した後、代表者会議（3回開催）において検討を進め、県内市町の意見を集約したうえで、第2回連携会議において各体制構築に向けた方針案を整理
- ⑧「三重県東日本大震災支援本部」（平成23年3月14日設置）（3月末実績：4回開催）により全庁で情報を共有するとともに、被災地への支援や県内避難者への被災県情報誌等の情報提供（3月末実績：配布33件）を実施

#### 【災害対応力の充実・強化】

- ①防災訓練については、5月26日に伊賀広域防災拠点活動訓練、7月18日及び2月7日に図上訓練、7月28日に4県共同津波避難訓練、8月31日に広域医療搬送訓練、9月1日に三重県・熊野市・御浜町・紀宝町総合防災訓練及び11月29日に緊急地震速報訓練を実施
- ②北勢広域防災拠点の整備方針を決定するために、関係機関との調整を実施
- ③防災ヘリコプター「みえ」は、9月に来襲した台風18号の被害調査などの災害応急対策活動をはじめ、救急・救助活動、火災防御活動など計74件の緊急運航を実施
- ④国の国民保護に関する基本指針の改正等をふまえた三重県国民保護計画の変更、国民保護対策本部活動要領等の見直しを実施
- ⑤大規模災害発生時に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において道路啓開を迅速に展開できる態勢の整備を推進。道路啓開基地の整備及び道路構造の強化を推進するとともに、国・市町・建設企業との連携による訓練を実施

#### 【「協創」による地域防災力の向上】

- ①三重大学と連携し、地域防災力向上のための人材育成を行うとともに、企業防災力の向上に資する事業を展開
- ②地域防災力向上のための人材育成については、地域における防災・減災活動に女性の参画を促進するため、特に女性を中心とした防災人材の育成を実施
- ③企業の防災力を高めるため、地域企業研修を実施するとともに、「みえ企業等防災ネットワーク」において地域と企業の連携を検討する分科会を設置し取組を展開
- ④地域防災力の向上に役立てていくことを目的に県内の全自主防災組織を対象に「自主防災組織活動実態調査」を実施（調査対象：3,616組織、回収率：70%（2,524組織/3,616組織））

**【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】**

- ①市町、消防本部等とともに防災行政無線運営協議会等に参画し、県防災通信ネットワーク（地上系及び衛星系防災行政無線並びに有線系設備）の維持管理を実施
- ②気象庁の特別警報の追加に対応するため気象情報自動配信装置の改修を実施
- ③県全域の災害現場情報の収集や、地上系防災行政無線の故障時のバックアップに活用するため、衛星系防災行政無線の更新を継続して実施
- ④防災情報提供プラットフォームが常に正常に運用できるよう維持管理を実施
- ⑤気象庁の特別警報の追加に対応するため「防災みえ.jp ホームページ」の改修を実施
- ⑥「防災みえ.jp メール配信サービス」については、登録促進のため、各種会議・イベント等で内容の周知を図るとともに、新たにPM2.5に関する情報を提供するなどの改良を実施

**【災害医療体制の整備】**

- ①災害拠点病院等2病院において耐震化工事を促進
- ②県全域の災害時医療活動を統括し調整する本部災害医療コーディネーター、地域における災害時医療活動を調整する地域災害医療コーディネーターを設置し、研修会を開催（本部災害医療コーディネーター5名、地域災害医療コーディネーター33名、災害医療コーディネーター研修会3回）
- ③DMAT\*（災害派遣医療チーム）隊員を対象とした訓練や研修への参加（広域医療搬送訓練1回、技能維持研修13名、ロジスティック研修8名、統括DMAT研修4名）
- ④訓練を通じて三重県災害医療対応マニュアルの実効性を確認（災害対策本部図上訓練2回、エマールゴ訓練1回、広域医療搬送訓練1回）
- ⑤地域の実情に即した災害医療体制の整備について検討・協議、情報交換等を行う地域災害医療対策会議を県内9地域で開催
- ⑥災害拠点病院を新たに1病院、災害拠点病院を補完する病院として新たに災害医療支援病院を8病院指定
- ⑦三重県地域医療再生計画を策定し、災害拠点病院の設備整備等を支援

**【安全な建築物の確保】**

- ①木造住宅の耐震診断や補強工事等に対する補助を実施。耐震化を促進するため、市町と連携して未耐震の住宅所有者への住宅訪問、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を実施
- ②耐震改修促進法の改正に伴い、不特定多数が利用する大規模建築物等（ホテル、旅館等）の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修の補助制度を創設

**【緊急輸送ルートの整備】**

- ①災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を推進

**【消防力向上への支援】**

- ①「三重県消防広域化推進懇話会」を設置し、意見を聴取しながら「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」を策定
- ②消防救急デジタル無線（共通波）整備事業の工程管理、整備後の維持管理の検討を実施
- ③消防設備の増強、消防団員の確保に取り組むとともに、消防職団員等の教育訓練を実施

**【高圧ガス等の保安の確保】**

- ①コンビナートの防災対策について、「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しに向けて、石油コンビナート防災アセスメント調査を実施
- ②高圧ガスや火薬類等を取り扱う事業者等に対し、保安検査及び立入検査等を実施

## 平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

### 【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- ①「三重県地震被害想定調査」については、平成 26 年 3 月 18 日にその調査結果を公表しました。今後は、この成果を活用して本県の地震・津波対策の検証と見直しを進めるとともに、市町や防災関係機関において、この調査結果が有効に生かされるよう、調査結果のさらなる周知を図っていく必要があります。
- ②「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」については、関係機関や各部局との調整を終え、平成 26 年 3 月 24 日の三重県防災会議において承認を得て修正内容を公表しました。法改正や県計画の修正等を受け、平成 26 年度以降は、各市町の地域防災計画の大幅な修正が進められることから、的確に修正が行われるよう、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、支援を行っていく必要があります。
- ③「三重県新地震・津波対策行動計画」については、平成 26 年 3 月 18 日に計画を公表しました。この計画が県庁内だけでなく、市町、防災関係機関、自主防災組織、県民へと広く周知され、「防災の日常化」の定着が進むよう、啓発に注力するとともに、計画が着実に実践されるよう、的確な進捗管理を行う必要があります。また、この計画の中で新たな課題として提起した、観光地における防災対策、海拔ゼロメートル地帯における防災対策、復興対策などについて、関係部局や市町と連携し、具体的な対策を講じる必要があります。
- ④ 9 県知事会議等での提言活動を重ねた結果、平成 25 年 11 月に南海トラフ地震対策特別措置法が成立し、平成 26 年 3 月には、川越町以南の沿岸 16 市町が同法に基づく「津波避難対策特別強化地域」に指定されました。一方で、海拔ゼロメートル地帯を抱え、県の地震被害想定調査でも甚大な浸水被害が予測されている桑名市と木曾岬町が指定から外れたことから、これら市町が取り組む防災・減災対策への支援を強化する必要があります。
- ⑤ 今後の風水害対策の検討材料とするための基礎調査を終え、本県における風水害対策の課題と今後の方向性をとりまとめました。この調査結果をふまえ、局地的大雨や竜巻・豪雪を始め、原子力災害などへの対策も含め、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の修正や「三重県新風水害対策行動計画（仮称）」の策定を行っていく必要があります。
- ⑥「津波避難に関する三重県モデル」の水平展開について、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、実践的なワークショップなど地域における取組の実地支援や財政支援を行った結果、熊野市有馬町の 3 地区で平成 24 年度に引き続き取り組まれたほか、新たに津市や明和町、南伊勢町などでも取組が始まるなど、合わせて 6 市町 17 地区で取組が行われました。また、市町独自の手法による津波避難計画作成の取組も、4 市町 27 地区で行われました。
- ⑦「避難所運営マニュアル」についても実地支援や財政支援を行った結果、津市内の 2 地区において作成に取り組まれたほか、志摩市や伊賀市でも取り組まれるなど、合わせて 7 市町 15 地区で取組が行われました。
- ⑧この 2 つの取組が、市町や地域において広く展開されるために重要なことは、取組の主体は地域と住民であるということであり、避難対策を推進するため、あらゆる機会を通じて「自ら考え、自ら作成し、自ら行動する」ことの必要性など、取組の意義をより一層、市町や地域に対し説明していく必要があります。
- ⑨地域減災力強化推進補助金については、津波避難施設や津波避難路整備、災害時要援護者避難対策事業など、28 市町の 150 事業に対して 297,125 千円（3 月末実績）を補助し、県内各市町の防災・減災対策の推進に活用されましたが、今後、市町の防災・減災対策の進捗状況について、検証を行っていく必要があります。
- ⑩災害対策本部の機能強化に取り組むとともに、原子力防災について、関係府県の対応を参考に対策の検討に着手しました。引き続き学識経験者からの助言を得ながら検討を進めていく必要があります。
- ⑪東日本大震災への支援では、「東日本大震災支援本部」のもと、全庁的に取り組み、被災地への職

員派遣を行うとともに、本部員会議における派遣職員等からの報告等により、被災地の状況把握に努めました。また、岩手県久慈市営の被災水族館へ県内水族館と連携して資機材や魚類を支援するとともに、県内高校生やグリーン・ツーリズム\*実践者等の交流事業を同市と実施しました。県内避難者（3月末現在：489名）には被災地の情報紙を配布するとともに、各種相談窓口等の情報をホームページで提供しました。引き続き、できる限りの支援や交流を進めていく必要があります。

### 【災害対応力の充実・強化】

- ① 9月1日、熊野市、御浜町、紀宝町内の各地において、住民参加、医療対策、海上からの救助をテーマに総合防災訓練を実施し、約7,000人の参加を得ました。この訓練の成果や課題を市町、防災関係機関との連携強化や日頃の防災・減災対策の取組に生かしていく必要があります。また、2月7日実施した図上訓練では、総括部隊各班が作成した活動マニュアルの検証を行いました。今後は、PDCAサイクルによりマニュアルの見直しを行い、災害対策本部活動に生かしていく必要があります。
- ② 北勢広域防災拠点の候補地を四日市市と調整を行い決定しました。今後は、早期整備に向けて準備を進める必要があります。また、災害時の孤立対策活動を確保するため、航空燃料の県南部地域への備蓄を検討する必要があります。
- ③ 防災ヘリコプター「みえ」の安全な運航に努めるとともに、導入以来21年が経過し、更新部品の確保が難しく、老朽化してきたヘリコプター機体本体の更新を検討する必要があります。
- ④ 国の基本指針の改正等をふまえ、三重県国民保護計画の変更、国民保護対策本部活動要領等の改訂を行いました。
- ⑤ 大規模災害発生時に孤立が懸念されている熊野灘沿岸地域において、必要な資材を備蓄する道路啓開基地の整備及びブリダンダンシーの確保が困難な箇所の道路構造の強化に取り組みました。引き続き、道路啓開基地の整備及び道路構造の強化を進めていくほか、道路啓開マップを活用した国・市町・建設企業との連携による訓練を実施し、迅速な道路啓開作業に向けた態勢整備を進めていく必要があります。

### 【「協創」による地域防災力の向上】

- ① 防災人材の育成について内容を充実しました。具体的には、みえ防災コーディネーターの養成について、女性視点での活動が活発となるよう女性に限定して養成を行い、新たに53名を認定しました。女性を中心とした専門職防災研修については、59名の修了者による職種間での交流の動きが始まりました。このほか、女性を中心とした自主防災組織リーダー研修を3地区で延べ6回開催するとともに、みえ防災コーディネータースキルアップ研修を3地区で3回開催しました。
- ② 地域における防災活動を効果的に進めていくためには、防災に関する専門的な知識を持った人材や、災害時に地域で率先して行動することができる人材を養成する必要があります。また、これまで育成してきた防災人材を核として、地域の人々の防災意識を高め、防災行動へと結びつけていくことが必要です。このため、県と三重大学が共同で防災人材の育成と活用、新たな人材資源の発掘、防災人材の連携と交流など、防災に関するさまざまなリソースを活用して新たな取組を展開していくための枠組みとして、平成26年4月1日に「みえ防災・減災センター」を設立し、4月18日に開所式を行ったところです。
- ③ 防災啓発については、地域や住民が主体となった取組の紹介を中心に啓発番組（レッツ！防災）を40本制作し放送しました。また、11月5日の「津波防災の日」に合わせ、11月4日に志摩市で「女性の視点に立った防災・減災対策」をテーマにシンポジウムを開催するとともに、12月7日の「みえ地震対策の日」に合わせ、12月8日に多気町で「円滑な避難所運営」をテーマにフォ

ーラムを開催しました。

- ④企業防災力の向上については、「みえ企業等防災ネットワーク」において、事業者等の防災リーダー育成講座を県内5地区で5回開催するとともに、BCP（業務継続計画）<sup>\*</sup>の策定促進や、地域と企業の連携について、先進的な取組事例の共有を図るなど、具体的な取組開始に向けた検討を行いました。
- ⑤自主防災組織の活性化については、自主防災組織の中心的役割を果たす自主防リーダーの研修を地域単位で開催するとともに、自主防災活動への女性の参画を促進するため、女性を中心とした自主防リーダー研修を実施しました。また、「自主防災組織活動実態調査」を実施し、自主防災組織の体制や活動実態を把握するとともに、活性化に向けた支援策等について、市町と意見交換を行いました。

#### 【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ①県、市町、消防本部等からなる防災行政無線運営協議会等により、県防災通信ネットワーク（地上系・衛星系防災行政無線と有線系設備）を維持管理し、正常な通信機能を確認しました。今後も、県防災通信ネットワークの正常な通信機能を確認していくため維持管理を行っていく必要があります。
- ②追加指定された災害拠点病院に地上系防災行政無線設備を設置するための設計を行いました。今後は、設置工事を順次行っていく必要があります。
- ③衛星系防災行政無線の更新工事が完了しました。今後は、新たに追加された機能の活用を図っていく必要があります。
- ④気象情報・災害情報等の収集・伝達や県民への提供を迅速・的確に実施しました。また、新たに設定された特別警報の伝達に対応しました。今後も、気象情報・災害情報等の収集・伝達や県民への提供を迅速・的確に実施するため維持管理を行っていく必要があります。また、より県民にわかりやすく情報が提供できるようにしていく必要があります。
- ⑤「防災みえ.jp メール配信サービス」の登録促進のため、各種会議・イベント等で内容の周知を図りました。今後は、ユーザーのニーズの把握に努め、類似の配信サービスとの差別化を図り、迅速な防災対応に向けた情報を提供するとともに、その利点の啓発に努めることで登録者数増につなげていく必要があります。

#### 【災害医療体制の整備】

- ①災害拠点病院等2病院で耐震化工事を実施しています。今後、この2病院について、計画どおり工事が進むよう進捗状況を確認していく必要があります。また、未耐震の災害拠点病院等について、耐震化を働きかけていく必要があります。
- ②災害医療コーディネーターを設置し災害時対応力の向上を目的とする研修会を開催しました。また、国が行う技能維持研修等にDMAT（災害派遣医療チーム）隊員が参加するとともに、大規模災害時に重症患者を県域外へ搬送する広域医療搬送訓練を実施しました。今後、災害時において必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制を強化するため、他の防災関係者の協力を得ながら災害医療コーディネーターや医療従事者への研修、訓練等を引き続き実施していく必要があります。
- ③三重県災害医療対応マニュアルを改訂し、図上訓練、広域医療搬送訓練を通じて実効性を確認しました。今後も引き続き、各種訓練を通じて実効性を確認し更新していく必要があります。
- ④地域災害医療対策会議を開催し、保健所、市町、災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等の医療関係者、警察、消防等の関係者が地域の災害医療体制の整備について検討・協議、情報交換を行いました。今後、地域災害医療対策会議を引き続き開催す

ることにより、関係機関の連携強化を図る必要があります。

- ⑤災害拠点病院を新たに1病院指定しました。また、大規模災害等により災害拠点病院が機能不全に陥った場合などに対応できる体制を整えるため、災害拠点病院を補完する病院として新たに災害医療支援病院を8病院指定しました。今後、災害拠点病院と災害医療支援病院が連携した訓練を実施するなどにより、災害時の医療提供体制を強化する必要があります。

#### 【安全な建築物の確保】

- ①木造住宅に対する耐震補強工事への補助の申込戸数は過去2番目の実績となりましたが、さらなる耐震化を進めるためには、耐震診断を終えた方が補強工事を実施するよう、直接促していく取組が必要です。
- ②不特定多数が利用する大規模建築物等（ホテル、旅館等）の耐震化を促進するために、補助制度を確実に周知し、耐震診断及び耐震改修の支援を行う必要があります。

#### 【緊急輸送ルートの整備】

- ①緊急輸送道路に指定されている県管理道路について、重点的かつ効率的に整備を進めました。引き続き、大規模災害から県民の皆さんの命と暮らしを守るため、整備を進めていく必要があります。

#### 【消防力向上への支援】

- ①消防の広域化について、三重県消防広域化推進懇話会での議論や各市町、各消防本部との調整をふまえて、「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」を策定しました。
- ②消防救急デジタル無線（共通波）整備事業について、建設工事に係る地元調整を含め、順調に事業を進めることができました。また、整備後の維持管理に係る課題について、専門部会で検討を始めています。
- ③市町・消防本部の消防設備等の充実支援や消防団員の加入促進、消防団活性化の取組を進めました。消防団の装備の基準が改正されたことから、消防団の教育訓練について見直しを検討する必要があります。

#### 【高圧ガス等の保安の確保】

- ①コンビナートの防災対策については、防災アセスメント調査を実施し、平常時や地震時の災害発生危険度等を調査しました。
- ②平成26年1月に三菱マテリアル株式会社四日市工場で爆発事故が発生したのをはじめ、高圧ガス関係等の事故も依然発生していることから、保安検査や立入検査等を強化し、事業者に対して適正な保安管理等の徹底を求めるなど、事故防止に向けた取組をより充実していく必要があります。

### 平成26年度の改善のポイントと取組方向【防災対策部副部長 濱口 尚紀 電話 059-224-2181】

#### 【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- ①地震・津波対策については、「三重県地震被害想定調査」の結果が、県民、事業者、地域、関係機関が自ら取り組む防災・減災対策に生かしていくための基礎的な情報として正しく理解され、効果的に活用されるよう、ホームページで公開するほか、調査結果を関係機関との会議、関係団体や自主防災組織等への研修、出前トークなどの機会を通じて伝達するとともに、「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」、「三重県新地震・津波対策行動計画」についても広く周知を図り、「公助」を担う行政や防災関係機関だけでなく、「共助」や「自助」の取組を実践する地域や県民の力も結集して、これら計画の着実な実践に取り組んでいきます。また、市町が取り組む地域防災計画の修正について、的確な修正がなされるよう、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携して支援します。
- ②被害想定調査の結果、深刻な課題が浮き彫りとなった、県北部の海拔ゼロメートル地帯への防災・



減災対策について、「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会(仮称)」を立ち上げ、県と関係市町等が対策を検討するとともに、ここで検討された対策について、地域減災力強化推進補助金に新たな支援メニューを設けるなどの支援を行うほか、国への財政支援等を要望していきます。また、新たな課題である復興対策について、「三重県復興指針(仮称)」の策定に向けた検討に着手します。

- ③風水害対策については、平成 25 年度にとりまとめた基礎調査結果などをふまえ、局地的大雨や竜巻・豪雪を始め、原子力災害などへの対策も含めた、「三重県地域防災計画(風水害等対策編)」の修正及び「三重県新風水害対策行動計画(仮称)」の策定を進めます。また、原子力災害対策については、「三重県原子力災害対策アドバイザー」からの助言も得ながら、取り組んでいきます。
- ④「津波避難に関する三重県モデル」や「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の取組が、市町や地域において広く展開されるよう、引き続き、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携するとともに、「みえ防災・減災センター」と連携し、みえ防災コーディネーターや三重のさきもり等の防災人材の積極的な活用を行いながら、県内各地域への水平展開を図ります。
- ⑤地域減災力強化推進補助金については、「三重県新地震・津波対策行動計画」の着実な推進を図るため、新たに観光客避難対策推進事業を設けるなどにより、市町の積極的な取組を支援していきます。また、平成 27 年度に行う「三重県新地震・津波対策行動計画」の中間評価をふまえた総合的な見直しに向け、これまでの実績や市町の防災・減災対策事業の進捗状況の検証を行います。
- ⑥東日本大震災への支援について、被災地への職員派遣のほか、人やもの、情報が行き交う交流の取組を促進します。また、県内避難者には、被災地の情報誌を配布するとともに、県内の支援・交流事業の情報を広く収集し、提供していきます。さらに、本部員会議において派遣職員等から被災地の状況を把握するなど、全庁的に連携と情報共有を図っていきます。

#### 【災害対応力の充実・強化】

- ①災害対応力の充実・強化に向け、図上訓練において、引き続き、平成 25 年度に作成した災害対策本部総括部隊の活動マニュアルの検証・見直しを進め、災害対応力の着実な向上を図ります。また、実動訓練においては、住民参加、連携強化に加え、地域の課題や特性をふまえた、より実践的な防災訓練を実施していきます。
- ②北勢広域防災拠点の早期整備に向け、必要な測量・調査・設計を実施するとともに、関係機関との調整を行います。また、災害時の孤立対策活動を確保するため、航空燃料の県南部地域への備蓄について検討します。
- ③防災ヘリコプター「みえ」の安全運航を維持するとともに、ヘリコプター機体更新に向けた検討に着手します。
- ④改訂後の国民保護対策本部活動要領等に基づき、国民保護図上訓練を実施し、実効性を確認します。
- ⑤引き続き、道路啓開を迅速に展開できる態勢整備として、道路啓開基地の整備、道路構造の強化を進めます。

#### 【「協創」による地域防災力の向上】

- ①防災人材の育成・活用については、三重県と三重大学が共同して設立した「みえ防災・減災センター」を中心に、地域防災の担い手として、課題解決能力を持ち、実践することができる人材の育成、学校防災に主体的に取り組み、学校と地域を結ぶことのできる人材の育成、災害対応の最前線に立つ市町職員を対象とした系統的な人材の育成等を行うとともに、育成した人材が、直ちに地域、学校、企業等の現場で活躍できる環境を創出していきます。また、同センターにおいて、引き続き、女性を中心とした防災人材の育成に取り組み、災害現場における男女共同参画の促進を図るとともに、災害時要援護者を支援する体制整備を進めます。
- ②「My まっぷラン」と「防災ノート」の連携については、その仕組みとして、「みえ防災・減災セ



ンター」において協議の場を設けるなど、県教育委員会とともに検討を行っていきます。

- ③「みえ防災・減災センター」では、県内外の活用できる「リソース」を集結し、有効活用することで、「シンクタンク機能」を持ちながら地域の防災・減災対策を実践していきます。具体的には、地域・企業支援の分野では、相談窓口を設置し、地域や企業における防災関係の取組を支援するとともに、「みえ企業等防災ネットワーク」と連携して引き続きBCP（業務継続計画）の策定促進や地域防災における企業の役割等について検討を進めます。また、地震・津波観測システム（DONET）研究会を設置し、その利活用に向けた検討を行います。調査・研究の分野では、災害時要援護者の避難支援用具の開発や、県内に存在する津波痕跡の調査を行うなど、県内全体の減災効果が見込める内容の調査研究に取り組みます。情報収集・発信の分野では、県内の被災情報のアーカイブ化への取組を始めるとともに、各種防災情報や資料の収集、活用、発信を行います。啓発の分野では、昭和東南海地震や伊勢湾台風をテーマとしたシンポジウムなどを開催し、県民に防災について考える機会を提供するとともに、収集した資料等を、博物館や図書館の企画展等での啓発に活用します。
- ④自主防災組織について、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、自主防災リーダー研修の開催や、訓練など活動に対する実地支援を通じて、自主防災活動の活性化や自主防災組織の体制強化を推進していきます。

#### 【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ①県防災通信ネットワーク（地上系・衛星系防災行政無線と有線系設備）の正常な通信機能を確保していくため、維持管理を行っていきます。
- ②新たに県防災通信ネットワークに追加されたテレビ会議等の機能の活用を図っていきます。
- ③平成25年度に実施した設計に基づき、災害拠点病院への地上系防災行政無線設備の設置工事を進めていきます。
- ④気象情報・災害情報等の収集・伝達や県民への提供を迅速・的確に実施するため、維持管理を行っていきます。
- ⑤気象情報、災害情報等について、より迅速・的確に収集・伝達し、県民にわかりやすく提供できるよう、新しい防災情報プラットフォームの構築に向けた基本計画の策定を行っていきます。
- ⑥「防災みえ.jp メール配信サービス」については、県民が必要とする防災情報が提供できるようにニーズの把握に努めるとともに、引き続き各種会議・イベント等の場や様々な媒体を活用してサービス内容の周知を図り、登録を促進することにより、県民の迅速な防災対応に繋げていきます。

#### 【災害医療体制の整備】

- ①災害拠点病院等の耐震化については、耐震化工事を実施している病院のうち平成26年度に工事が完了する予定の病院について、進捗状況を確認のうえ、計画どおりに工事が完了するよう働きかけていきます。また、未耐震の災害拠点病院等について、耐震化に関する補助制度の周知など情報提供に努めます。
- ②関係機関との連携を図りながら、災害医療コーディネーターや医療従事者に対して災害医療に関する訓練や研修等を実施します。また、訓練の実施を通じて三重県災害医療対応マニュアルの実効性の確認を行い、必要に応じて内容の更新を行います。
- ③各地域において地域災害医療対策会議を開催し、地域の災害医療体制の整備に取り組むとともに、関係機関の連携強化を図ります。
- ④各種訓練を通じて、災害拠点病院と災害医療支援病院の連携体制の強化を図ります。

**【安全な建築物の確保】**

- ①木造住宅の耐震化については、引き続き耐震化補助を実施します。さらに、耐震診断を終えた方が、住まいとまちの安全に向けて、それぞれの状況に応じた対策を講じることができるよう、市町と連携してきめ細かな支援を展開していきます。
- ②不特定多数が利用する大規模建築物等（ホテル、旅館等）については、市町と連携して補助制度を周知し、耐震診断及び耐震改修を支援することにより、耐震化を促進していきます。

**【緊急輸送ルートの整備】**

- ①引き続き、緊急輸送道路の重点的かつ効率的な整備を進めていきます。

**【消防力向上への支援】**

- ①優先的に広域化に取り組む重点地域の指定や通信指令台の共同運用等の機能別広域化等の取組に向けた協議を関係消防本部と進めるなど、「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」に基づき、消防の広域化を推進していきます。
- ②消防救急デジタル無線（共通波）整備の事業完了年度であり、適切な工程管理を行うとともに、整備後の維持管理、さらには運用方法について、専門部会において検討を進めます。
- ③消防設備・装備等の充実とともに、消防学校と連携した消防職団員の教育訓練等の充実強化を図っていきます。また、引き続き市町等と連携し、消防団員の確保や消防団の活性化に取り組んでいきます。

**【高圧ガス等の保安の確保】**

- ①コンビナート防災については、実施したアセスメント調査結果や発生した爆発事故の検証結果をふまえ、「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを行います。
- ②高圧ガスや火薬類等を取り扱う事業者等に対して保安検査及び立入検査等を実施し、適正な保安管理等の徹底を図るなど、事故の未然防止に向けた取組を強化します。

\* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。



施策 1 1 2

治山・治水・海岸保全の推進

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

土砂災害、洪水、高潮、津波など自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための対策に着実に取り組む中、近年の災害による教訓をふまえ、緊急に対策が必要な施設の整備・改修や維持管理が行われているとともに、被害軽減に向けた市町・住民への的確な水防情報の提供など警戒避難に資するソフト対策が充実しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で平成 25 年度目標値を達成しており、自然災害からの被害を軽減する取組が進んだことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
自然災害への対策が講じられている人家数	/	234,300 戸	235,000 戸	1.00	236,100 戸	237,100 戸
	233,200 戸	234,200 戸	235,000 戸		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数
26 年度目標値の考え方	27 年度目標値達成に向け、過去の実績等を勘案して、目標値を設定しました

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11201 洪水防止対策の推進 (県土整備部)	河川整備延長	/	463.6km	463.9km	1.00	464.1km	464.3km
		463.4km	463.6km	463.9km		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11202 土砂災害対策の推進 (県土整備部)	土砂災害保全戸数		17,940戸	18,040戸	1.00	18,200戸	18,260戸
		17,843戸	17,964戸	18,100戸			
11203 海岸保全対策の推進 (県土整備部)	海岸整備延長		285.3km	286.3km	1.00	288.0km	288.4km
		284.2km	285.6km	287.7km			
11204 治山対策の推進 (農林水産部)	山地災害保全集 落数		1,521 集落	1,537 集落	1.00	1,554 集落	1,571 集落
		1,504 集落	1,519 集落	1,537 集落			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	31,143	46,681	40,694	43,847	
概算人件費		2,651	2,749		
(配置人員)		(294人)	(299人)		

### 平成25年度の取組概要

- ①紀伊半島大水害により被災した施設の復旧や再度災害を防止するための河川・道路等の改良復旧を推進
- ②河川堆積土砂の撤去を進めるとともに、撤去箇所の優先度や実施方法の考え方を検討し、当該年度の実施箇所や今後2年間の実施候補箇所を市町と情報共有する仕組みを3建設事務所で試行
- ③地震・津波による被害が懸念されるため、河川堤防や海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所の計画的な補強や耐震対策を推進するとともに、県北部の海拔ゼロメートル地帯における木曾三川下流域の河川堤防や海岸堤防について耐震対策を推進
- ④河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設等について、老朽化等の緊急点検を実施し、点検結果に基づき必要となる対策を検討
- ⑤風水害や地震に対する安全性向上のため、河川・海岸・砂防施設の整備を推進。また、市町の警戒避難体制の整備を支援するため、市町が作成するハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の提供や、土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を推進
- ⑥農業用ため池や基幹的農業水利施設の耐震調査等を進め、必要となる補修や耐震対策等を検討し、効果的・効率的な整備を推進。また、住民の避難行動を支援し、安全意識の向上を図るため、避難路等をまとめたハザードマップ作成を促進
- ⑦治山対策について、紀伊半島大水害の災害復旧、山地災害危険地対策、機能の低下した保安林の整備等を推進
- ⑧山地災害危険地区の情報を三重県地理情報システム(M-GIS)に掲載し、住民の警戒避難行動を支援するための情報提供を推進

### 平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①紀伊半島大水害により被災した公共土木施設災害復旧（原形復旧）については、平成 25 年度に概ね完成し、改良復旧についても進捗を図りました。引き続き、改良復旧について早期に完成できるよう取組を進める必要があります。また、平成 25 年の台風 18 号により被災した施設についても早期復旧が必要です。
- ②河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止、軽減を図るため、河川堆積土砂の撤去を進めるとともに、撤去箇所の優先度や実施方法の考え方をもとに市町の意見を踏まえ選定した、当該年度の実施箇所や今後 2 年間の実施候補箇所を市町と共有する仕組みを 3 建設事務所で試行しました。土砂撤去が必要な河川が多く残っていることから、計画的かつ早急な撤去を進める必要があります。
- ③地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、河川堤防については、津波浸水予測区域内の脆弱箇所 183 箇所対策を進める計画のもと、25 箇所補強対策を進めました。海岸堤防については、脆弱箇所 200 箇所対策を進める計画のもと、150 箇所補強対策を進めました。引き続き、計画的に補強対策を進めるとともに、河川改修や海岸高潮対策等に合わせた耐震対策を推進することが必要です。
- ④河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設等について、老朽化等の緊急点検を実施しました。点検結果にもとづき、緊急度に応じた対策に取り組む必要があります。
- ⑤風水害や地震に対する安全性向上のため、河川・海岸・砂防施設の整備を推進しました。整備に必要な箇所がまだ多く残っていることから、引き続きハード対策を進めるとともに、市町の警戒避難体制の整備を支援するためのソフト対策のさらなる推進が必要です。
- ⑥農業用ため池や基幹的農業水利施設については、耐震調査に着手しました。引き続き、耐震調査を推進し、調査結果にもとづいた補強や耐震対策を行う必要があります。また、平成 25 年の台風 18 号により被災した施設の早期復旧に向け、市町等と連携して、災害復旧事業を着実に進めていくことが必要です。
- ⑦山地災害を防止するため、紀伊半島大水害の災害復旧、山地災害危険地対策、機能の低下した保安林の整備等、治山対策を実施しています。平成 25 年の台風 18 号による山地災害の早期復旧や山地災害危険地区における治山対策等の推進が必要です。
- ⑧山地災害危険地区の情報を三重県地理情報システム（M-G I S）に掲載しました。今後、掲載した山地災害危険地区の地図情報を広く県民に周知していくことが必要です。

### 平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【県土整備部 次長 舘 敏彦 電話:059-224-2651】

- ①紀伊半島大水害により被災した施設の再度災害を防止するため、河道断面の拡大等を行う改良復旧を引き続き進めます。また、平成 25 年の台風 18 号により被災した施設の復旧や、再度災害等に備えた治水対策を進めます。
- ②河川堆積土砂の撤去については、風水害の発生時に被害を拡大させる恐れがあることから、当該年度の実施箇所や今後 2 年間の実施候補箇所を市町と共有しながら、より一層の取組を進めます。
- ③地震・津波による被害が懸念されるため、河川堤防や海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所の計画的な補強を行うとともに、南海トラフを震源域とする巨大地震の「津波避難対策特別強化地域」の指定区域はもとより、県北部の海拔ゼロメートル地帯についても耐震対策を進めます。特に海岸堤防において緊急に補強が必要な脆弱箇所（200 箇所）については、対策を重点的に実施し、「みえ県民カビジョン・行動計画」の目標より 1 年早い平成 26 年度中に完了できるよう取り組みます。また、河口部の大型水門等の耐震対策に着手します。

- ④河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設等の緊急点検にもとづき、必要な箇所の緊急修繕を実施します。  
あわせて、長寿命化計画に基づき予防保全が必要な施設の計画的な修繕・更新に取り組みます。
- ⑤河川・海岸・砂防施設については、引き続き施設整備を推進し、安全性の向上に努めます。また、市町の警戒避難体制整備や住民の安全で的確な警戒避難行動を支援する情報について、引き続き、分かりやすく、きめ細かな提供に努めます。
- ⑥農業用ため池や基幹的農業水利施設については、引き続き、耐震調査を推進し、計画的な補強や耐震対策を行うとともに、浸水防止対策を進めます。また、平成 25 年の台風 18 号により被災した施設について、市町等と連携して復旧に取り組みます。
- ⑦平成 25 年の台風 18 号による山地災害の早期復旧や山地災害危険地区における治山対策、保安林内の森林整備等を進めます。
- ⑧山地災害への備えや避難行動に役立てていただけるよう、三重県地理情報システムに掲載した山地災害危険地区の地図情報について、ホームページ、パンフレット等を活用し、県民への周知に努めます。

\* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

**施策 1 1 3 食の安全・安心の確保**

【主担当部局：健康福祉部】

**県民の皆さんとめざす姿**

農水産物の生産や食品の製造・加工から流通・消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られ、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。さらに、高病原性鳥インフルエンザ\*等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備されています。

**平成 27 年度末での到達目標**

農水産物の生産や食品の製造・加工から消費に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全で安心して食べられる食品が供給されています。また、食に関する危機管理体制の整備が進められています。

**評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由**

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	米穀の産地偽装事案の発生がありましたが、県民指標、活動指標の目標値をすべて達成しましたので、ある程度進んだと判断しました。
----------	----------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
食品検査における適合率	/	100%	100%	1.00	100%	100%
	100%	100%	100%		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	食品検査の対象食品のうち、「食品衛生法」の規格基準および「農薬取締法」の使用基準等に適合している食品と、不適合であったが適合するように改善した食品の割合					
26 年度目標値の考え方	食の安全・安心の確保には、確実に「食品衛生法」等の基準に適合していることが必要であり、100%達成を目標値として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11301 食品の安全・安心の確保 (健康福祉部)	自主衛生管理(HACCP手法)*導入取組施設数	/	157 施設	162 施設	1.00	167 施設	172 施設
		152 施設	159 施設	163 施設		/	/
11302 農水産物の安全・安心の確保 (農林水産部)	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止率	/	100%	100%	1.00	100%	100%
		100%	100%	100%		/	/



(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	498	304	220	262	
概算人件費		1,479	1,425		
(配置人員)		(164 人)	(155 人)		

### 平成 25 年度の取組概要

- ①食品監視指導計画に基づき、観光地における食中毒発生の予防対策を重点項目として、食品関係営業施設の監視指導を実施(監視施設数 15,657 件)
- ②食品監視指導計画に基づき、食中毒発生予防のために食品検査を実施し、適正化を図るとともに、不適合があったものに対する改善指導を実施(検査件数 2,174 件、不適合率 2.35%)
- ③HACCP手法を導入した衛生管理プログラムからなる「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を推進(新規取組開始施設 4 施設、取組施設数 163 施設)
- ④新しい食品表示制度である食品表示法に適正に対応するための知識を習得するための表示講習会の実施(11 回開催)
- ⑤食品表示の適正化を図るため、食品監視指導計画に基づき監視指導を実施(2,078 施設)
- ⑥牛海綿状脳症(BSE)対策特別措置法施行規則が改正されたことから、これまで実施してきた全頭検査を見直し、平成 25 年 7 月 1 日から 48 か月齢超の牛について検査を実施(検査結果は全頭陰性)
- ⑦消費者や食品関連事業者、学識経験者などの意見を施策に反映させるための「食の安全・安心確保のための検討会議」の開催(3 回)、若年層へ効果的に食の安全・安心に関する情報を提供する手法の検討
- ⑧米トレーサビリティ法に基づく通常の監視指導の実施(192 件)、米穀の産地偽装の再発防止などに向けた、三重県食の安全・安心の確保に関する条例の改正に伴う基本方針の見直しや米穀取扱事業者を対象とした特別監視指導の実施(28 件)、コンプライアンス研修会の開催
- ⑨高病原性鳥インフルエンザ対策対応マニュアル講習会や初動対応演習等の実施など、農家段階での危機管理体制を強化するための取組、県産肉用牛の放射性物質検査等の実施
- ⑩家畜伝染病の発生予防、予察及びまん延防止に向けた、家畜防疫・経営指導をはじめ、衛生面での危機管理意識の徹底
- ⑪県産農産物の安全・安心を確保するためのGAP\*導入に向けた産地の取組に対する支援
- ⑫農薬、肥料の適正な流通を確保するための立入検査の実施(356 件)、農薬の適正使用の推進を図る農薬指導管理士の資質向上に向けた研修会の開催

### 平成 25 年度の成果と残された課題(評価結果)

- ①観光地のホテルや旅館等で、ノロウイルスによる食中毒が発生したことから、引き続き、食中毒発生予防の取組が必要です。
- ②腸管出血性大腸菌及びカンピロバクターによる食中毒が発生し、食肉、食鳥肉等の取扱い施設がその原因施設となっていたことから、これらの施設への重点的な監視指導が必要です。
- ③食品監視指導計画に基づき計画的に食品検査を実施し、不適合があった場合は事業者に対して速やかに改善するよう指導を行いました。今後も県内に流通する食品の安全・安心確保のため、計画的に検査を実施することが必要です。

- ④「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を多くの事業者に普及するために、事業者等が制度を理解し積極的に取り組むよう働きかけました。地域による偏りはある程度縮小しましたが、まだ取り組む施設の少ない地域の事業者への働きかけが必要です。
- ⑤（一社）三重県食品衛生協会が実施する自主的な衛生管理活動である巡回指導と連携し、表示制度を周知するとともに、表示の適正化に向けた監視指導を行いました。県内で発生した米穀の産地偽装事案の問題もあり、食品表示の適正化に向けたさらなる取組の推進が必要です。
- ⑥食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品表示に関する規定を一元化する食品表示法が6月に公布されました。詳細については、今後、政令等で定められることから、その内容について情報収集に努めるとともに、消費者、事業者への周知が必要です。
- ⑦牛海綿状脳症（BSE）対策特別措置法施行規則が改正されたことから、これまで実施してきた全頭検査を見直し、平成25年7月1日から検査対象を48か月齢超としました。今後も、48か月齢超の牛についてBSE検査を実施することが必要です。
- ⑧消費者や食品関連事業者、学識経験者から食の安全・安心確保のための県の方策に関する意見を聞くための「食の安全・安心確保のための検討会議」を開催（3回）し、「三重県食の安全・安心基本方針」の見直しや「三重県の食の安全・安心行動計画」策定にあたっての参考としました。また、大学生と連携して、若年層への『食の安全・安心を伝えるしくみづくり』に関する検討を行い、大学生のアイデアを活かして「しおり」を制作し、県内大学の図書館に配布しました。
- ⑨米トレーサビリティ法等に基づく通常の監視指導を実施（192件）したほか、県内で米穀の不適正な流通が発生したことをふまえ、三重県食の安全・安心の確保に関する条例の改正に伴って基本方針の見直しを行いました。また、米穀取扱事業者を対象に特別監視指導を実施（28件）し、その結果をホームページで公表するとともに、コンプライアンス意識の醸成を目的とした研修会を開催しました。再発防止に向け、監視体制の強化や法令遵守の徹底などを図る必要があります。
- ⑩高病原性鳥インフルエンザの防疫体制の強化に向け、防疫作業関係者などを対象にした防疫研修会（8地区）や専門家による講演会（1回）、マニュアルの改善に向けた検討会など（6回）を開催しました。また、県産牛の放射性物質に係る全頭検査に取り組み、全頭で基準値以下であることを確認しています。
- ⑪家畜伝染病の発生予防、予察及びまん延防止のため、農家巡回指導のほか、家畜伝染病予防法に基づく検査を実施しました。家畜伝染病予防法に定める監視伝染病のうち、重大な家畜伝染病の発生はありませんでした。重大な家畜伝染病発生に備え、引き続き、家畜防疫の取組を維持、強化するほか、侵入リスクの軽減を図るため、飼養衛生管理基準の徹底を進めていく必要があります。
- ⑫県産農産物の安全・安心を確保するため、産地のGAP導入に向けた取組を支援しました。GAP導入産地は69産地と前年度を31産地上回りました。
- ⑬農薬、肥料の適正な流通を確保するため、販売事業者等に対して立入検査を実施（356件）しました。また、平成26年度から、県公共工事におい農薬管理指導士の立会が義務付けられることから、資格更新時の研修会や研修効果確認試験の実施など資質向上に向けた取組を行いました。引き続き、農薬管理指導士の確保と資質向上に取り組む必要があります。

**平成26年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 増田 直樹 059-224-2321】**

- 〇①引き続き多くの観光客が訪れることが見込まれることから、ノロウイルス等による食中毒の発生を未然に防止するため、観光地の飲食店（大規模旅館やレジャー施設等）をはじめ、集団給食施設や食品製造施設に対して食品取扱者の健康管理を含めた監視指導を行います。

- ②食の安全確保のため、危害発生リスクに応じた施設の監視指導を引き続き実施するとともに、腸管出血性大腸菌やカンピロバクターによる食中毒の発生を未然に防止するため、食肉、食鳥肉等の取扱施設に重点をおいて監視指導を行います。
- ③計画的に食品の残留農薬検査、微生物検査等を実施するとともに、衛生基準等に不適合があった場合は事業者に対して改善するよう指導します。
- ④「三重県食品の自主衛生管理認定制度」について、取り組む施設の少ない地域の事業者を中心に普及を促し、自主衛生管理に取り組む事業者の増加につなげます。
- ⑤食品表示の適正化に向け、引き続き監視を実施するとともに、(一社)三重県食品衛生協会との連携を強化し、食品表示制度の周知の徹底に取り組みます。  
また、米穀の食品表示の確認のためDNA検査等を行い、不適正表示の未然防止に努めます。
- ⑥平成25年6月に公布された食品表示法に対応できるよう、消費者庁を始めとする関係機関からの情報収集に努めるとともに、消費者、事業者等への周知を図り、新しい制度へのスムーズな移行をめざします。
- ⑦と畜検査、食鳥検査とともに、引き続き、48か月齢を超える牛のBSE検査を実施します。
- ⑧危機管理の観点から、食の安全を脅かすリスクの軽減に向けた取組を推進するとともに、危機発生時には、「三重県危機管理計画」に基づく体制のもと、関係部局が連携して、迅速かつ的確に対応します。
- ⑨「食の安全・安心確保のための検討会議」を引き続き開催し、食の安全・安心に向けた県の取組に対する委員の意見などを施策に反映させていきます。
- ⑩米穀の産地偽装などの再発防止と、県民の皆さんの食の安全・安心に対する不安解消・信頼回復を図るため、国との連携を強化するとともに、早期に、新たに配置する監視指導に専任する職員を活用しながら、関係部局が連携して監視指導に取り組みます。併せて、コンプライアンス研修会等の開催や新たに設置するコンプライアンス推進員による巡回指導などにより、米穀取扱事業者等のコンプライアンス意識の醸成を図ります。
- ⑪高病原性鳥インフルエンザの防疫体制を強化するため、防疫研修会や防疫演習等を実施します。また、放射性物質にかかる県産牛の検査については、これまでの検査結果や消費者のニーズ等をふまえて取り組みます。
- ⑫畜産農場自ら、生産ロスの低減や危害要因の発生を未然に防止するため、農場HACCP\*の概念を取り入れた養豚・養鶏農場における生産衛生管理の推進などに取り組みます。
- ⑬県産農産物の安全・安心の一層の確保に向け、生産現場でGAP導入を支援する指導者を育成するとともに、県内の優良事例などの情報提供や普及啓発などを通じて産地へのGAP導入を推進します。
- ⑭農薬、肥料の適正流通・使用に向け、販売事業者等への立入検査による監視・指導を計画的に実施します。また、農薬管理指導士の確保に向け、農薬管理指導士の活動のPRを行うとともに、引き続き、資質向上に向けた、認定試験を受ける前に行う研修内容の充実、資格更新時における研修会や研修効果確認試験の実施などに取り組みます。

\*「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 1 4

感染症の予防と体制の整備

【担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、社会機能が維持できています。

平成 27 年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識を高めるとともに、感染症の発生の兆しを早期探知できる新たな感染症情報システムが、全ての医療機関、保育所、学校等で活用されることにより、関係機関や保護者等が、地域の発生状況を監視して、発生時には速やかに感染拡大防止対策がとられています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、飲食店での 0157 の集団食中毒が 1 件ありましたが、施設や感染者に対して迅速に二次感染防止対策を講じたことで小規模に収まったことや、活動指標はいずれも目標の 90% 以上で概ね達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
感染症の集団発生事例数	/	0 件	0 件	0.00	0 件	0 件
	0 件	1 件	1 件		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく一、二、三類感染症の県内における集団発生の事例数					
26 年度目標値の考え方	集団発生を無くすことが感染症対策の目的であることから、一、二、三類感染症の集団感染 0 件を目標値と設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状地	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11401 感染症予防普及啓発の推進 (健康福祉部)	感染症情報システムを活用している施設の割合	/	100%	100%	0.98	100%	100%
		86.7%	95.4%	97.5%		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		現状地	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11402 感染症 危機管理体制の 整備 (健康福祉部)	感染症情報化コ ーディネーター 数(累計)	/	130人	180人	0.94	230人	280人
		81人	128人	177人		/	/
11403 感染症 対策のための相 談・検査の推進 (健康福祉部)	HIV抗体検査 件数	/	1,025件	1,050件	1.00	1,075件	1,100件
		796件	862件	1,073件		/	/

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,462	1,146	334	467	/
概算人件費	/	388	377	/	/
(配置人員)	/	(43人)	(41人)	/	/

**平成25年度の取組概要**

- ① マダニが媒介する感染症（日本紅斑熱等）の予防に対する啓発の実施（啓発チラシの配布（各市町等105か所）、県広報への掲載）
- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、三重県新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ③ 第一種および第二種感染症指定医療機関の感染症病床運営支援（5施設）
- ④ 結核患者への医療費助成、結核患者への直接服薬指導、定期結核健康診断の経費補助（補助施設数：95施設）、結核の正しい知識の啓発
- ⑤ 人権に配慮したHIV相談、啓発等の実施（相談件数336件）
- ⑥ 三重県予防接種センターを設置し、市町が定期予防接種等を円滑に実施できるよう支援（予防接種センターでの接種人数：816人、相談件数：655件）
- ⑦ 全国的な風しんの流行を受けて、「三重県風しんワクチン接種緊急補助事業」を実施（補助対象市町：29市町、ワクチン接種者数 5,334人）

**平成25年度の成果と残された課題（評価結果）**

- ① 感染症情報システムに県内全ての保育所、学校等が参加するよう、県・市町教育委員会等の関係機関と連携して、未参加施設に対して働きかけをしていく必要があります。
- ② 感染症情報化コーディネーターの新規養成を行うとともに、感染症情報を効果的に活用できるよう引き続き、新規養成コーディネーター等のスキルアップに取り組む必要があります。
- ③ マダニが媒介する日本紅斑熱が全国で最も多く発生しており（平成25年12月末現在 51人）、また、重症熱性血小板減少症候群（以下SFTS）は、ウイルスを保有するマダニが県内に生息していることが報告されたため、マダニが媒介する感染症の予防について引き続き啓発を行う必要があります。
- ④ 今後、三重県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、医療体制の整備、保健所や医療機関等との訓練の実施及び市町行動計画の策定支援を行うとともに、特定接種登録事業者の登録を推進していく必要があります。また、改定された国の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標に対応して

いく必要があります。

- ⑤結核患者が早期に発見され、的確な治療を受けられるように、家族等接触者への健康診断や治療費の助成を行いました。結核の発生は全国的に減少傾向にありますが、集団発生すると社会的影響が大きいため、引き続き結核患者への医療費助成や定期健康診断を実施する施設への経費補助等の対策を推進する必要があります。
- ⑥早期発見が感染拡大防止に効果的であるエイズ(AIDS)等については、保健所において人権に配慮した匿名の相談・無料検査を実施しました。全国的には患者数が増加傾向にあることから、県民に対して引き続き検査の必要性を啓発していく必要があります。
- ⑦三重県予防接種センターにおいて、基礎疾患等を有する接種困難者へのワクチン接種や、県民の皆さんや市町等からの相談に対応しました。医療機関での予防接種事故が依然として発生しているため、医療機関での誤接種がないよう市町と連携し、事故防止に努めていく必要があります。
- ⑧近年の風しんの流行を踏まえ、先天性風しん症候群の発生を防止するため、緊急的に市町が実施するワクチン接種事業に係る費用に対して補助を行いました。今後も再流行が危惧されることから、引き続き対策を講じていく必要があります。

**平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 増田 直樹 059-224-2321】**

- ①感染症情報システムに県内全ての保育所・学校が参加するように、県・市町教育委員会等の関係機関と連携して、未参加施設等に個別に訪問を実施するなどの働きかけを行い、100%の参加をめざします。
- ②感染症情報化コーディネーター養成研修やスキルアップ研修会を実施し、養成した感染症情報化コーディネーターと連携して、県民に対して感染症のわかりやすい予防方法等の情報を提供します。
- ③マダニが媒介する感染症の予防対策として、引き続き、各関係機関と連携しながら、日本紅斑熱、SFTSの感染予防の啓発用チラシを配布するなど県民に正しい情報を提供していきます。
- ④新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、指定地方公共機関の指定、医療体制の整備、保健所や医療機関等との訓練の実施及び、市町行動計画の策定支援を行うとともに、特定接種登録事業者の登録を推進します。また、国の抗インフルエンザウイルス薬備蓄方針に沿って対応していきます。
- ⑤結核対策については、早期発見・早期治療に繋がるよう、結核患者の家族等接触者への健康診断の実施、定期健康診断を実施する施設への経費を補助するとともに、患者が適切な治療を受けられるように治療費の助成及び患者支援を行います。
- ⑥エイズ等については、引き続き、人権に配慮した相談・無料検査を実施するとともに、検査の必要性について県民に啓発を行っていきます。
- ⑦予防接種については、市町が適切に事業を実施し、県民が適切に予防接種を受けられるよう、三重県予防接種センターや市町への支援を行います。また、引き続き、市町や医療機関に対して、予防接種事故をなくすための注意喚起を行います。
- ⑧風しん対策について、効率的なワクチン接種を推進するため、風しん抗体検査を実施するとともに、積極的な啓発を行います。

\* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。



施策 1 2 1

医師確保と医療体制の整備

【担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

県内の全ての地域において、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと併せて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要なときに安心できる質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

平成 27 年度末での到達目標

減少傾向にある救急医療等を担う若手医師の確保に向けた仕組みを構築することなどにより、医師の不足・偏在解消に向けた取組や、看護職員の確保に向けた取組が進むなど、救急医療やへき地医療等を含む地域医療体制の整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値を達成したほか、医師確保対策などで三重県地域医療支援センター*による医師確保偏在解消に向けた仕組みづくりに進捗があったことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
人口 10 万人あたりの病院勤務医師数	118.6 人 (22 年度)	120.0 人 (23 年度) 122.3 人 (23 年度)	122.9 人 (24 年度) 127.6 人 (24 年度)	1.00	124.0 人 (25 年度)	124.0 人 (26 年度)
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	人口 10 万人あたりの県内病院に勤務する常勤換算医師数					
26 年度目標値の考え方	平成 25 年度は、医師確保対策等に総合的に取り組んだ結果、平成 27 年度の目標値まで達成することができました。このため、今後の目標値については、124.0 人を下限として維持するとともに、さらなる上積みを図っていきます。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12101 医療分野の人材確保 (健康福祉部医療対策局)	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	167 人	180 人	192 人	1.00	206 人	217 人
		574 人	181 人	196 人		658 人	665 人
	県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	574 人	644 人	651 人	0.98	658 人	665 人
		574 人	566 人	641 人		658 人	665 人



基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12102 救急・へき地等の医療の確保 (健康福祉部医療対策局)	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	/	593 機関	618 機関	0.99	643 機関	668 機関
		568 機関	576 機関	610 機関		/	/
12103 医療の質の向上 (健康福祉部医療対策局)	医療相談件数	/	761 件	767 件	1.00	778 件	778 件
		755 件	746 件	804 件		/	/
12104 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供 (病院事業庁)	県立病院患者満足度	/	80.0%	80.0%	0.89	80.0%	80.0%
		73.9%	73.1%	71.3%		/	/
12105 適正な医療保険制度の確保 (健康福祉部医療対策局)	市町が運営する国民健康保険の財政健全化率	/	37.9% (23年度)	58.6% (24年度)	1.00	65.5% (25年度)	69.0% (26年度)
		24.1% (22年度)	55.2% (23年度)	62.1% (24年度)		/	/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	67,726	47,753	48,876	46,648	/
概算人件費	/	3,264	3,191	/	/
(配置人員)	/	(362 人)	(347 人)	/	/

平成 25 年度の取組概要

- ①平成 24 年度策定の「三重県保健医療計画（第 5 次改訂）」に基づき、がん、脳卒中、救急医療等の 5 疾病 5 事業及び在宅医療対策の取組を推進
- ②新たに医師修学資金を 61 名に貸与するなど、今後県内で勤務する若手医師の確保に向けた取組を推進
- ③臨床研修病院の魅力向上に向けて 14 医療機関等に支援を行ったほか、子育て医師等復帰支援として 2 医療機関を支援するなど、医療機関が行う医師確保に向けた環境づくりの取組を促進
- ④地域医療支援センターにおいて、修学資金貸与者等の若手医師の県内定着に向け、県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる後期臨床研修プログラムを 17 診療領域で作成するとともに、今後の施策に反映するため医師需給状況調査を実施
- ⑤地域医療支援センターの後期臨床研修プログラム作成の取組について、厚生労働省主催の情報交換会において、全国第 1 位の取組との評価を獲得
- ⑥医学部卒業生が医師免許取得後に実施が義務づけられている医師臨床研修について、MMC 卒後臨床研修センター\*との協力のもと、平成 16 年度の制度導入以降過去最大の 101 名が県内医療機関とマッチング
- ⑦看護職員確保対策として、修学資金の貸与（46 名）、実習指導者養成講習会（73 名）、助産実習施設への受入支援（7 施設）、養成所への運営支援（11 施設）を実施
- ⑧定着促進対策として、24 施設に病院内保育所への運営補助を行うとともに、新人看護職員の研修体

- 制構築のため、体制整備支援（43 施設）、アドバイザー派遣（3 施設）、多施設合同研修事業（参加者延べ 1,225 名）、研修責任者研修（参加者 22 名）、教育担当者研修（71 名）、実地指導者研修（101 名）等を実施したほか、就労環境改善に係る看護管理者への研修を実施（第 1 回 113 名、第 2 回 60 名）
- ⑨ ナースバンク登録の呼びかけにより 933 人の登録者を確保し、潜在看護職員 417 人の再就業を斡旋
  - ⑩ 公立大学法人三重県立看護大学の自主的、自律的かつ効率的な大学運営を支援するため、業務運営に必要な経費を運営費交付金として交付
  - ⑪ 「みんなで守ろう！三重の医療」啓発キャンペーン（平成 25 年 8 月～平成 26 年 3 月）を実施し、県、市町が開催するイベント等でのポスター掲示、啓発グッズの配布を実施するとともに、地域医療を考えるシンポジウムを 2 回開催（亀山市、伊賀地域）
  - ⑫ 救急医療情報システム「医療ネットみえ」を運営し、インターネットや電話等で受診可能な医療機関の案内を実施（電話案内件数 85,976 件）するとともに、医療機関に対し救急医療情報システムへの参加の働きかけを実施（新規参加医療機関 34 件増加）
  - ⑬ 子どもの病気、薬、事故に関する電話相談「みえ子ども医療ダイヤル」を準夜帯（19:30～23:30）において実施
  - ⑭ 中勢伊賀地域、伊勢志摩地域をモデル地区として情報通信技術を活用した救急搬送システムである「MIE-NET」\*構築事業を実施
  - ⑮ 三重県ドクターヘリの運航支援（出動件数 352 件（うち現場出動 237 件、病院間搬送 115 件）、訓練（離島 1 回、高速道 1 回、広域医療搬送 1 回、消防連携 2 回）を実施するとともに、検証会を毎月開催
  - ⑯ 周産期母子医療センター、地域療育支援施設の運営支援、市立四日市病院の総合周産期母子医療センター指定、伊勢赤十字病院における産科オープンシステムの導入、新生児ドクターカー「すくすく号」の更新を実施
  - ⑰ 二次保健医療圏単位で、地域の在宅医療を核となつて進める地域リーダーを養成する研修を実施し、新たな地域リーダー 238 名を養成したほか、在宅医療・介護関係者等の多職種を対象として、県内各地の取組を共有するための在宅医療事例報告会を開催
  - ⑱ 多職種の顔の見える関係づくりや、在宅医療の体制整備に向けた総合的な取組等を行う 11 市町へ支援を実施
  - ⑲ 医師の在宅医療参入を促進するための研修会や、住民の在宅医療に対する理解を深めるための講演会等を郡市医師会単位で実施
  - ⑳ 桑名地域、鈴鹿地域をモデル地域として小児等在宅医療連携拠点事業を実施するとともに、三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターが実施する小児在宅医療ネットワークの構築、小児在宅医療に関わる人材育成の取組を支援
  - ㉑ 地方独立行政法人三重県立総合医療センターについては、県が設置した評価委員会による評価結果等を踏まえ、法人への支援を実施
  - ㉒ 三重県医療安全支援センターの相談窓口において、804 件の相談に対応するとともに、医療従事者等に対して医療現場でのコミュニケーションの取り方についての研修会を開催
  - ㉓ 院内暴力の実態、医療従事者の負担や職場環境への影響等を把握することを目的として、県内全病院（103 施設）を対象に、「院内暴力等に関するアンケート調査」を実施
  - ㉔ 県立こころの医療センターにおいて、国の精神保健医療福祉政策の動向を踏まえ、病院機能の再編を推進し、外来棟の増築など、外来診療機能の充実を図るとともに、訪問看護（3,751 件）などの日中活動支援を実施

- ⑤ 県立一志病院において、地域に最適な包括的で全人的な医療体制づくりを進めるため、医師、看護師などの医療関係者やケアマネジャー、社会福祉協議会職員などの福祉関係者、保健師などの保健関係者とともに「多職種連携ワークショップ 2013」の開催など、多職種が連携した取組を推進
- ⑥ 県立志摩病院について、指定管理者の運営のもと、診療体制の回復を図りつつ、志摩地域における中核病院としての取組を推進
- ⑦ 三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、財政基盤が脆弱な市町国保の財政の安定化を図るため、市町国保の拠出により負担を共有する共同事業である保険財政共同安定化事業の拡充を推進するとともに、収納率の向上や医療費の適正化に向けた市町の取組の支援を実施

### 平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ① 病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等医療従事者の確保等、「医療・介護サービス提供体制の改革」を推進するため、医療介護総合確保推進法案に地域医療構想（ビジョン）の策定等が盛り込まれるとともに、消費税増収分を財源とした新たな財政支援制度が創設されることから、これらに的確に対応していく必要があります。
- ② 今後、県内で勤務を開始する医師修学資金貸与者（3月末現在貸与者累計：408名、返還者を除く）等の段階的な増加が見込まれ、県全体での医師不足の解消に向けた具体的な取組が進む一方で、依然として地域間、診療科目間の偏在があることから、これらの解消を進める仕組みづくりが急務となっています。また、こうした取組と連携し、子育て医師の復帰支援等、医療機関等への支援を充実する必要があります。
- ③ 就労環境改善に係る看護管理者研修会への参加状況を見ると、各医療機関において看護職員の確保定着に向けた就労環境改善の取組に対する高い意識がうかがわれます。また、病院内保育所運営補助の24時間対応加算について、8施設（平成24年度5施設）から交付申請があり、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所が増加しましたが、さらに施設規模に応じた病院内保育所整備を進めていく必要があります。就業環境実態調査の分析結果をふまえ、看護職員の働き続ける意欲を高めるために、勤務条件の改善に加え、魅力的な職場環境を整える必要があります。さらなる看護職員の確保を図るため、ナースバンク登録者数の増加、求人・求職のミスマッチの解消等により、潜在看護職員の再就業を促進していく必要があります。なお、昨年度実施した需給状況調査によると、2035年時点でも需給の差や地域偏在が解消されない見込みであることから、対応策を検討していく必要があります。
- ④ 県が策定した中期目標（平成21年度～26年度）の達成に向けて、公立大学法人三重県立看護大学が効果的、効率的な大学運営を行えるよう自主性・自律性に配慮しつつ支援を行う必要があります。
- ⑤ 救急搬送に占める軽症者の割合が5割を超えていることから、かかりつけ医を持つことや医療機関の適正受診などに関して、県民の皆さんの理解と協力が得られるよう、引き続き、普及・啓発に取り組む必要があります。
- ⑥ 「医療ネットみえ」に参加する時間外診療可能医療機関は年々増加していますが、県民の皆さんが休日・夜間等でも安心して受診できるよう、さらに増加させるとともに、インターネットや電話等により、受診可能医療機関の適切な情報提供を行う必要があります。また、平成25年度に参加医療機関を対象に実施したアンケートを分析し、対応できるところからシステムの改善に取り組んでいく必要があります。
- ⑦ 「みえ子ども医療ダイヤル」では、小児科医会による電話相談を実施してきましたが、小児科医の高齢化に伴い実施が困難な状況となっており、今後、新たな事業者により対応する必要があります。また、従前から要望のある深夜帯への延長について検討する必要があります。
- ⑧ 「MIE-NET」のシステムの構築が完了しました。今後、モデル地域において早期に運用を開

始し、導入効果や課題を検証していく必要があります。また、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」に基づく適正な救急搬送体制を構築するため、各消防本部からの搬送データを調査・分析、検証していく必要があります。

- ⑨ドクターヘリの出動件数が増加しており、救命率の向上や後遺障害の軽減等、救命救急における役割は増えています。今後、出動件数の増加に伴う重複要請への対応や災害時の応援体制の構築など、他県との相互応援について連携体制を構築していく必要があります。
- ⑩周産期母子医療センターの医療機器の整備により、周産期医療体制を整備しました。今後、安心して産み育てる環境づくりを進めるため、周産期母子医療センターの運営を支援するとともに、通常分娩などのローリスク出産を担う医療機関（診療所等）と中等度以上のリスクの出産を担う医療機関（周産期母子医療センター等）の機能分担を推進する必要があります。
- ⑪在宅医療・介護関係者等の多職種連携強化等に努める市町がある一方で、連携の取組が進まない地域もあることから、引き続き、市町の在宅医療体制の基盤づくりを支援していく必要があります。また、人口10万人あたりの訪問診療件数が全国平均より少ないことや、小規模で24時間対応が困難な訪問看護ステーションが多いことなども課題となっており、医師の在宅医療への参入促進や訪問看護機能の充実が必要です。
- ⑫小児在宅医療については、小児等在宅医療連携拠点事業の実施により、小児在宅医療の課題の整理を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等の庁内の関係部署の連携体制を構築することができました。今後、引き続き関係部署が連携して課題解決に取り組んでいく必要があります。また、地域における関係機関のネットワーク構築や人材育成による体制整備を引き続き支援していく必要があります。
- ⑬地方独立行政法人三重県立総合医療センターについては、周産期母子センターの増改築により、NICU（新生児集中治療管理室）を計6床で稼働させるなど、診療機能の充実が図られました。今後、県が設置した評価委員会による評価結果等を踏まえ、法人への支援を行う必要があります。
- ⑭医療に関する患者・家族からの相談や苦情に応じることで、患者・家族等と医療機関との信頼関係の構築を支援しましたが、迅速かつ的確に相談等への対応ができるよう、相談員の資質の向上を図る必要があります。
- ⑮院内暴力等に関するアンケート調査結果によると、多くの病院において、実際に患者等から院内暴力・暴言を受け、院内暴力・暴言などが起こる不安を抱えていることから、医療従事者が安全な環境で働くための院内整備を支援していく必要があります。
- ⑯県立病院において、それぞれの役割やニーズに応じた医療を提供し、円滑な病院運営を実施しました。引き続き円滑な病院運営に努めるとともに、経営の健全化を図っていく必要があります。また、患者満足度が向上するよう、一層、良質な医療サービスを提供していく必要があります。
- ⑰県立志摩病院については、指定管理者の運営のもと、診療体制の回復が図られているところであり、引き続き指定管理者に対して適切に指導・監督を行っていく必要があります。
- ⑱国保の運営主体等に関する国での議論の動向を注視し、その動きに適切に対応する必要があります。

- ①平成27年度以降の地域医療構想（ビジョン）の策定に向け、平成26年度からはじまる、各医療機関が病棟単位に医療機能を報告する病床機能報告制度に適切に対応するとともに、新たな財政支援制度にかかる都道府県計画の策定を着実に進めます。
- ②医師の不足・偏在解消に向けて、地域医療支援センターにおいて、医師不足地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる後期臨床研修プログラムの運用を開始するとともに、各貸与者等への個別の働きかけ等を通じて同プログラムの活用を促進します。また、



医師需給状況調査の結果をふまえ、医師修学資金貸与制度のあり方等医師確保対策において必要な見直しを検討します。さらに、病院の魅力づくりや勤務環境整備に向けて、臨床研修の指導・育成体制の強化や子育て医師等復帰支援事業などの取組の促進を図ります。

- ③看護職員等の就労環境改善に向け、多様な勤務形態の導入や看護補助者の活用などの研修会を開催するとともに、医療勤務環境改善支援センターを設置し、各医療機関の職場環境改善の取組を促進します。また、看護職員等の離職防止のため、引き続き、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所設置に向けた、施設規模に応じた働きかけを実施します。さらに、看護職員の復職支援の強化を図るため、ハローワークへの就労支援相談員の派遣等を実施するとともに、医療介護総合確保推進法案による平成 27 年度の免許保持者の届出制度導入に向け、離職後も「つながり」を確保できる方策を検討していきます。
- ④資質の高い看護職者の養成や地域の保健・医療・福祉の向上を図るため、公立大学法人三重県立看護大学が達成すべき業務運営に関する目標として、第二期中期目標（平成 27 年度～32 年度）の策定を行います。
  - ⑤県民の皆さんが地域医療に対する理解を深め、適切な医療機関の受診など一人ひとりができることに取り組めるよう、他府県の事例も参考にしながら効果的な啓発を行います。
  - ⑥救急医療情報システムの時間外診療可能医療機関の参加促進について、引き続き新規の開業医を中心に参加を働きかけるとともに、平成 25 年度に実施したアンケートをもとにより参加しやすいシステムへ改善するなど、三重県医師会等の関係団体と連携して取り組んでいきます。
  - ⑦「みえ子ども医療ダイヤル」の新たな事業者を確保し、相談時間を深夜帯（23:30～翌 8:00）まで延長して対応します。
- ⑧救急医療体制の整備について、中勢伊賀地域、伊勢志摩地域における「MIE-NET」の運用を開始し、システムの導入効果や課題について検証を行います。また、各消防本部の搬送データの分析、検証結果について、三重県救急搬送・医療連携協議会等において協議し、必要に応じて「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の見直し等を行うとともに、医療機関と消防機関の連携を促進します。
  - ⑨ドクターヘリの広域連携について、和歌山県との相互利用について具体的な連携体制の構築に取り組めます。また、東海・長野地域における連携体制の構築について引き続き検討を進めます。
  - ⑩安心して産み育てる環境づくりを進めるため、周産期母子医療センターの運営、設備整備を支援するとともに、産科オープンシステムを運用できる体制の整備を支援します。また、重症な新生児に対し高度で専門的な医療を提供するため、新生児ドクターカー「すくすく号」を引き続き運用します。
- ⑪在宅医療の充実については、引き続き、地域の在宅医療・介護関係者等の顔の見える関係づくりへの支援など、各市町の特長・実情に応じた支援を実施するとともに、医師の在宅医療への参入促進や訪問看護ステーションの運営基盤の強化を図るための研修会等を開催します。
  - ⑫小児在宅医療については、引き続き地域の関係機関の連携体制構築に取り組むとともに、NICU 等長期入院児の在宅移行支援体制の構築、在宅での療育を支援する関係機関との連携強化に取り組めます。
  - ⑬地方独立行政法人三重県立総合医療センターについて、中期計画に沿った取組を着実に進めることができるよう、評価委員会による評価結果等を踏まえつつ法人への支援を行います。
  - ⑭医療の相談や苦情に迅速かつ的確に対応できるよう、研修会への参加等により相談員の資質向上を図るとともに、医療機関等を対象として医療安全や患者相談に関する研修を実施します。
  - ⑮院内暴力等に関するアンケート調査の分析を進め、院内暴力対策をはじめとする医療の質の向上のための取組を検討していきます。
  - ⑯県立こころの医療センターについては、外来診療機能や訪問看護等の日中活動支援の充実など、病

院機能の整備・充実に引き続き取り組みます。また、県立一志病院については、引き続き家庭医療の実践に取り組むとともに、地域に最適な包括的で全人的な医療の体制づくりに向けて、多職種が連携した取組を推進します。

- ⑰ 県立志摩病院については、基本協定等に基づき、診療体制の回復がさらに図られるよう、指定管理者に対して適切に指導・監督を行います。
- ⑱ 三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、保険財政共同安定化事業のさらなる拡充を推進するとともに、引き続き、収納率の向上や医療費の適正化に向けた市町の取組を支援するとともに、国保の運営主体等に関する国での議論の動向を注視し、その動きに適切に対応します。

\* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。



**施策 1 2 2**

**がん対策の推進**

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

**県民の皆さんとめざす姿**

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

**平成 27 年度末での到達目標**

県民の皆さん、NPO、企業、医療機関、市町等が連携してがん対策に取り組むことにより、がんに対する意識やがん検診受診率および検診精度の向上が見られ、がんの予防・早期発見が進んでいます。また、がんに対する医療体制や、がん患者とその家族に対する相談支援体制などを強化することにより、がん患者の療養生活の質が向上しています。

**評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由**

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	目標値には到達していないものの、がんによる死亡者数(10万人あたり)は大幅に減少したため、ある程度進んだと判断しました。
----------	----------------	------	--

【\*進展度：A(進んだ)、B(ある程度進んだ)、C(あまり進まなかった)、D(進まなかった)】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
75 歳未満の人口 10 万人あたりの がんによる死亡者 数(年齢調整後)	77.4 人 (22 年)	74.5 人 (23 年)	71.6 人 (24 年)	0.97 (71.6 人 /73.5 人)	69.8 人 (25 年)	66.0 人以下 (26 年)
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	国が策定したがん対策推進基本計画の主目標の一つであり、がんによる 75 歳未満の死亡状況について、年齢構成の異なる地域間の死亡状況が比較できるよう年齢構成を調整した県の人口 10 万人あたりの死亡者数					
26 年度目標 値の考え方	平成 26 年度の目標値は、平成 25 年度実績値と平成 27 年度目標値の中間値を設定しました。					



活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
		12201 がん 予防・早期発見の推進 (健康福祉部 医療対策局)	がん検診受診率 (乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん 20.8% 子宮頸がん 26.7% 大腸がん 20.5% (22年度)	乳がん 24.4% 子宮頸がん 28.8% 大腸がん 24.2% (23年度)	乳がん 19.8% 子宮頸がん 28.3% 大腸がん 23.4% (23年度)	乳がん 28.0% 子宮頸がん 30.9% 大腸がん 27.9% (24年度)
12202 がん 治療・予後対策の推進 (健康福祉部 医療対策局)	がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数 (累計)	557人	681人	673人	804人 783人	916人	1,050人

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	183	155	184	166	
概算人件費		36	37		
(配置人員)		(4人)	(4人)		

**平成25年度の取組概要**

- ① 8市町において、創意工夫した個別受診勧奨など、がん検診受診率向上の取組を促進するとともにがん検診の受診行動の課題を明らかにするため、県民1,100名を対象にアンケート調査を実施
- ② がん対策について民間企業5社(信用金庫4社、保険会社1社)と新たに協定を締結し、民間企業と連携を図り、がん検診受診率向上のための取組を実施
- ③ 地域がん登録によるがん情報のデータ収集の取組を推進(登録届出件数16,516件、延べ登録届出件数59,413件)するとともに、がん登録の精度向上をめざし、がん登録実務研修会を実施(3回開催、述べ37名参加)
- ④ がん患者の治療効果と療養生活の質の向上をめざし、医科歯科連携による口腔ケアの取組を進めるため、がん診療連携拠点病院等で構成するがん診療連携協議会と三重県歯科医師会、三重県の3者が協定を締結(6月)するとともに、県民公開講座(530名参加)や人材育成のための研修(909名参加)を実施
- ⑤ 緩和ケアの体制を充実させるため、がん診療に携わる医師を対象に、7病院で緩和ケア研修を実施(受講者数110名 延べ783名修了)
- ⑥ がん患者等に対する支援のため、県がん相談支援センターにおいて、相談、情報提供を実施(相談件数638件)するとともに、がん診療連携拠点病院等に設置されているがん相談窓口において、がん患者等に対して相談、情報提供を実施(相談件数12,324件)
- ⑦ がん対策の一層の充実を図るため、がん患者とその家族、医療関係者などから多様な意見を聞きながら「三重県がん対策推進条例」を制定

- ⑧ウイルス性肝炎の普及啓発と情報提供を行うとともに、ウイルス検査の受診勧奨を行う肝炎コーディネーター養成講座を開催（193名受講）

### 平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①実施したアンケート調査の結果、がん検診未受診の理由（複数回答）として「健康であり必要性を感じない（51%）」「健康診断を受けているので心配ない（35%）」などの理由が上位を占めました。アンケート調査結果をふまえ、受診率向上につながる普及啓発が必要です（がん検診受診率については、ブラッシュアップ懇話会において、県民指標（75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数）との整合性等について指摘を受けており、国が示した考え方に基づく年齢区分（40-69歳、子宮頸がんに関しては20-69歳）における平成23年度のがん検診受診率は、乳がん38.1%、子宮頸がん47.4%、大腸がん29.8%となります。）。
- ②がん検診普及啓発の協定締結を受け、信金4社はがん検診受診者を対象にして、利息優遇の定期預金を販売（口座開設1,557件）するなど、がん検診受診率向上の取組が進みました。引き続き、民間企業・団体等と連携し、がん検診の実効性ある普及啓発を推進していく必要があります。
- ③地域がん登録による罹患・治療情報が蓄積され、平成23年のデータの値が確定しました。今後、当該データをふまえ、実効性のあるがん対策につなげる必要があります。また、平成28年1月のがん登録等の推進に関する法律の施行を見据えて、県内全病院において精度の高いがん登録の実施が出来るよう、がん登録担当者の資質向上に取り組む必要があります。
- ④県とがん診療連携協議会、歯科医師会の3者でがん患者医科歯科連携に関する協定を締結して、連携推進会議を開催するとともに、医科・歯科医療関係者を対象に研修会の実施や、協力歯科医療機関の情報提供を行いました。また、県民の皆さんに対して、がん治療における歯科治療や口腔ケアの重要性について情報提供を行いました。今後、医科歯科連携を推進するため、地域における具体的な働きかけが必要です。
- ⑤新たに緩和ケア等のがん医療に携わる医療機関の医師等に対し、研修の周知及び受講を促す必要があります。
- ⑥県民の皆さんが、県がん相談支援センターやがん診療連携拠点病院等でがん相談ができる体制の充実に努めています。今後、がん患者等の不安や疑問、治療に関する相談に加え、がん患者とその家族が社会的な活動を続けるための支援が必要です。
- ⑦「三重県がん対策推進条例」に基づき、さまざまな主体が連携・協力して効果的ながん検診受診率向上の取組など、がんの予防と検診の重要性について啓発を図るとともに、がん教育、就労支援など新たな課題に取り組む必要があります。
- ⑧肝炎コーディネーター養成講座の修了者に対するフォローアップが必要です。

### 平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

【健康福祉部医療対策局 次長 松田 克彦 059-224-2326】

- ①がん検診の受診率向上の取組が一層拡大するよう、受診率向上の効果がみられる好事例を各市町に紹介するとともに、アンケート調査結果をふまえた効果的な受診勧奨の手法を検討します。また、がんの正しい知識の普及啓発やがん検診受診率向上などの取組をNPO、民間企業・団体等と連携して推進します。
- ②がん登録の推進を図り、がん医療の状況を詳細に把握するため、がんの罹患、診療等に関する精度の高い情報をデータベースに記録、保存する取組を促進します。また、三重大学を中心にがん登録データの分析を行い、今後のがん対策を進めるための企画立案や、市町や医療機関等での利用が出来るよう、情報提供等の取組を進めます。
- ③各地域における医科歯科連携を推進するため、各地域のがん診療連携拠点病院等に対して協力歯科

医療機関についての情報提供を行うなど、連携を働きかけ、がん患者の治療効果の向上や療養生活の質の向上を図ります。

- ④緩和ケアの普及を図るため、新たにかん医療連携推進病院に指定された医療機関や緩和ケア病棟を設置する医療機関に対して、緩和ケア研修の受講を働きかけます。その際、医師のみならず緩和ケアを担う看護師・薬剤師等の医療従事者にも受講を促します。
- ⑤がん患者の就労支援のため、がん相談支援センターに社会保険労務士を派遣し、がん患者の就労関連ニーズや課題を把握して、仕事と治療の両立支援の情報提供、相談支援の仕組みづくりに取り組みます。
- ⑥がん教育の取組を進めるため、教育関係機関等と連携・協力して、がんに対する理解と予防に関する知識を深める教育プログラムを開発していきます。
- ⑦県民のがんに対する理解を深め、併せて予防等に対する意識向上を図るため、市町をはじめ県内関係者と一体となって県民運動を展開します。
- ⑧肝炎コーディネーター養成講座の修了者に対して、医療費助成制度の改正などの情報提供を行っていきます。

\* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 2 3

こころと身体 の健康対策の推進

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

健康づくりから病気の予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、県民一人ひとりに、適正な生活習慣が身につくことにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等の病気のときも、適切な治療や支援を受けています。

平成 27 年度末での到達目標

地域の実情に応じて、県民の皆さん、NPO、企業、学校、市町等が連携してこころと身体 の健康づくりに取り組むことにより、自殺者数の減少や特定健康診査受診率の向上、歯科疾患の改善がみられ、県民一人ひとりの健康の増進と生活習慣の改善が進んでいます。また、生活習慣病患者や難病患者等に対する切れ目のない医療連携体制の充実や医療費助成などにより、安心して療養できる体制の整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標及び活動指標は、いずれも目標の 95%以上を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度		26 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値
健康寿命		男 77.4 歳 女 80.7 歳 (23 年)	男 77.6 歳 女 81.0 歳 (24 年)	男 0.99 女 0.99	男 77.8 歳 女 80.9 歳 (25 年)	男 78.1 歳 女 81.5 歳 (26 年)
	男 77.1 歳 女 80.4 歳 (22 年)	男 77.1 歳 女 80.1 歳 (23 年)	男 77.4 歳 女 80.2 歳 (24 年)			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	国が定めた国民健康づくり運動「健康日本 21」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間					
26 年度目標 値の考え方	平成 26 年度の目標値は、平成 25 年度実績値と平成 27 年度目標値の中間値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12301 健康づくり活動の推進 (健康福祉部医療対策局)	8020 運動推進 員数		249 人	276 人	1.00	305 人	330 人
		222 人	225 人	279 人			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12302 こころの健康づくりの推進 (健康福祉部医療対策局)	自殺対策に係るネットワーク組織を設置している地域数		7地域	9地域	1.00	9地域	9地域
		6地域	9地域	9地域			
12303 生活習慣病・難病対策の推進 (健康福祉部医療対策局)	特定健康診査受診率		43.2% (23年度)	47.1% (24年度)	0.95	49.8% (25年度)	55.0% (26年度)
		39.2% (22年度)	41.1% (23年度)	44.6% (24年度)			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,667	2,735	2,760	2,766	
概算人件費		370	487		
(配置人員)		(41人)	(53人)		

**平成 25 年度の取組概要**

- ① 県民の皆さんの健康づくりの意識の醸成を図るため「県民健康の日こころの絆づくりチャリティー・コンサート」(1,068人参加)や慢性腎臓病(chronic kidney disease:CKD)対策の県民公開講座(417人参加)を実施
- ② ソーシャルキャピタル(人々の信頼関係や結びつき)を活用した健康づくりに関する「地域の健康づくり研究会」の開催(市町職員、健康づくりに関する関係者等46名参加)
- ③ 特定健康診査の受診率向上を図るため、市町・保険者と連携した特定健康診査とがん検診との同時実施に向けた意見交換を実施(3市4町実施)
- ④ 特定健診・特定保健指導の質の向上のために健診・保健指導担当者を対象に研修を実施(6日間、172名受講)
- ⑤ 歯科保健対策を一元的に取りまとめ、乳幼児から高齢者、障がい児(者)等すべての県民に対する歯科保健の向上をめざして、県口腔保健支援センターを設置(9月)
- ⑥ 関係者の理解を得ながらフッ化物洗口の実施箇所の拡大(フッ化物洗口モデル保育所・幼稚園10園)に取り組むとともに、児童虐待予防に資する要保護児童スクリーニング指数(MIES<sup>+</sup>)を小学校30校で試行的に実施
- ⑦ 悩んでいる人に気づき、必要な支援につなげるメンタルパートナーを養成(24,336人)するとともに、自殺企図者(自殺を目的として自損行為を行い救急搬送された者)の実態調査を実施
- ⑧ 特定疾患治療研究事業など難病対策の見直しが検討されており、公平で安定的な制度構築について、国、患者団体と意見交換を実施(3回)

**平成 25 年度の成果と残された課題(評価結果)**

- ① ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりを進めるため、具体的な方策の検討が必要です。
- ② 特定健康診査とがん検診との同時実施に向けて働きかけた結果、新たに平成26年度から2市3町が同時実施に取り組むこととなり、合わせて8市町で同時実施されることになりました。今後は、同時実施の効果について評価を行うとともに、未実施の市町に対して働きかけることが必要です。また、健診の質の向上を図るため、健診・保健指導担当者の資質の向上が必要です。さらに、受診対象者への特定健康診査の必要性等について周知を図るとともに、受診率の低い集団への働きかけが

必要です。

- ③ 県口腔保健支援センターの設置により県内体制を強化し、市町・関係機関等で実施している歯科保健対策を一元的に管理・運営しました。今後は、地域ごとに連携が進むよう支援する必要があります。
- ④ フッ化物洗口の年齢層の拡大やM I E Sの小学校での普及を図るため、関係者と連携しながら取組を進める必要があります。
- ⑤ 自殺企図者の実態調査結果から、自殺企図者の多くは精神疾患を抱えており、再企図の危険性を持ちながら医療機関による精神的ケアが充分でない状況が明らかになりました。そのため再企図を防ぐため、地域において必要な支援が継続して受けられる仕組みづくりが必要です。
- ⑥ 特定疾患治療研究事業など難病対策の法制化に伴う新制度への移行が円滑に進むよう、対応が必要です。

## 平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

【健康福祉部医療対策局 次長 松田 克彦 059-224-2326】

- ① ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりを進めるため、引き続き「地域の健康づくり研究会」を開催し、大学・関係機関・団体・企業・市町等の関係者と意見交換を行うとともに、県内外の先進的な取組について情報収集し、これをもとに具体策を検討します。
- ② 県民の健康づくり推進のため、喫煙・食生活・運動等の生活習慣が健康に及ぼす正しい知識の普及啓発を進めるとともに、NPO等と連携した健康な地域づくりの支援や、「健康づくり応援の店」の拡大など、地域における健康づくりの取組を進めます。また、医療関係者と連携した脳卒中对策の活動を促進するとともに、糖尿病等と関連がある慢性腎臓病（CKD）対策に取り組みます。
- ③ 特定健康診査受診、特定保健指導を通じた生活習慣病予防の推進のため、特定健康診査とがん検診との同時実施をさらに進めるとともに、健診・保健指導担当者の資質の向上を図るための研修の実施や、市町、保険者の取組を支援します。
- ④ 「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づく施策を各地域において推進するため、県口腔保健支援センターから市町・関係機関に対して地域ごとの連携体制づくりを働きかけます。
- ⑤ 学校等で安全にフッ化物洗口が実施できるよう、マニュアルを作成し普及に努めます。また、M I E Sの活用についても、小学校での検証結果をもとに、本格的な実施に向けて市町教育委員会などに働きかけを行います。
- ⑥ 自殺対策のためメンタルパートナーなどの人材育成や啓発事業、相談事業の充実に努めるとともに、自殺未遂者の再企図防止のため、救急医療機関と精神科医療、保健所等が連携を強化して、自殺未遂者を切れ目なくケアする体制の整備に取り組めます。
- ⑦ 国における難病対策の法制化に伴い、医療費助成の対象となる難病患者が拡大する見通しとなっており、今後医療機関・関係団体と連携して、新制度に適切に対応していきます。

\* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。



## 施策 1 3 1 犯罪に強いまちづくり

【主担当部局：警察本部】

### 県民の皆さんとめざす姿

地域社会における絆と人びとの高い規範意識が相まって、犯罪の起きにくい社会が構築されています。また、社会全体で犯罪被害者等に対する支援が行われています。

### 平成 27 年度末での到達目標

県民に強い不安を与える凶悪犯罪や県民の身近で発生する街頭犯罪等が、地域と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動等により減少しています。また、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運が高まっています。

### 評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は、目標値を達成しましたが、活動指標の達成率が約 89%であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
刑法犯認知件数		21,900 件 以下	21,300 件 以下	1.00	21,000 件 以下	21,000 件 以下	
	22,215 件	21,493 件	19,726 件				

### 目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く）について、1 年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数
26 年度目標値の考え方	地域と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動等を推進した結果、刑法犯認知件数は減少傾向にあり、平成 25 年度の件数（実績値）を勘案して目標値を設定しました。

活動指標		23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13101 みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進（警察本部）	街頭犯罪等の認知件数		3,200 件 以下	3,200 件 以下	0.95	3,200 件 以下	3,200 件 以下
		3,641 件	3,458 件	3,359 件			
13102 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化（警察本部）	凶悪犯の検挙率		80.0%	80.0%	0.89	80.0%	80.0%
		71.6%	73.0%	70.8%			



基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13102 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化（警察本部）	主な侵入犯罪の検挙人員		210人	210人	0.90	210人	210人
		194人	193人	189人			
13103 組織犯罪対策の推進（警察本部）	暴力団検挙人員		280人	280人	0.65	280人	280人
		250人	216人	181人			
13104 犯罪被害者等支援対策の充実（警察本部）	犯罪被害者等支援の理解者数		3,500人	3,500人	0.95	3,500人	3,500人
		2,603人	4,284人	3,314人			
13105 県民の安全を守る活動基盤の整備（警察本部）	交番・駐在所施設の充実度		40.0%	41.0%	1.00	42.0%	43.0%
		38.8%	40.0%	41.0%			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	3,949	3,416	3,458	4,026	
概算人件費					
(配置人員)					

**平成25年度の取組概要**

- ①地域における自主防犯活動の活性化を図るため、関係機関、団体等と連携し、防犯活動物品の配布や犯罪情報・地域安全情報の提供等の支援を推進（防犯ボランティア5団体に防犯活動物品支援）
- ②少年の非行防止と健全育成を図るため、大学生ボランティア等と連携した非行少年等の立ち直り支援活動などを推進（「少年の居場所づくり」を10回実施）
- ③街頭犯罪や子ども・女性を対象とする犯罪等を抑止するため、街頭緊急警報装置を整備(26基を更新)
- ④県民に強い不安を与える凶悪犯罪や県民の身近で発生する侵入犯罪等を早期・徹底検挙するため、組織の総合力を発揮した初動捜査と現場検挙活動の徹底、捜査の科学化、各種捜査支援システムの拡充などを推進（平成26年3月2日、三重郡朝日町地内における女子中学生被害に係る強盗殺人等事件を検挙）
- ⑤暴力団の壊滅に向け、あらゆる法令を活用した戦略的な取締りを推進するとともに、暴力団対策法及び三重県暴力団排除条例を活用した社会全体での暴力団排除対策を推進（「三重県暴力団排除対策推進会議」、「鳥羽市旅館業不当要求拒否宣言の街」を設立）
- ⑥社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を醸成するため、関係機関・団体と連携した各種広報・啓発活動を実施（「命の大切さを学ぶ教室」を16回開催、平成25年11月14日「犯罪被害者支援を考える集い」を開催、「犯罪被害者支援キャラバン隊」が南伊勢町、大紀町、大台町の3町を訪問）
- ⑦地域における「生活安全センター」である交番・駐在所の機能を強化するため、相談室を始め、地域住民がより利用しやすい環境に配慮し、建て替え整備を推進（駐在所2か所を建て替え）

**平成25年度の成果と残された課題（評価結果）**

- ①「安全で安心な地域社会」の実現に向けて、県民の皆さんと連携・協働した活動を推進した結果、県内における平成25年中の刑法犯認知件数は、17年ぶりに2万件を下回りましたが、街頭犯罪等、中でも

侵入犯罪や自動車盗の発生が後を絶たず、県民の皆さんの不安を解消するには至っていません。

引き続き、県民の皆さんが、安全・安心を実感できる地域社会づくりを実現するため、地域と一体となった犯罪抑止活動や検挙活動を一層推進する必要があります。

- ②インターネットが日常生活に不可欠な社会基盤として定着している中、インターネットを利用した犯罪等が増加傾向にあり、サイバー空間の安全・安心の確保が喫緊の課題となっています。
- ③県民に強い不安を与える凶悪犯は、減少傾向にあるものの、検挙率は70.8%で目標値の80.0%を9.2ポイント下回り、また、県民の身近で発生する侵入犯罪は、検挙件数が増加しましたが、検挙人員は189人と目標値210人には至らず、捜査力を一層強化する必要があります。
- ④暴力団の活動が低下する一方、事件の端緒把握が困難になる等の背景から、検挙人員が減少傾向にあるため、実態解明を徹底し、事件検挙につなげていくことが課題となっています。
- ⑤「命の大切さを学ぶ教室」の受講者約5,630人からアンケート調査を実施した結果、約83%が「命を大切にしなければならない」、約64%が「被害者や遺族の人たちは、大変な思いをしている」と回答しています。命の大切さへの理解は深まっていますが、被害者等が置かれている現状に対する理解をより浸透させていく必要があります。

また、平成25年度から「犯罪被害者支援を考える集い」、「犯罪被害者支援キャラバン隊」のイベントの運営に大学生ボランティアが参加したところです。引き続き、大学生を始めとする多くの若者に支援活動への参加を呼び掛ける必要があります。

#### 平成26年度の改善のポイントと取組方向 【警察本部 警務部首席参事官 里村 薫 059-222-0110】

- ①地域住民、防犯ボランティア団体等と連携し、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を展開します。特に、子どもや女性が犯罪の被害に遭わない生活環境づくりに結び付く情報発信活動を積極的に行うほか、チャイルドガーディアン\*を配置して、子どもの見守り活動を一層強化します。
- ②性犯罪等に係る不審者情報を始め、関連情報を可能な限り収集する一方、現場鑑識活動や犯罪手口分析を一層強化して、凶悪犯罪の未然防止と徹底検挙に努めます。
- ③県民の皆さんが強い不安を感じるサイバー犯罪やサイバー攻撃に迅速・的確に対処するため、「サイバー犯罪対策課」、「警備企画課」を新設し、捜査力、解析力、事態対処力の強化を図るほか、民間事業者の知見を活用した捜査の推進、官民一体となった抑止対策を推進します。
- ④県民アンケート結果では、「空き巣等の侵入犯罪」が、被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪の第1位となっています。刑法犯認知件数の約8割を占める窃盗犯に対する捜査体制の充実・強化を図るため、「捜査第三課」を新設し、県民の身近で発生する職業的犯罪とも言える侵入犯罪等の早期・徹底検挙に努めます。
- ⑤暴力団を壊滅させるためには、一極集中状態にある山口組の弱体化が急務であり、山口組の強大化を支える弘道会の弱体化が不可欠です。よって、あらゆる法令を活用した戦略的な取締りを強化するとともに、暴力団排除条例を活用した社会全体での暴力団排除や薬物・銃器の根絶など、総合的な組織犯罪対策を推進します。
- ⑥社会全体で犯罪被害者等を支える機運を醸成し、自分や他人の命を大切にする意識、罪を犯してはいけないという規範意識の高揚を図るため、「命の大切さを学ぶ教室」を開催するほか、行政機関、民間支援団体、事業所等と連携し、若者の参加促進を図った上で、「犯罪被害者支援を考える集い」、「犯罪被害者支援キャラバン隊」等の広報啓発活動を実施します。
- ⑦警察活動を支える基盤を充実強化するため、交番、駐在所等の施設や、複雑化、多様化、広域化する犯罪等に的確に対応する各種捜査支援システムなどを整備・充実します。

\*「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。



施策 1 3 2

交通安全のまちづくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」という意識を持って行動することで、交通事故が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

平成 27 年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、過去最少であった平成 24 年から 1 人減少したものの目標を達成できませんでしたが、活動指標については、3 項目のうち 1 項目は目標を達成し、残り 2 項目においても目標の 90% を超える実績であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
交通事故死者数	95 人	90 人以下 95 人	85 人以下 94 人	0.90	80 人以下	75 人以下
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	交通事故発生から 24 時間以内の死者数					
26 年度目標値の考え方	第 9 次三重県交通安全計画において平成 27 年の目標値を 75 人以下としていることから、平成 25 年の現状を踏まえ、14 人の減少をめざすこととしました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進（環境生活部）	交通事故死傷者数	13,908 人	13,300 人以下 13,382 人	12,800 人以下 12,979 人	0.99	12,300 人以下	11,800 人以下

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13202 安全で 快適な交通環境 の整備（警察本 部）	信号機の整備箇 所数（累計）		3,160 か所	3,190 か所	1.00	3,220 か所	3,250 か所
		3,133 か所	3,163 か所	3,193 か所			
13203 交通秩 序の維持（警察 本部）	シートベルトの 着用率		96.5%	97.0%	0.99	97.5%	98.0%
		95.9%	95.6%	96.5%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	4,658	4,642	5,114	4,610	
概算人件費		144	138		
(配置人員)		(16 人)	(15 人)		

**平成 25 年度の取組概要**

- ①「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例」をふまえ、基本計画を策定するとともに、12月1日の「飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす推進運動の日」に合わせた交通安全県民大会の開催等をはじめ、条例の周知と飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざした広報・啓発の展開
- ②四季の交通安全運動など、市町、関係機関・団体等と連携した啓発活動の実施（四季の交通安全運動への参加者数：125,855人）
- ③交通安全教育の裾野を広げ、地域等に根付かせるため、三重県交通安全研修センターを活用した市町や企業等の職員など地域や職域で交通安全教育を推進する指導者（交通安全教育指導者）の養成及び資質向上（1,611人）
- ④高齢者の事故防止のため、老人クラブを中心に地域の交通安全活動に自ら取り組む高齢者（シルバーリーダー）の育成（288人）とシルバーリーダーによる交通安全活動の実施（交通安全講習会、街頭啓発活動等を通じた啓発延べ人数 18,916人）
- ⑤子どもの事故防止のため、幼児・児童を主な対象とした「交通安全アドバイザー」による交通安全教育・啓発活動の実施（交通安全教室開催回数：346回、交通安全教室への参加者数：21,750人）
- ⑥通学路緊急合同点検等による交通安全施設の整備や信号機の新設・改良、歩道や照明灯の整備（信号機新設：30基）
- ⑦飲酒運転や速度超過などの悪質・危険な違反に重点を置いた取締り、シートベルトの着用の徹底に重点を置いた取締りや街頭等における啓発活動の実施

**平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）**

- ①平成 25 年中の県内の飲酒運転絡みの死亡事故件数は 3 件（対前年比 1 件減）で、飲酒運転人身事故件数は 63 件（対前年比 10 件減）でした。平成 26 年 4 月からスタートする「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画」による施策、事業を展開し、飲酒運転根絶の取組を強化する必要があります。
- ②県内の交通事故による死者数・負傷者数は、長期的に見るといずれも減少を続けていますが、1 日当たり約 36 人ももの県民の方が死傷するなど厳しい情勢が続いていることから、引き続き、県民の皆さん一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践

を習慣づけ、交通安全教育や広報啓発活動を推進していく必要があります。

- ③三重県交通安全研修センターにおいて、参加・体験・実践型教育を推進し、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を養成するとともに、全ての県民に対して質の高い交通安全教育を提供できるよう、事業の充実や改善等を図っていく必要があります。
- ④高齢社会の進展に伴い、平成 20 年以降、交通事故死者数の半数以上を 65 歳以上の高齢者が占める状況（平成 25 年 52.1%）が続いていることから、引き続き、高齢者などの交通弱者に重点を置いた交通安全教育や広報啓発活動を推進するとともに、高齢者自らが安全な交通行動を実践するだけでなく、他の高齢者や地域の交通安全に貢献できる仕組みづくりを進め、地域主体の交通安全活動の輪を広げていく必要があります。
- ⑤「交通安全アドバイザー」による子ども等を対象とした交通安全教育を推進するとともに、変化する交通情勢に的確に対応し、絶えず交通安全に対する県民力を高める必要があります。
- ⑥通学路等の生活道路や新設道路等の安全確保を図っていますが、交通事故を防止し、安全で快適な交通環境を実現するためには、引き続き、信号機の新設・改良、横断歩道等の設置等を重点的に推進していく必要があります。
- ⑦交通事故死者数のさらなる減少に向けて、シートベルト着用を含め運転者等の交通ルール遵守意識の向上等を図るため、交通指導取締り、交通安全教育、広報啓発活動等を一層推進する必要があります。

**平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村文明 059-224-2468】**

- ①「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例」の施行及び同基本計画をふまえ、規範意識の定着のための教育および知識の普及や、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診義務通知および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を推進します。
- ②三重県交通対策協議会を構成する 122 機関・団体との幅広い連携・協力のもと、四季の交通安全運動などを中心に交通安全教育や広報啓発活動を展開し、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。
- ③三重県交通安全研修センターにおいて、交通安全教育を地域等に根づかせるため、地域や職域で活動する交通安全教育指導者をその特性に応じ段階的・継続的に育成します。また、センターがより有効活用されるよう、教育内容・手法等の協議・検討を行い、参加・体験・実践型の交通安全教育の充実強化を図ります。
- ④高齢者の交通事故防止に向けて、高齢者の方に「自分たちが中心になって地域の安全を確保する」という意識のもとに交通安全を推進していただけるよう、シルバーリーダーの育成・活用に力点を置いて取り組んでいきます。また、本県の交通事故発生状況等をふまえ、交通事故の発生割合が高い地域に重点を置くなど、効果的な啓発活動等に取り組んでいきます。
- ⑤「交通安全アドバイザー」による出前方式の交通安全教育及び広報啓発活動の一層の推進を図ります。
- ⑥生活道路や新設道路等において、信号機の新設・改良、横断歩道等の設置等の計画的な推進を図り、安全・安心な交通環境の実現に努めます。特に、通学路においては、引き続き重点的な交通安全施設整備に取り組めます。
- ⑦交通ルール遵守意識の向上を図るため、飲酒運転、信号無視などの悪質性・危険性の高い交通違反やシートベルト着用、チャイルドシートの正しい使用の徹底に重点を置いた指導取締を行うとともに、関係機関・団体等と連携した交通安全教育・広報啓発活動を促進します。

\* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。



施策 1 3 3

消費生活の安全の確保

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

事業者から安全で安心な商品やサービスが提供されるとともに、消費者団体、地域住民、事業者団体、教育機関、市町等のさまざまな主体の連携により、消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、県民一人ひとりが消費生活に関する正しい知識や情報を得て、自主的かつ合理的な消費活動を行っています。

平成 27 年度末での到達目標

身近なところで、さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、地域で支え合う意識が高まることにより、消費者トラブルの予防や解決など県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成していますが、ホテル等における食材の不適切表示が県内においても発生したことから、完全に進展したとは言えないと判断し、「B」としました。
----------	----------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
消費生活情報を県民が利用している件数	/	54,500 件	54,500 件	1.00	56,000 件	56,000 件
	53,322 件	51,032 件	57,505 件		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	消費生活に関する講座、研修会、情報提供事業の情報を利用している件数（交通安全・消費生活課調べ）
26 年度目標値の考え方	平成 27 年度目標値達成に向けて、目標値を 56,000 件としました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13301 消費者の自立のための支援（環境生活部）	消費生活講座が役に立つと回答した受講者の割合	/	97.6%	98.4%	1.00	99.6%	100%
		96.8%	98.4%	99.2%		/	/



基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13302 消費者被害の防止・救済（環境生活部）	消費生活相談の解決につながる助言を行った割合		97.3%	98.6%	0.99	99.3%	100%
		96.8%	98.0%	98.2%			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	118	132	136	160	
概算人件費		135	147		
(配置人員)		(15人)	(16人)		

### 平成25年度の取組概要

- ①「みえ・くらしのネットワーク」会員との連携による消費者月間記念講演会や消費者フェスタ等の講演会（3回 989人）、出前講座（25回 752人）、青少年消費生活講座（20回 2,403人）等啓発事業を実施するとともに、ホームページ等さまざまな広報媒体による情報提供を実施
- ②消費者啓発地域リーダー養成講座（5回 49人増）を開催するとともに教材提供等により活動を支援（リーダー登録者累計 108人）
- ③三重県消費者教育推進地域協議会の設置、教職員研修会やeラーニング教材作成（3本）の支援
- ④消費生活相談員の養成講座（62人）の開催、研修への派遣による消費生活相談員の資質向上  
市町の相談窓口充実のため、巡回訪問、市町ホットラインによる助言、相談マニュアル作成等により支援を行うとともに、市町の広域的連携の調整（会議4回）、助言により2町が相談員配置
- ⑤事業者に対して、特定商取引法に基づく行政指導（2件）、近隣県や関係機関との連携強化による情報共有と合同指導（1件）を実施
- ⑥食材の表示の適正化のため、不当商取引指導専門員を2名増員し、研修会開催や講師派遣（4回）、自己点検等自主的取組の支援を実施。また景品表示法に基づく指導、業界団体への要望（6件）を実施

### 平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①消費生活講座等の開催、さまざまな広報媒体による情報提供や啓発活動、平成24年度に制作したWebコンテンツの配信等により、県民の皆さんの消費者被害の未然防止に関する意識が醸成されつつありますが、依然として消費者問題が発生しているため、今後も相談の状況に応じて効果的に啓発を行っていく必要があります。
- ②高齢者の消費者被害防止のため、老人クラブや福祉関係者等に働きかけ、消費者啓発地域リーダーを養成しました。高齢者の相談割合が増加していることから、今後さらに、地域リーダーの実践力を高め、地域啓発を促進する必要があります。
- ③消費者、事業者、教育関係者、福祉関係者等で構成する三重県消費者教育推進地域協議会を設置したことから、今後、総合的・体系的な消費者教育推進計画について検討する必要があります。
- ④市町の広域的連携の調整を行った結果、2町に消費生活相談員が配置されるなど徐々に相談体制が充実されていますが、小規模な市町における単独の消費生活相談員配置は難しい状況にあります。市町と十分意見交換しながら、市町の相談体制充実に向けてさらに働きかけや助言を行っていく必要があります。

- ⑤健康食品の送りつけ商法など悪質な被害事例が依然として発生していることから、消費者被害の発生・拡大防止を図るため、さらに関係機関等との連携を強化し、事業者指導に取り組む必要があります。
- ⑥ホテル等における食材の不適切表示が県内においても発生したことから、事業者における研修会開催や自己点検等の自主的取組を支援しました。また、消費者や食品関連事業者、学識経験者からの意見をふまえ、食品関連事業者の責務等を明確化するなど「三重県食の安全・安心確保に関する条例」の一部を改正しました。今後も引き続き、農林水産部、健康福祉部等関係部と連携し、食品表示の適正化に向けて、事業者に対する啓発や監視指導を強化していく必要があります。

**平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村文明 059-224-2468】**

- ①さまざまな主体が参画するネットワークの拡大を進め、連携して幅広く啓発活動を行います。また、本県で相談の多い工事・建築関連のトラブルや急増する悪質商法、振り込め詐欺など、相談状況に応じて、警察や関係団体等と連携して啓発を行い、消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図ります。
- ②高齢者の消費者被害防止のため、市町や関係団体等と連携し、地域の状況に応じて消費者啓発地域リーダーの増員や実践力向上のための研修会開催、教材の提供など、地域啓発の促進に取り組みます。
- ③関係部局、関係機関と連携し、消費者教育の教材の充実など具体的推進策を進めるとともに、三重県消費者教育推進地域協議会において、総合的・体系的な消費者教育推進計画等について検討します。
- ④県消費生活センターは、県内の消費者行政の中核センターとして、消費者事故等に関する情報集約や情報提供を行うとともに、専門的な相談対応等を行います。また、県民の皆さんに一番身近な市町で消費生活相談に対応できるよう、広域的連携による相談体制の充実等について働きかけや助言を行います。
- ⑤悪質な商取引や不当な表示等について、市町や警察、近隣県、関係機関等と連携して合同指導を行うなど効果的・効率的な事業者指導を行います。
- ⑥食材の表示の適正化に向けて、平成 25 年度に増員した不当商取引指導専門員を活用し、事業者に対して巡回訪問を実施することにより啓発を強化します。また、消費者庁、関係部局、事業者団体等との連携により、国の示したガイドラインによる研修会の開催、事業者の自主的取組の支援、監視指導の強化に取り組みます。

\* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。



## 施策 1 3 4 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保

【主担当部局：健康福祉部】

### 県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体との連携により、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組んでいます。また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保された社会が構築されています。

### 平成 27 年度末での到達目標

多くの関係機関等と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する意識が向上しています。また、医薬品や医療機器などの製造から販売に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全な医薬品等が供給されています。

### 評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標及び4つの活動指標いずれにおいても平成 25 年度目標値を達成したため、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【\* 進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

#### 県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	目標達成 状況	26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値	目標値 実績値
薬物乱用防止講習会の参加者数（累計）	/	245,200 人	295,200 人	1.00	345,200 人	395,200 人
	204,790 人	264,566 人	326,721 人		/	/

#### 目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	県等が行う薬物乱用防止講習会に参加した人数
26 年度目標値の考え方	平成 27 年度の目標達成に向けて、平成 24 年度目標値を基準として毎年 5 万人の参加をめざす目標値を設定しました。

#### 活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	目標達成 状況	26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値	目標値 実績値
13401 薬物乱用防止対策の推進 (健康福祉部)	薬物乱用防止事業の協力者数	/	2,981 人	3,052 人	1.00	3,123 人	3,194 人
		2,933 人	3,014 人	3,102 人		/	/
13402 医薬品等の安全な製造・供給の確保 (健康福祉部)	医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合	/	0%	0%	1.00	0%	0%
		0%	0%	0%		/	/
13403 生活衛生営業の衛生水準の確保 (健康福祉部)	生活衛生営業施設における健康被害発生件数	/	0 件	0 件	1.00	0 件	0 件
		0 件	0 件	0 件		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13404 人と動物との共生環境づくり (健康福祉部)	犬・猫の引取り数		3,351 頭	3,285 頭	1.00	3,285 頭	3,285 頭
		3,373 頭	3,249 頭	2,162 頭			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	164	156	165	164	
概算人件費		361	368		
(配置人員)		(40 人)	(40 人)		

**平成 25 年度の取組概要**

- ①薬物依存者やその家族からの相談に対して薬物問題に取り組む関係機関と連携して対応（相談件数 63 件）
- ②民間団体と連携して薬物依存者の家族を対象とした家族教室を開催（教室開催 5 回）
- ③医療用麻薬等の不正流通を防止するため、医療用麻薬や向精神薬等を取り扱う医療機関や薬局等に立入検査を実施（1,508 件）
- ④医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導を実施（2,123 施設）
- ⑤「くすりの相談テレホン」で県民の皆さんからの問い合わせに対応（相談件数 4,154 件）
- ⑥高校生、大学生等の若年層を対象に献血に関する意識調査を実施（回答者数 10,266 名）
- ⑦高校生を中心とした献血啓発ボランティアであるヤングミドナサポーターの募集（622 名）
- ⑧「愛の血液助け合い運動」、「はたちの献血キャンペーン」等の街頭献血ページントを実施（39 回）
- ⑨生活衛生営業施設に対し監視指導を行うとともに、特にレジオネラ菌による健康被害の発生しやすい公衆浴場の自主衛生管理を促進（公衆浴場の自主衛生管理定着率 98.2% 25 年度目標 85%）
- ⑩犬・猫の殺処分をなくすため、動物愛護教室などの普及啓発活動、譲渡事業、引取り数を減らす取組等を実施（犬譲渡数 56 頭、猫譲渡数 18 頭、動物愛護教室等参加者 2,797 名）
- ⑪改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」や「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に則し、災害時対策を含む動物愛護管理の具体的な取組を定めた第 2 次三重県動物愛護管理推進計画を策定

**平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）**

- ①「平成 25 年度三重県薬物乱用対策推進計画」を策定し、警察本部、教育委員会等関係機関と連携して薬物乱用防止対策を推進しました。また、保健所ごとに組織された各地区薬物乱用指導者協議会が中心となり、自主的、かつ地区の特色を生かした啓発活動を展開できました。今後も引き続き、県民への普及啓発に取り組む必要があります。
- ②違法（脱法）ドラッグの販売のおそれのある店舗への立入調査を行うとともに、その危険性について、県民に対して啓発を行いました。また、平成 26 年 4 月 1 日から指定薬物の所持・使用が禁止されることを受けて更に啓発を行う必要があります。
- ③製造管理を起因とする不良医薬品等の発生を防止するため、引き続き医薬品等の製造業者等の監視指導を行う必要があります。
- ④若年層を対象に実施した献血の意識調査では、献血について知らない人や関心がない人、献血に対

して不安感を持っている人が多いことがわかりました。今後は、これらの調査結果を踏まえ、ヤングミドナサポーターの協力も得ながら、若年層の献血率の向上を図っていく必要があります。

⑤生活衛生営業施設における健康被害の発生はありませんでしたが、レジオネラ菌による健康被害発生を防止するため、公衆浴場の自主衛生管理を更に定着させる必要があります。

⑥動物愛護教室などの普及啓発活動、譲渡事業、引取り数を減らす取組等により、犬・猫の殺処分数は減少傾向にあります。将来的に殺処分がなくなることをめざし取組を強化することが必要です。また、動物愛護管理事業や災害時のペット対策の中核となる「三重県動物愛護管理センター」の機能の拡充等について、さらに検討していく必要があります。

#### 平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 増田 直樹 059-224-2321】

①「第四次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき「平成 26 年度三重県薬物乱用対策推進計画」を策定し、引き続き、民間団体、学校、市町等と連携して、地域の実情に応じた薬物乱用防止啓発活動や再乱用防止対策に努めるとともに、麻薬等を取り扱う施設の監視指導や自生しているけしの除去などを行います。

②違法（脱法）ドラッグ対策については、引き続き県民への啓発活動を実施するとともに、関係機関と連携して関係事業者への立入調査を実施し、違法脱法行為に対しては厳正・的確な対応をしていきます。

③医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導を行うとともに、県民の皆さんに対して医薬品等の副作用や服用方法などに関する正しい知識の情報提供を進めます。

○④献血については、若年層に対して、効果的な啓発を実施するとともに、ヤングミドナサポーターを対象にグループ討議の場を設け、啓発方法等、今後の取組に反映させることで、若者の献血率の向上を図ります。

⑤生活衛生営業施設に対して監視指導を行うとともに、レジオネラ菌による健康被害の発生を防止するため、公衆浴場における自主衛生管理をさらに促進します。

○⑥第 2 次三重県動物愛護管理推進計画に基づき、動物の適正飼養について普及啓発等を行うとともに、殺処分数の減少をめざし、保健所での犬および猫の引取り数のさらなる減少や、譲渡事業、災害時のペット対策などに取り組みます。また、これらの動物愛護管理事業の中核となる「三重県動物愛護管理センター」の機能の拡充に向けた具体的な検討を行います。

\* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。



施策 1 4 1

介護基盤整備などの高齢者福祉の充実

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

利用者のニーズに応じて介護サービス等が継続的に提供され、地域住民等による地域における見守りなどが行われることで、高齢者が地域で自立し、安心して暮らせるとともに、生きがいを持って「支え合いの地域社会」の担い手として活動しています。

平成 27 年度末での到達目標

施設への入所申込を行っている高齢者が多い中、介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者のための介護基盤の整備が進むとともに、地域包括ケアの取組や認知症対策の実施により、高齢者や認知症の人が安心して暮らせる環境整備が進んでいます。

また、高齢者が生きがいを持って地域貢献活動などを行っています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標を達成することはできませんでしたが、介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの待機者の中には、入所を断った方が多く存在すること（入所待機者数から入所を断った方を除くと 1,282 人となり、目標達成状況が 0.86 となる。）を勘案すると、待機者の解消は概ね進んでいることや活動指標の 4 項目のうち 3 項目について目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数		1,572 人	1,097 人	0.61	786 人	0 人
	2,123 人	1,740 人	1,805 人			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者数					
26 年度目標値の考え方	県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者について、施設整備等により平成 26 年度中に計画的に解消することを目指し、平成 26 年度の施設整備の見込み等を勘案のうえ目標値を設定しました。					



活動指標		23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		14101 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上 (健康福祉部)	主任ケアマネジャー登録数	/	636人	706人	1.00
		566人	656人	741人	/	/	
14102 介護基盤の整備促進 (健康福祉部)	特別養護老人ホーム(広域型)および介護老人保健施設整備定員数(累計)	/	14,227床	14,837床	0.46	15,436床	16,497床
		13,477床	14,027床	14,396床		/	/
14103 在宅生活支援体制の充実 (健康福祉部)	認知症サポーター数(累計)	/	63,000人 (23年度)	87,500人	1.00	(達成済)	87,500人
		49,385人 (22年度)	65,525人 (23年度) 79,983人 (24年度)	94,762人		/	/
14104 高齢者の社会参加環境づくり (健康福祉部)	地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者数	/	741人	893人	1.00	930人	930人
		678人	874人	1,598人		/	/

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	25,055	25,587	23,694	26,527	/
概算人件費	/	325	313	/	/
(配置人員)	/	(36人)	(34人)	/	/

## 平成25年度の取組概要

- ①認定調査員などの資質向上に向けた研修の実施(参加者数1,646人)
- ②介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上に向けた研修の実施(参加者数1,519人)
- ③介護従事者を対象とした資質向上のための研修の実施(参加者数348人)
- ④「三重県介護保険事業支援計画(第5期計画)」に基づき、特別養護老人ホームの整備促進(特別養護老人ホーム350床(内230床は平成26年度に繰越))
- ⑤介護基盤緊急整備等特別対策事業による地域密着型介護サービス施設整備(14施設)や既存施設のスプリンクラー整備等防災対策の促進(13施設)および既存の特別養護老人ホーム等のユニット化整備(2施設)
- ⑥特別養護老人ホームが実施する耐震改修の費用に対する助成(1施設)
- ⑦施設間等の災害時相互支援協定の締結の支援など防災対策の実施
- ⑧地域包括ケアに関する市町、地域包括支援センター職員に対する研修等の実施(参加者数293人)
- ⑨医療と介護の関係者を対象とした合同研修の実施(参加者数70人)
- ⑩介護予防に関する市町、地域包括支援センター職員等に対する研修の実施(参加者数424人)
- ⑪市町が実施する介護予防事業の事業評価の実施

- ⑫ 高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けた研修の実施（参加者数 340 人）
- ⑬ 認知症専門医療等を実施する「基幹型認知症疾患医療センター」の指定（1 か所）、「地域型認知症疾患医療センター」の指定（4 か所）
- ⑭ 認知症にかかる相談対応を行う「認知症コールセンター」の設置
- ⑮ 老人クラブに対する活動費助成（1, 870 クラブ）、全国健康福祉祭への県選手団の派遣（118 人）

#### 平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ① 平成 24～26 年度を計画期間とする第 5 期三重県介護保険事業支援計画・第 6 次三重県高齢者福祉計画について、引き続き計画の進捗状況を検証するとともに、第 6 期三重県介護保険事業支援計画・第 7 次三重県高齢者福祉計画の策定作業を行う必要があります。
- ② 認定調査員や介護認定審査会委員等に対して研修を実施し、認定調査等に関する知識の修得が進みました。要介護認定は公平かつ適切に行われる必要があることから、今後も認定調査員等の質の向上を図る必要があります。
- ③ 介護支援専門員の資質向上に向けた研修を行い、目標数を超えた主任介護支援専門員を養成することができました。また、介護支援専門員研修の質の向上を図るため、「介護支援専門員研修検討委員会」を開催し、国が作成する各研修ガイドラインの内容と三重県が実施している現行の研修内容を精査しました。今後も継続して「介護支援専門員研修検討委員会」において検討する必要があります。
- ④ 喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員を養成するため、「喀痰吸引等研修」を実施するとともに、この研修の講師等を担う看護師の養成を行いました。医療的ケアを必要とする利用者の増加が見込まれるなか、医療的ケアに従事できる介護職員の養成が求められます。
- ⑤ 特別養護老人ホームの施設整備の支援に加えて、特別養護老人ホームに併設するショートステイの特養転換を行いました。また、平成 26 年度整備計画の募集にあたって、施設基準に沿った整備計画が作成されるよう、施設整備を予定している事業者に対して説明会を実施しました。そのほか、特別養護老人ホームへの入所の透明性・公平性を確保するため、施設に対して「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」\*の運用状況に関する現地調査を行いました。しかしながら、平成 25 年度整備のうち、230 床が繰越しとなったこと、圏域によっては募集数より応募数が少なかったこと、及び応募数が市町の整備予定数を超過したことにより選定できなかったこと等により選定数が計画数を下回りました。また、施設によっては指針が適正に運用されていないために、介護度が重度で在宅生活をしている入所申込者が優先的に入所していない状況があります。
- ⑥ 地域密着型介護サービス施設の整備、既存の施設のスプリンクラー整備や認知症高齢者グループホーム等の防災補強改修の支援を行いました。今後も高齢者が住み慣れた地域で介護サービスが受けられるよう、地域密着型サービス施設等の整備を進めるとともに、入居者の安心・安全が確保されるよう施設の防災対策を促進する必要があります。
- ⑦ 避難所指定を受けている特別養護老人ホーム 1 施設に対して耐震化の支援を行い、入所施設の耐震化を進めました。耐震診断の結果、耐震工事が必要な養護老人ホーム 1 施設の耐震化の支援を行う必要があります。
- ⑧ 介護保険施設の防災対策について、東紀州地域をモデルとして、施設間の災害支援に関して関係者で協議を進めた結果、施設間の災害時相互支援協定が締結されました。今後も、施設間の災害支援の仕組みが県内の施設において広がるよう支援する必要があります。
- ⑨ 市町及び地域包括支援センター職員を対象とした「地域包括ケア推進担当者会議」を県内 6 会場で開催し、地域ケア会議\*に関する知識を習得するとともに情報交換を行い、地域ケア会議の取組の

共有化を図りました。この会議により、地域ケア会議が実施されていない市町においては開催方法がわからないなど課題が明確になりましたので、アドバイザーを派遣して支援する必要があります。

- ⑩医療・介護関係者を集めた研修会を実施し、医療と介護の連携構築のための取組を進めました。市町によっては連携のための取組が進んでいないところもあるため、引き続き研修会等を通して市町における医療連携のための取組を促進する必要があります。
- ⑪市町、地域包括支援センター職員等を対象とした介護予防に関する研修会を実施し、介護予防事業を行う上で有益な知識の修得が進むとともに、市町が実施する介護予防事業の情報収集や分析を行うことにより、市町における介護予防事業のより詳細な効果の分析が行えました。今後は、事業評価の結果を市町と共有するとともに、国の制度改正の動向を踏まえ、新しい介護予防・日常生活支援総合事業\*の導入の検討を市町へ働きかける必要があります。
- ⑫市町や地域包括支援センター職員等を対象とした高齢者虐待に関する研修を実施し、高齢者虐待への対応力を高めました。高齢者虐待は、毎年のように発生していることから、今後も市町、地域包括支援センター職員等に対する研修を実施するとともに、民生委員など地域関係者から構成される見守りネットワークの構築の推進や専門家と連携して相談支援体制を充実させる必要があります。
- ⑬基幹型認知症疾患医療センター1か所、地域型認知症疾患医療センター3か所を指定するとともに、8月1日付けで新たに東紀州圏域に地域型認知症疾患医療センターを指定することにより、認知症に関する専門医療や専門医療相談を充実させました。これにより、二次医療圏域ごとに認知症疾患医療センターを指定するという当面の目標が達成できました。今後、基幹型認知症疾患医療センターを中心にして、各地域型認知症疾患医療センターが認知症サポート医やかかりつけ医、地域包括支援センター等の連携を図りながら、認知症の人やその家族への支援を充実させていくことが必要です。
- ⑭認知症の人やその家族が気軽に相談できるよう、認知症コールセンターを設置し、相談支援体制の充実を図りました。また、市町や企業と連携して認知症サポーター養成講座を開催した結果、目標数を超えるサポーターを養成することができました。そのほか、各市町の認知症担当で構成する市町認知症連絡会において、認知症サポーターの自主的活動の推進について意見交換を行いました。認知症コールセンターについては、利用促進を図るため周知に取り組んでいるところですが、さらなる周知・普及が必要です。また、引き続き認知症サポーターを養成し、認知症を正しく知るための普及啓発に取り組むとともに認知症サポーターの自主的活動を推進する必要があります。
- ⑮健康づくりや地域貢献活動等を行う老人クラブ活動を支援するとともに、高齢者を対象とした研修を実施した結果、目標数を大幅に超える高齢者に対して地域貢献活動等に関する知識・理解の促進を図ることができました。一人暮らし高齢者や認知症高齢者等が増加し、特に軽度者を中心に生活支援のニーズが高まるなか、高齢者による生活支援の担い手を養成する必要があります。

**平成26年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 宮川 一夫 059-224-2251】**

- ①第5期三重県介護保険事業支援計画・第6次三重県高齢者福祉計画の進捗状況の検証を行うとともに、介護保険法の改正を踏まえ、平成27年～29年度を計画期間とする第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画を策定します。
- ②要介護認定の適正化に向け、認定調査員等を対象とした研修を実施します。
- ③介護支援専門員の資質向上および資格更新に必要な研修を実施するとともに、「介護支援専門員研修検討委員会」を開催し、研修の質を高めるための取組を進めます。
- ④介護施設等におけるサービスの質が向上するよう、介護施設等における看護職員や介護職員に対する研修を実施します。

- ⑤施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、できる限り円滑に施設へ入所できるよう、特別養護老人ホームをはじめとする介護基盤の整備を促進します。また、次年度の施設整備を予定している事業者に対して説明会を実施するとともに、施設に対して「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に沿った入所基準の適切な運用を促します。さらに、市町が介護保険事業計画を策定するにあたって、特別養護老人ホーム等の整備予定数について市町と調整を行います。
- ⑥避難所指定を受けた養護老人ホーム1施設の耐震改修の取組を支援するとともに、施設間の災害時相互支援協定の締結が、県内の東紀州以外の地域にある施設においても進むよう検討します。
- ⑦地域包括ケアシステムの構築が進むよう、市町、地域包括支援センター\*職員を対象に地域包括ケア\*実現に向けた研修を実施するとともに、市町または地域包括支援センターで実施される地域ケア会議に専門アドバイザーを派遣します。また、医療と介護の連携を進めるための研修を実施します。
- ⑧市町が介護予防に効果的な事業を実施できるよう、効果的な取組方法などの研修を実施するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業が円滑に実施されるよう市町を支援します。また、介護予防活用支援事業による事業評価の結果や先進事例の情報提供を行います。
- ⑨認知症の専門医療等を実施する「認知症疾患医療センター」を指定するとともに、かかりつけ医への研修や認知症サポーターの養成など、地域における支援体制の構築を進めます。
- ⑩高齢者虐待の早期発見・早期対応や成年後見制度の利用促進に向けて、市町、地域包括支援センター職員や介護施設従事者を対象とした研修を関係機関と連携して開催します。また、虐待防止に向け民生委員など地域関係者から構成される見守りネットワークの構築を支援するとともに、市町における困難事例への対応が円滑に行われるよう、弁護士等で構成される「三重県高齢者虐待防止チーム」と連携して相談支援体制の充実を図ります。
- ⑪元気な高齢者が生活支援の担い手となるよう研修を実施するとともに、老人クラブによる地域貢献などの活動を支援します。また、全国健康福祉祭に三重県選手団を派遣します。

\*「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。



## 施策 1 4 2 障がい者の自立と共生

【主担当部局：健康福祉部】

### 県民の皆さんとめざす姿

障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、地域において自立した生活を営み、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

### 平成 27 年度末での到達目標

障がい者のハード・ソフト両面での居住の場や日中活動の場を整備するとともに、一般就労に加え、新たな働き方を見据えた取組を進めることにより、地域で自立した生活をしている障がい者が増えていきます。

### 評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標を達成するとともに、活動指標も平均 85% 以上達成しており、障がい者の自立と共生に向けた取組が進んでいることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

### 県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数（累計）		1,203 人	1,294 人	1.00	1,385 人	1,476 人
	1,122 人	1,233 人	1,320 人			

### 目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	グループホーム、ケアホームおよび福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活をしている障がい者数
26 年度目標値の考え方	毎年度入所施設から 30 人、障害児施設から 16 人、地域からの利用 45 人の計 91 人の地域移行を見込み目標設定しました。

### 活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14201 障がい者福祉サービスの基盤整備の推進（健康福祉部）	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数		4,838 人	5,438 人	1.00	5,438 人	5,438 人
		4,622 人	5,622 人	6,057 人			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14202 障がい者福祉サービスの充実 (健康福祉部)	雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数		80人	85人	0.89	90人	95人
		75人	80人	76人			
14203 障がい者の相談支援体制の整備 (健康福祉部)	総合相談支援センター*への登録者数		5,520人	5,740人	0.87	5,960人	6,180人
		5,299人	5,315人	4,986人			
14204 精神障がい者の保健医療の確保 (健康福祉部)	社会的入院から地域移行した精神障がい者数 (累計)		410人	460人	0.52	510人	560人
		372人	418人	440人			
14205 障がい者の社会参加環境づくり (健康福祉部)	県障がい者スポーツ大会参加者数		1,450人	1,500人	1.00	1,550人	1,600人
		1,303人	1,300人	1,501人			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	15,188	13,999	15,011	15,794	
概算人件費		766	717		
(配置人員)		(85人)	(78人)		

**平成25年度の取組概要**

- ①障がい者の暮らしと日中活動の場の整備を支援（グループホーム整備数5か所）
- ②県内4か所の福祉型障害児入所施設に入所している加齢児の地域移行を促進（13人）
- ③障がい者の安全・安心確保のため県内の障がい関係入所施設の耐震化等を促進（2か所）
- ④医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援を検討するため、重症心身障害児（者）と遷延性意識障害者の実態調査を実施
- ⑤官公需を中心に「共同受注窓口」\*を通じた受注拡大を推進（37,896千円）
- ⑥障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、県から障害者就労施設等への調達拡大に向けて、環境を整備（23,718千円 3月末見込み）
- ⑦雇用契約に基づく就労への移行を進めるため、一般就労した障がい者のフォローアップなどを行うほか、県庁舎における宿場実習やホームヘルパー研修等を実施（76人）
- ⑧一般就労でも福祉的就労でもなく、一定の社会的支援のもとに、障がいのある人もない人も対等な立場で共に働く場となる「社会的事業所」\*の創設に向けて、関係機関との調整と支援制度を検討
- ⑨障がい者が安心して地域で生活をしていくための相談支援の窓口の整備と自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を実施
- ⑩サービス等利用計画の作成が促進されるよう、圏域の自立支援協議会における助言、計画作成促進のための研修会を開催
- ⑪精神障がい者とその家族の地域生活定着のため、アウトリーチ（訪問支援）\*事業を実施
- ⑫輪番制による精神科救急医療体制を確保し、電話による24時間精神科医療相談を実施  
(緊急入院366件、外来診療375件、救急輪番の相談助言593件、24時間精神科医療相談2,113件、合計3,447件)
- ⑬三重県飲酒運転0をめざす条例に係る医療機関を指定（平成26年2月1日時点で10医療機関）



- ⑭障がい者スポーツの普及のため、新たな障がい者スポーツ競技団体結成を支援（1 団体結成）
- ⑮芸術文化活動に取り組む障がい者が作品等を発表する「障がい者芸術文化祭」を開催（平成 25 年 12 月開催：ステージ発表（25 組、285 人）、作品展示（231 点） 入場者数 1,820 人）
- ⑯災害時における聴覚障がい者の情報保障のため、伊勢市と協定を締結（平成 25 年 4 月）

### 平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①平成 24～26 年度を計画期間とする「みえ障がい者共生社会づくりプラン」について、引き続きプランの進捗状況を検証するとともに、次期プランの策定作業を行う必要があります。
- ②新たにグループホーム 5 か所を整備するとともに入所施設の耐震化を進め、障がい者の暮らしと日中活動の場の確保、充実を図りました。グループホームとともに、障がい福祉サービス事業所の整備に対するニーズも高いため、こうした施設整備の促進が必要です。また、県内 4 か所の福祉型障害児入所施設に入所している加齢児の地域移行は一定程度進みましたが、残された加齢児への対応を検討する必要があります。
- ③平成 26 年度から重度訪問介護の対象が拡大され、自傷・他害等を繰り返す強度行動障がいのある知的障がい者についても対象となりました。今後は、これまで地域移行が難しかった、強度行動障がいのある知的障がい者の地域移行を促進する取組が必要です。
- ④重症心身障害児（者）と遷延性意識障害者の実態調査により、県内の人数等、基礎的データが収集できました。今後は医療的ケアが必要な障がい児（者）の地域におけるニーズと課題を把握し、支援策を検討していく必要があります。
- ⑤「共同受注窓口」の受注は、昨年度の実績を上回る 37,896 千円となりました。民間企業などへの営業活動を強化し、受発注のマッチングを一層進める必要があります。
- ⑥調達方針に基づいた県からの障害者就労施設等への発注額は 23,718 千円（3 月末見込み）となりました。調達方針を見直したうえで、来年度も引き続き、県庁内各所属において調達に努めるとともに、障害者就労施設等の受注体制を強化する必要があります。
- ⑦障がい者就労支援事業に取り組んだ結果、76 人の障がい者の一般就労につながりましたが、より多くの障がい者の就労促進と就労定着を図る必要があります。
- ⑧「社会的事業所」について市町や関係法人に説明を行い、理解を得ることができました。今後は、「社会的事業所」の創業を支援していく必要があります。
- ⑨平成 25 年 6 月に成立した「障害を理由とする差別の解消を推進する法律（障害者差別解消法）」の平成 28 年 4 月の施行に向け、準備を進める必要があります。
- ⑩相談事業により、障がい者が安心して地域で暮らしていくことを支援しました。今後も引き続き専門性の高い相談事業を実施していく必要があります。
- ⑪サービス等利用計画については、圏域の自立支援協議会や研修会を実施したところ、一部の市町で体制整備が進みました。こうした取組が全市町に広がるよう取り組んでいく必要があります。
- ⑫精神科病院と関係機関等が連携したアウトリーチや精神科救急医療の輪番制により、精神障がい者が地域生活を送るための医療体制を整備することができましたが、精神障がい者の地域移行については、相談支援事業所、精神科病院や市町等関係機関の連携を促進していくことが必要です。今後も、精神障がい者やその家族が、安心して医療などを受けられる体制を継続していく必要があります。
- ⑬飲酒運転違反者が医療機関を受診できる体制について、ほぼ県内全域で整えることができました。今後は、より一層受診しやすくなるよう、指定医療機関の増加に取り組むとともに、アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組を進める必要があります。



- ⑭平成 33 年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会に向けて競技団体の育成に取り組み、1 競技団体が結成されました。今後、残る競技団体の結成を図るとともに、平成 24・25 年度に結成した競技団体を含め、既存の障がい者スポーツ競技団体の強化や障害者スポーツ指導員の育成が必要です。
- ⑮「障がい者芸術文化祭」については、特別支援学校特設コーナーの設置、コンビニエンスストアでのポスター掲示などにより、展示作品等の応募数や入場者数が平成 24 年度実績を上回りました。平成 26 年度は、引き続きより多くの方に参加してもらえるような取組が必要です。
- ⑯音訳・点訳奉仕員研修の実施により、視覚障がい者の意思疎通支援者は増加しましたが、手話通訳者・要約筆記者の養成制度が変更になったことにより、聴覚障がい者の意思疎通支援者は減少傾向にあります。今後は広く情報保障の必要性を啓発するほか、視覚障がい者への支援の充実と聴覚障がい者の意思疎通支援者の養成に取り組むことが重要です。

**平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 宮川 一夫 059-224-2251】**

- ①「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の進捗状況を検証するとともに、障がい者のニーズを踏まえ、平成 27 年～29 年度を計画期間とする次期プランを策定します。
- ②障がい者の地域移行を進めるため、グループホームや障がい福祉サービス事業所の整備を進めます。また、加齢児の地域移行の支援状況を確認しながら、今後の障害児入所施設のあり方について検討します。
- ③強度行動障がいのある知的障がい者の地域移行を促進するため、支援者を養成する研修を実施していきます。
- ④医療的ケアの必要な障がい児(者)への支援策について、自立支援協議会において検討を進めます。
- ⑤福祉事業所における工賃等のさらなる向上に向けて、「共同受注窓口」と事業所との連携・協力体制を一層推進するとともに、品質の向上やパッケージの工夫による、より魅力的な商品の開発や新たな販路の開拓など事業所の自主的な取組を促進し、受注拡大を進めます。
- ⑥障害者就労施設等への発注事例を共有するなど、調達方針に基づいた障害者就労施設等への発注のさらなる推進に取り組みます。
- ⑦障がい者の経済的自立を支援するため、今後も、就労支援のための職場実習やスキルアップ講座を開催するほか、生活介護事業所等から一般就労した障がい者のフォローアップを充実するなど障がい者の職場定着のためのサポートの取組を進めます。
- ⑧市町とともに、「社会的事業所」の創業に向けた取組と安定的な運営を支援します。
- ⑨「障害者差別解消法」の円滑な施行のため、国の基本方針に則して必要な要領の策定を検討します。
- ⑩自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を継続するとともに、今後の相談支援体制について検討します。
- ⑪サービス等利用計画の作成が進むよう、市町における体制の整備を促進し、効率的な作成方法について助言するとともに、相談支援専門員の養成を進めます。
- ⑫関係機関の連携強化や退院支援体制の確保を図ることにより、精神障がいのある人の地域移行を推進するとともに、地域で安心して生活できるよう、24 時間対応できる支援体制や精神科救急医療体制を継続します。
- ⑬指定医療機関の増加に向けて、内科医や産業医を対象にした研修を実施するとともに、アルコール依存症患者の早期発見や適切な対応方法等について、講演会を開催するなど普及啓発に努めます。
- ⑭引き続き、全国障害者スポーツ大会の競技団体の結成に努めるとともに、平成 24・25 年度に結成した競技団体を含め、県内全域で活動する障がい者スポーツ競技団体の活動支援や、中級障害者スポ

ーツ指導員養成のための講習会を実施し、競技スポーツの充実を図ります。

- ⑮「障がい者芸術文化祭」への参加者、入場者がより一層増加するよう、開催方法や広報等について検討し、開催地と連携して開催します。
- ⑯三重県聴覚障害者支援センターや三重県視覚障害者支援センター等における、意思疎通支援者の養成や派遣を充実させ、障がいの特性に応じた情報・コミュニケーション支援を行います。

\* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。



### 施策 1 4 3 支え合いの福祉社会づくり

【主担当部局：健康福祉部】

#### 県民の皆さんとめざす姿

地域住民による支え合いの体制づくりが進み、福祉分野における必要な人材が確保されることで、高齢者や障がい者、生活困窮者などが、その人の状況に応じて、必要な福祉サービス等を利用し、誰もが安心して暮らせる地域社会が構築されています。

#### 平成 27 年度末での到達目標

地域住民がボランティアに参加するなど、地域福祉活動が活発化するとともに、福祉・介護人材の確保・養成等を進めることにより、地域の高齢者や障がい者、生活困窮者などのうち福祉的支援を必要とする人びとに対し、質の高い福祉サービスの提供や利用のための支援が行われています。

#### 評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標をほぼ達成し、活動指標についても平均 85%以上達成できていることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
福祉サービス 利用援助を活 用する人数	1,026 人	1,150 人 1,149 人	1,250 人 1,248 人	0.99	1,350 人	1,450 人
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	三重県地域福祉権利擁護センターが実施する福祉サービス利用援助事業の契約人数					
26 年度目標 値の考え方	事業の円滑な推進に努めた結果、平成 25 年度の目標値はほぼ達成できました。平成 26 年度においては、平成 27 年度の目標達成に向けて、100 人の増加をめざして目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14301 地域福 祉活動と権利擁 護の推進 (健康福祉部)	民生委員・児童 委員活動件数	519,755 件	530,000 件	541,000 件	未確定	551,000 件	562,000 件
			545,951 件	集計中			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値			目標達成 状況
14302 福祉分野の人材確保・養成 (健康福祉部)	介護関係職の求人充足率	/	29.2%	32.8%	0.62	36.4%	40.0%
		25.6%	22.6%	20.4%		/	/
14303 福祉サービスの適正な確保 (健康福祉部)	適正な運営を行っている社会福祉法人の割合	/	79.0%	79.5%	1.00	80.0%	80.5%
		78.6%	79.3%	79.8%		/	/
14304 ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進 (健康福祉部)	さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取組実施数	/	45件	70件	1.00	95件	120件
		22件	51件	86件		/	/
14305 生活困窮者の生活保障と自立支援 (健康福祉部)	生活困窮者等の就労・増収達成率	/	50.0% (23年度)	50.0% (24年度)	0.84	50.0% (25年度)	50.0% (26年度)
		41.9% (22年度)	44.2% (23年度)	42.2% (24年度)		/	/
14306 戦傷病者等の支援 (健康福祉部)	戦傷病者等の支援事業への参加者数	/	1,145人	1,145人	0.95	1,145人	1,145人
		1,122人	1,096人	1,093人		/	/

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	4,700	4,638	4,877	4,481	/
概算人件費	/	514	487	/	/
(配置人員)	/	(57人)	(53人)	/	/

平成25年度 of 取組概要

- ① 県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援
- ② 市町職員等を対象とした成年後見制度に関する研修会を実施 (参加者数 54 人)
- ③ 県福祉人材センターにおいて無料職業紹介、マッチング支援、就職フェア (3回)、福祉職場インターンシップ等の福祉・介護人材確保事業を実施
- ④ 社会福祉法人等に対する指導監査や実地指導、不適切な運営を行っている法人等に対する継続した改善指導 (指導監査 43 法人 322 施設、実地指導 226 事業所、継続した改善指導 8 法人)
- ⑤ ユニバーサルデザインをテーマとする学校出前授業 (37 回) や、「三重おもいやり駐車場利用証制度」普及啓発キャンペーン (40 回)、「おもいやり駐車場」設置に係る事業者等への協力依頼を実施 (平成 26 年 3 月末時点 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の利用交付者数 19,061 人 (累計)、「おもいやり駐車場」の登録届出数 1,889 施設、3,781 区画)
- ⑥ 生活保護制度による被保護世帯への支援 (平成 26 年 3 月時点 保護率 9.6%、生活保護世帯 13,133 世帯、生活保護受給者 17,639 人)
- ⑦ 平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の施行に向けた福祉事務所設置市町への情報提供及び県所管区域 (福祉事務所を設置していない町) における実施事業・体制を検討
- ⑧ 県戦没者追悼式の開催 (参加遺族等 863 人)、政府主催の全国戦没者追悼式への知事の参列 (参加遺族 184 人)、県議会議長とともに沖縄「三重の塔」慰霊式への 8 年ぶりの知事の参列

### 平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ① 県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援しましたが、今後も当事業の利用者の増加が見込まれることから、それに対応できる実施体制を確保する必要があります。
- ② 県福祉人材センターによる福祉・介護人材確保事業と離職者等を対象にした就労支援事業により、平成 25 年度に 481 人の就職（内定）が決定しましたが、介護保険施設等の施設整備が進められるなかで、依然として介護人材の確保が困難な状況が続いています。
- ③ 介護保険・障害福祉サービス事業者への実地指導については、苦情・通報等のある事業所を対象に実施しているため、全法人を対象とした集団指導の見直しを行い、法人単位から事業所単位に参加者を拡大しました。今後とも、集団指導を充実させていく必要があります。
- ④ 社会福祉法人の指導監督権限の一部が、平成 25 年度から市に移譲されたことに伴い、市担当職員を対象とした研修会を開催するとともに、県と市の連絡調整等を図るため、県市連絡会議を開催しました。今後とも市との連携が必要となっています。
- ⑤ 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の利用証交付者数は、累計 10,201 人（平成 25 年 3 月末）から 19,061 人（平成 26 年 3 月末）となり、また、「おもいやり駐車場」の登録届出施設数は、1,560 施設（平成 25 年 3 月末）から 1,889 施設（平成 26 年 3 月末）となるなど、着実に当制度が定着しつつあるほか、利用証の取得者に対するアンケートで、8 割近くの方が「制度の導入により車をとめやすくなった」と回答し、制度の導入効果が認められました。一方、依然として「おもいやり駐車場」で利用証を掲示していない車が多く見られることから、引き続き利用証を持たない方に対する啓発を進める必要があります。
- ⑥ 平成 23～26 年度を計画期間とする第 2 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画について、引き続きプランの進捗状況を検証するとともに、第 3 次推進計画の策定作業を行う必要があります。
- ⑦ 生活保護の保護率が高止まりしている中で、必要な方には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しながら不正受給対策等の強化を図るとともに、就労自立の一層の促進のため、保護開始直後から切れ目のない支援を行い、対象者の自立への意欲をさらに高めていく必要があります。  
（保護率 平成 25 年 4 月 9.7%、平成 26 年 3 月 9.6%）  
また、生活保護世帯の子どもが、大人になって再び生活保護を受給するといった「貧困の連鎖」の防止が課題です。
- ⑧ 平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の施行に向けて、法施行時の実施事業や体制について、福祉事務所設置市町と協議を行っていく必要があります。

### 平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 宮川 一夫 059-224-2251】

- ① 判断能力が不十分な高齢者や障がい者が、地域で安心して生活することができるように、県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を引き続き支援します。
- ② 福祉・介護人材の確保を図るために、労働局等の関係機関と連携し、県福祉人材センターによる職業紹介などの人材確保事業を実施します。
- ③ 介護保険・障害福祉サービス事業者に対する集団指導について、より指導効果を高めるため、開催時期や開催場所の見直しを行い、法制度の理解と法令遵守の意識啓発に努めます。
- ④ 社会福祉法人・施設の指導監査等については、県市連絡会議を継続し、指導監査の合同実施等、市との連携を図りながら、社会福祉法人・施設の適正な運営を指導していきます。
- ⑤ 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発活動やユニバーサルデザイン研修などの取組を通

じ企業等との連携をさらに深め、さまざまな主体をつなぐネットワークづくりや、地域における自主的、自律的なユニバーサルデザインのまちづくりの取組を支援します。

- ⑥第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の進捗状況を検証するとともに、「障害者差別解消法」の制定など、ユニバーサルデザインをとりまく社会の変化を踏まえ、平成27～30年度を計画期間とする第3次推進計画を策定します。
- ⑦7月から本格施行される生活保護法の改正では、主に「就労による自立の促進」「不正・不適正受給対策の強化」について見直しが行われたところであり、県内福祉事務所が対象世帯の自立の促進等について適切に対応できるよう指導、支援を行っていきます。また、引き続き、「貧困の連鎖」の防止を図るため、生活保護世帯の中学生の高校進学を支援する学習支援モデル事業に取り組みます。
- ⑧平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に向けて、モデル事業実施の調整や法施行時の実施事業や実施体制について福祉事務所設置市町と協議を行っていくとともに、県所管区域（福祉事務所を設置していない町）における実施事業や実施体制について検討していきます。

\* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 5 1

地球温暖化対策の推進

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

低炭素社会の実現に向けた県民一人ひとりの日常生活や事業者の事業活動における温室効果ガス排出削減の取組によって、温室効果ガス排出量の削減が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

意識を行動に移すきっかけを提供することにより、ライフスタイルの転換が進み、省エネ等の温室効果ガス排出削減の取組が浸透しています。事業者においても環境経営が促進され、事業活動の中で、温室効果ガス排出削減の取組が広がっています。

また、県民の皆さん、事業者が一体となった地域ぐるみでの取組が活発化しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由 県民指標の目標はおおむね達成しているものの、活動指標において、目標に対してあまり進まなかった項目もあり、それらを総合的に判断しました。
----------	----------------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
温室効果ガス排出量の基準年度比（森林吸収量を含む）	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>+3.6% (21 年度)</span> <span>+6.3%以下 (22 年度)</span> </div>	+4.9% (22 年度)	+5.3% (23 年度)	0.89 (※)	+3.1%以下 (24 年度)	+1.5%以下 (25 年度)
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	三重県域から排出される二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の基準年度（平成 2（1990）年度）比。なお、「三重県地球温暖化対策実行計画」では、平成 32（2020）年度の目標値は基準年度比で、-10%としています。 ※平成 23 年度は、東日本大震災後、原子力発電が稼働停止したことに伴い、火力発電に移行したことから、前年度に比べて、電気の供給 1 kW あたりの二酸化炭素の排出量を示す指標である排出係数*が上がったため、温室効果ガスの排出量が増加しました。 なお、平成 22 年度の排出係数で平成 23 年度の温室効果ガス排出量の基準年度比を算定すると+2.2%となり、目標値を達成しています。					
26 年度目標値の考え方	平成 20 年秋のリーマンショックによる影響がある平成 21、22 年度の値ではなく、影響の少ない平成 20 年度の値（+9.7%）から、「三重県地球温暖化対策実行計画」の目標を達成するため、毎年、均等に削減するという前提のもとに目標値を設定しました。					



活動指標		23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		15101 温室効果ガス排出削減の取組推進 (環境生活部)	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	0% (22年度)	+0.6%以下 (23年度)	+1.2%以下 (24年度)	0.60
15102 環境経営の促進 (環境生活部)	三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム (M-E MS) * 認証事業所数 (累計)	246件	290件	330件	0.33	350件	420件
15103 環境行動の促進 (環境生活部)	環境活動参加者数	4,957人	5,300人	5,600人	1.00	5,800人	6,000人
15104 環境教育の推進 (環境生活部)	環境教育参加者数	29,454人	30,000人	33,000人	0.97	33,000人	33,000人

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	590	419	335	378	
概算人件費		153	156		
(配置人員)		(17人)	(17人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①各主体の自主的かつ積極的な温暖化対策を盛り込んだ「三重県地球温暖化対策推進条例」を制定
- ②低炭素なまちづくりを進めるため、伊勢市における電気自動車 (EV) 等を活用した低炭素社会モデル事業において、平成 24 年度に策定した協議会の取組や各主体の役割等を定めた行動計画「おかげさま Action」に基づき、小型電気自動車の導入などその環境整備の実施
- ③温暖化が進む中、平成24年度に実施した気候変動による影響の調査結果等をふまえ、県や市町などの施策や事業を実施するに当たり、温暖化に適応するための必要な考え方を整理
- ④省エネなど環境に配慮した環境経営を進めるため、商工会議所等と連携し、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム (M-EMS) の普及啓発を実施 (新規認証取得：17社)
- ⑤家庭からの温室効果ガスの排出量を削減するため、地球温暖化防止活動推進センターを拠点とし、地球温暖化防止活動推進員等による出前講座やイベント等における地球温暖化防止に係る啓発活動の実施 (参加者数：18,403人)
- ⑥環境保全活動を推進するため、環境学習情報センターを中心に環境の保全に係る講座、イベント等を実施 (環境教育参加者数：31,911人)
- ⑦国際環境協力の一環として、ブラジルサンパウロ州との共同宣言をふまえ、サンパウロ州における環境分野での協力内容について協議を実施

### 平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①地球温暖化対策を進めていくため、条例の制定趣旨をふまえ、温室効果ガスの排出削減や地球温暖化対策に関する環境教育・学習など各主体の自主的な取組を進めていく必要があります。
- ②低炭素なまちづくりを進めていくためには、電気自動車（EV）等で走れるインフラ整備（充電施設の設置）が必要です。
- ③地球温暖化に伴う気候変動による影響への適応については、温暖化に適応するための必要な考え方を県や市町の各種計画に反映させていく必要があります。
- ④三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）については、M-EMS 取得の効果を紹介したリーフレットを活用し、企業訪問を行うなどその普及啓発を図ってきましたが、認証取得数が減少しており、導入促進を図っていく必要があります。
- ⑤県民の省エネ・節電に対する意識が高まりましたが、意識の高まりを行動につなげていく必要があります。
- ⑥環境保全活動の推進については、環境活動を展開する指導者をさらに育成するとともに、県民や企業等の自主的な活動だけではなく、多くの企業やNPO等との連携が必要です。
- ⑦サンパウロ州における環境汚染の状況、環境規制制度等を把握したうえで、サンパウロ州のニーズに応じた協力を行う必要があります。

### 平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 岡本 弘毅 電話:059-224-2305】

- ①ボイラーや空調設備の運用改善や新たな省エネ設備の導入等、事業活動や建築物における地球温暖化対策を行ううえで必要な事項を定めた指針の周知を図るなど、昨年度制定した条例の実効性を高める取組を行います。
- ②電気自動車等を活用した低炭素なまちづくりを行うため、環境にやさしい電気自動車（EV）等の普及啓発を行うとともに、大規模集客施設や宿泊施設を中心に充電施設の設置の促進を図ります。また、昨年度導入された電気バスについては、事業者と連携しながらその導入効果を確認するためのアンケート調査等を実施し、その結果をふまえ、より効果的な啓発を行います。
- ③地球温暖化に伴う気候変動に適応していく必要性について、広く周知するとともに、必要な考え方を県や市町の各種計画へ反映するよう取り組みます。
- ④環境に配慮した事業者の拡大を図るため、昨年度に引き続き、M-EMS 取得の効果を紹介したリーフレットを活用した企業訪問や業界団体への啓発など一層の普及拡大を図ります。
- ⑤地球温暖化防止活動推進員等が行う啓発活動等において、省エネ等に係る具体的な事例や効果を示した啓発冊子等を活用するなど、引き続き、「見える化」の取組を通じて、県民一人ひとりの行動へとつなげていきます。
- ⑥環境学習情報センターにおいて、県民の環境活動、環境学習に対するニーズなどをふまえ、指導者養成講座等の内容の充実を図るとともに、市町や学校等関係機関、企業等との連携により環境教育・環境活動への参加者の増加を目指します。
- ⑦サンパウロ州の行政職員等を対象に、公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT）を活用し、ニーズにあった環境保全に関する研修を実施します。

\* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。



施策 152

廃棄物総合対策の推進

【主担当部局：環境生活部 廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用が進み、環境への負荷が最小限に抑えられ、また、再使用・再生利用ができない廃棄物が適正に処理されている循環型社会の構築が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

従来の再使用・再生利用の取組に加えて、排出事業者責任の一層の徹底や県民の皆さんの環境配慮に関する意識醸成、さまざまな主体の連携による地域での廃棄物（生ごみ等）の循環利用を図ることによって、焼却や埋立処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導の強化と、地域自らによる監視の取組が広がることによって不法投棄を許さない社会づくりが進むとともに、過去の不適正処理事案が迅速に是正されてきています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成しているが、活動指標の平均達成率を考慮して、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
廃棄物の最終 処分量	/	352 千トン 以下 (23 年度)	338 千トン 以下 (24 年度)	1.00	323 千トン 以下 (25 年度)	306 千トン 以下 (26 年度)
	360 千トン (22 年度)	345 千トン (23 年度)	323 千トン (24 年度)		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量					
26 年度目標 値の考え方	廃棄物処理計画の目標値の考え方をふまえて設定した平成 27 年度目標値の達成に向けて、平成 26 年度の目標値を 323 千トン以下と設定しました。					

活動指標		23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		15201 ごみゼロ社会づくりの推進（環境生活部廃棄物対策局）	1人1日あたりのごみ排出量（一般廃棄物の排出量）	966 g/人・日 (22年度)	951 g/人・日 以下 (23年度)	939 g/人・日 以下 (24年度)	0.96
15202 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進（環境生活部廃棄物対策局）	産業廃棄物の再生利用率	36.9% (22年度)	39.2% (23年度)	41.5% (24年度)	1.00	41.8% (25年度)	42.2% (26年度)
15203 不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進（環境生活部廃棄物対策局）	産業廃棄物の不法投棄総量	462トン (22年度)	440トン 以下	370トン 以下	0.59	370トン 以下	370トン 以下

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	1,015	1,012	1,283	3,672	
概算人件費		775	763		
(配置人員)		(86人)	(83人)		

**平成 25 年度 の 取 組 概 要**

- ①南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、環境省の災害廃棄物対策指針をふまえた上で、市町の災害廃棄物処理計画策定のためのマニュアルを作成するとともに、市町職員を対象とした研修を実施することにより災害に強い人づくりを推進
- ②一般廃棄物の減量化やリサイクルを推進するため、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用した普及啓発や市町と連携して学校等での出前授業を実施し、「もったいない」という環境意識を高揚するとともに、排出削減や資源化を進めている先進的な事例について市町へ情報提供。また、市町の廃棄物処理施設の円滑な整備に向けて、国の循環型社会形成推進交付金を確保できるよう支援を実施
- ③RDF\*焼却・発電事業について安全で安定した運転を行い、関係市町等と協議を進め処理委託料の改定等を実施するとともに、事業が終了する平成 33 年度以降の関係市町等のごみ処理体制について市町等の要請に応じ検討に参画。また、廃棄物処理センター事業による産業廃棄物最終処分場について国や県補助金を交付し、平成 25 年度末で施設整備を完了
- ④産業廃棄物の適正処理を一層推進するため、多量排出事業者や横ならび意識の強い業界に対して、電子マニフェスト\*や優良認定処理業者の利活用について個別訪問による働きかけを実施（408 社）。また、関係団体と連携して、優良認定処理業者の育成を進めるためのセミナーを開催（166 名参加）
- ⑤廃棄物の再資源化を促進するため、廃棄物系バイオマスを対象に県内 2 地域において有機性汚泥の固形燃料化と水産加工残さ等のメタン発酵によるバイオガス発電等の事業化検討を実施。また、再生資源の有効活用のため、三重県リサイクル製品利用推進条例を的確に運用

- ⑥産業廃棄物の不適正処理事案等について迅速な対応を行い、悪質事業者に対し改善命令（3件）を行うなど厳正に対処。また、監視・指導において民間パトロールや監視カメラの活用に加え、市町、民間事業者および県内自主活動団体等さまざまな主体と連携を強化することにより、不適正処理の未然防止や早期発見に取り組む
- ⑦産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等のある4事案全てについて、産廃特措法に基づく国の支援を得て恒久対策に着手

### 平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①南海トラフ巨大地震等における災害廃棄物処理を円滑に進めるため、南海トラフ巨大地震の新たな被害想定に基づき、「市町災害廃棄物処理対策マニュアル」を作成しました。今後は、本マニュアルを活用し、市町における計画策定を促進するとともに、県の災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の広域処理体制を構築する必要があります。
- ②一般廃棄物の3Rの推進により、最終処分量（平成24年度 4万2千t（災害廃棄物を除く）→平成25年度（推計値）4万1千t）、1人1日あたりのごみの排出量（平成24年度 976g/人・日（災害廃棄物を除く）→平成25年度（推計値）963g/人・日）は減少する見込みです。今後も、一般廃棄物の3Rをさらに進めるため、生ごみ等の排出削減や資源化に向けた取組を一層推進する必要があります。
- ③RDF焼却・発電事業について、固定価格買取制度への移行等をふまえて収支計画を見直し、処理料金を改定しました。引き続き、安定した事業運営が行えるよう、RDF運営協議会において関係市町等との協議が必要です。また、RDF焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制の構築に向けて、市町等と一体となって検討を進める必要があります。
- ④産業廃棄物の3Rの推進により産業廃棄物の最終処分量（平成24年度 28万1千t→平成25年度（推計値）28万t）は減少する見込みで、再生利用率（平成24年度 41.8%→平成25年度（推計値）41.9%）は増加する見込みです。今後も、産業廃棄物の3Rや適正処理を進めていく必要があります。また、多量排出事業者に対しては適正管理計画の策定指導を行うとともに、電子マニフェストや優良認定処理業者の利活用が一層進むよう取り組む必要があります。
- ⑤廃棄物系バイオマスの再資源化等に関し県内2地域において事業化検討を行い、平成26年度に民間事業者主体で実証実験を実施するための基本計画を策定しました。今後は事業化につながるよう、実証実験を支援し、廃棄物の再資源化を促進する必要があります。
- ⑥平成25年度の不法投棄量は、規模の大きな事案や通報件数の増加もあったため、623トンと年度目標値（370トン）を上回りましたが、県民等からの不法投棄に関する通報等に対し速やかな対応を行うことで早期是正を図りました。今後も、より効果的で効率的な監視指導となるよう各主体と連携を図り、不法投棄の根絶に努める必要があります。
- ⑦産業廃棄物が不適正処理された4事案全てについて、恒久対策に着手しました。産廃特措法の期限である平成34年度までに完了させる必要があります。

- ①南海トラフ巨大地震等における災害廃棄物処理に対応できるよう、市町の災害廃棄物処理計画策定を促進するとともに、国の検討状況をふまえて、県の災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の広域処理体制の構築を進めます。
- ②学校等と連携し、学校現場や地域において、「もったいない」という環境意識の普及啓発を進めるた

- めの環境教育を行うとともに、市町の循環型廃棄物処理施設の整備について技術的支援を行います。
- ③ RDF 焼却・発電事業について、安全で安定した運転を確保するとともに、事業終了後の関係市町等のごみ処理体制における枠組みや処理の方法等について、引き続き関係市町等と一体となって検討を行います。
  - ④ 産業廃棄物の適正処理を進めるため、マニフェスト発行件数の多い事業者や横ならび感の強い業界を重点的に訪問するなど、効率的、効果的な方法により、電子マニフェストと優良認定処理業者の利活用を促進します。
  - ⑤ 廃棄物系バイオマスの事業化にかかる基本計画に沿って民間事業者主体で実施される実証実験を支援し、廃棄物の再資源化を促進していきます。
  - ⑥ 不適正処理の未然防止や早期発見をするため、引き続き、厳正な監視・指導を行うとともに、民間パトロールの継続活用や監視カメラによるチェック体制の強化に加え、さまざまな主体との連携を強め県民への啓発活動を実施します。また、行政、排出事業者及び処理業者等の連携を図り、それぞれが歩調を合わせた不法投棄対策を推進するための情報交換の場を設けること等により、「不法投棄を許さない社会づくり」を進めます。
  - ⑦ 産業廃棄物が不適正処理された4事案全てについて、地域の暮らしの安全・安心を確保するため、実施計画に基づいて着実に恒久対策を実施します。

\* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。



## 施策 153 自然環境の保全と活用

【主担当部局：農林水産部】

### 県民の皆さんとめざす姿

県民生活や事業活動の中で自然環境への配慮が浸透し、生物多様性をはじめとする自然環境を県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんと自然とのふれあいや野生鳥獣との共存が進み、自然資源の持続可能な活用により自然からの恩恵が享受されています。

### 平成 27 年度末での到達目標

生物多様性をはじめとする自然環境の保全の方向性の明確化や、保全活動のサポート機能を充実することで、県民の皆さんや事業者、NPOによる生態系や希少野生動植物、里地・里山・里海の自主的な保全活動が活発に行われています。また、こうした取組をとおして、県民の皆さんが自然とのふれあいや地域への愛着を深めながら暮らすとともに、増えすぎた野生鳥獣の生息密度が減少し、適正な状態で管理されています。

### 評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を大きく上回り、活動指標も1項目を除いておおむね目標値に達していることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値			
生物多様性の 保全活動実施 箇所	/	44 箇所	54 箇所	1.00	70 箇所	74 箇所
	34 箇所	44 箇所	70 箇所		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	絶滅のおそれのある野生動植物種の保護活動および里地里山の保全活動の実施箇所数の合計					
26 年度目標値 の考え方	平成 27 年度の目標値 74 箇所を計画的に達成できるよう目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値			
15301 生物 多様性保全の 推進（農林水 産部）	ニホンジカの 推定生息頭数	/	49,000 頭	63,000 頭	0.64	60,000 頭	10,000 頭
		51,800 頭	75,335 頭	99,140 頭 (63,192 頭)*		/	/

\* ( ) は「ベイズ推定法」による推計値



基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	目標達成 状況	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値	目標値 実績値
15302 自然環境の維持・回復（農林水産部）	自然環境の新たな保全面積（累計）		3ha	56ha	1.00	（達成済）	163ha
		—	9.9ha	1,018ha			
15303 自然とのふれあいの促進（農林水産部）	自然とのふれあいの場の満足度		82.0%	83.0%	0.98	84.0%	85.0%
		81.4%	81.2%	81.4%			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	115	177	157	111	
概算人件費		198	193		
（配置人員）		（22人）	（21人）		

**平成 25 年度の取組概要**

- ①三重県の豊かな自然が継承され、県民が自然とのふれあいや地域への愛着を深めることができるよう、県民が自主的に行う里地里山保全活動の団体認定や保全活動を支援（9団体）
- ②県内の希少野生動植物種の生息・生育状況を的確に把握し、野生生物の保全に対する県民の理解や活動を広めるため、引き続き子どもたちが参加する生物多様性にかかる観察会を行いながら「三重県レッドデータブック\*」の改訂を目指してレッドリストの見直しを進めるほか、県指定希少野生動植物種の保全、保護管理計画の策定、外来生物対策にかかる普及啓発の実施
- ③ニホンジカやイノシシについて、狩猟期間終了後の捕獲頭数を調べ、その結果を適正な生息管理等に反映させるとともに、ニホンジカの生息頭数の推定方法は、「糞粒法\*」とともに、より信頼性の高い推定方法とされる「ベイズ推定法\*」の導入を検討、また、鳥獣の保護および狩猟等の適正化を図るため、鳥獣保護員により、狩猟の取締りや指導を実施
- ④死亡野鳥等に係る高病原性鳥インフルエンザ\*の対応については、国、県、市町等の関係機関と連携し、情報等の共有を図りながら迅速に対応（糞便調査4回、簡易検査および遺伝子検査15件）
- ⑤香肌峡県立自然公園における平成 24 年度の実態調査等を踏まえ、特別地域の指定を含めた公園計画の変更を行い、優れた自然の保全や生態系の維持回復を推進
- ⑥祓川生態系維持回復事業計画\*に基づき、地域住民、関係団体、関係行政機関と連携・協力して事業を実施し、祓川自然環境保全地域の生態系の維持回復を推進
- ⑦県民の自然とのふれあいの場の満足度を高めるため、自然公園施設等の適正な維持管理に努めるとともに、大杉谷登山歩道など被災している施設の復旧や老朽化した施設の補修等を計画的に実施 また、関係機関と協力し、体験イベント等の取組の推進

**平成 25 年度の成果と残された課題**

- ①生物多様性の保全を目的として「里地里山保全活動計画\*」の認定団体のうち、28 団体で自主的な保全活動が行われました。また、国の新規事業で、里山林の保全管理や資源利用するための活動団体に支援を行う「森林・山村多面的機能発揮対策事業」の説明会を各地域で実施し、新たに27の活動団体が増えました。今後も、県民が自然とのふれあいや地域への愛着を深めることができるよう、各種の支援制度を活用して、県民の自主的な保全活動を促進する必要があります。

- ②三重県レッドデータブックの改訂に向けて、県内の希少野生動植物種の生息・生育状況の調査を実施し改訂版レッドリスト（案）を作成しました。また、豊かな自然環境を支える担い手づくりのため、子どもたちが参加する生物多様性にかかる観察会を実施しました。さらに、希少野生動植物種および生物多様性の保全活動が15箇所で行われ、外来生物対策として、外来生物被害予防3原則の入れない・捨てない・拡げないことについて、地域のイベント等に参加し普及啓発を図りました。引き続き野生生物の保全に対する県民の理解や活動を広めるためには、県内の希少野生動植物種の生息・生育状況を把握するとともに、県民・NPO等団体・行政等が連携し、自主的な保全活動の取組を進めて行く必要があります。
- ③「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、狩猟免許試験や狩猟免許更新講習、鳥獣保護員による、狩猟等の取締や指導を実施しました。引き続き、安全な狩猟等を推進する必要があります。
- ④ニホンジカの推定生息数については、「糞粒法」による調査とともに、この結果に捕獲頭数や狩猟における野生獣の目撃情報等を加味して推定する「ベイズ推定法」による調査を実施しました。また、平成26年4月から平成29年3月を計画期間とした特定鳥獣保護管理計画\*（ニホンザル）を策定しました。引き続き、鳥獣の保護および狩猟の適正化を図っていくとともに、各地域において適切に被害対策が行えるよう、野生鳥獣の適正な生息管理に努める必要があります。
- ⑤野鳥における鳥インフルエンザウイルスの保有状況調査（糞便調査）を実施しました。また、死亡野鳥の鳥インフルエンザに係る簡易検査および遺伝子検査を行いました。いずれも陰性でした。韓国等近隣諸国で鳥インフルエンザの発生が見られることから、死亡野鳥等にかかる対応などについて関係機関と連携し、情報等の共有を図りながら迅速に行う必要があります。
- ⑥香肌峡県立自然公園の優れた自然の保全を図るため、新たに特別地域977haを指定するとともに、同公園区域のうち、特に生態系の維持回復が必要な区域約38haを指定しました。今後は、これらの保護および規制する地域について、三重県立自然公園条例に基づく的確な運用を行い、自然の風景地の保護と生態系の維持回復の継続的な調査を実施して生物多様性の確保に努める必要があります。
- ⑦祓川自然環境保全地域の生態系の維持回復を図るため、祓川の保護すべき野生動物に指定されている淡水二枚貝類を多く摂食するコイ（ユーラシア大陸からの導入型）や外来魚の捕獲を実施しました。今後も地域住民、関係団体等と協力して祓川の生態系の維持回復に取り組む必要があります。
- ⑧県民に安全で快適な環境を提供し自然とのふれあいを促進するため、県内7つの自然公園施設について、市町等と維持管理契約を締結し適切な管理を行いました。平成16年度に甚大な被害を受けた大杉谷登山歩道については、残り2kmの復旧工事が完了し、約10年ぶりに全線開通することができました。また、平成23年の台風12号および15号により被災した飛雪ノ滝野営場や近畿自然歩道の復旧が完了したことから、たくさんの方々の利用が期待されます。今後は、平成25年9月の台風18号および10月の台風26号で被災した自然公園施設や老朽化した施設を含め早期に復旧する必要があります。
- ⑨自然環境や歴史文化を自然観光資源ととらえ、自然環境の保全に配慮しながら観光や地域振興、環境教育に生かす仕組み（エコツーリズム）を推進するため、伊勢志摩地域の団体の活動を支援しています。今後は、観光部局等と連携して自然公園施設や各種イベントの開催などの情報提供を行い、自然とのふれあいを促進する必要があります。

**平成 26 年度の改善のポイントと取組方向 【農林水産部 次長 吉川 敏彦 059-224-2501】**

- ①三重県の豊かな自然が継承され、県民が自然とのふれあいや地域への愛着を深めることができるよう、県民が自主的に行う里地里山保全活動の団体認定や保全活動を支援します。また、森林・山村多面的機能発揮対策事業については、地域住民、森林所有者、NPO等団体などに事業内容を説明し、里山林の保安全管理や資源を利用する活動の拡大を促します。
- ②県内の希少野生動植物種の生息・生育状況を的確に把握し、野生生物の保全に対する県民の理解や活動を広めるため、「三重県レッドデータブック」の改訂版を発刊するとともに、子どもたちが参加する生物多様性にかかる観察会を行うほか、外来生物対策にかかる普及啓発、県民やNPO等団体と協働した県指定希少野生動植物種の保全等を実施します。
- ③農林水産業への被害の大きい野生鳥獣について、特定鳥獣保護管理計画等に基づき、適正な生息管理に努めていきます。また、引き続き、鳥獣の保護および狩猟の適正化を図るため、鳥獣保護員により、狩猟の取締りや指導を行うとともに、狩猟団体等と連携し、狩猟の安全対策を推進していきます。さらに、改正される予定の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護事業計画の改定などに的確に対応します。
- ④死亡野鳥等にかかる高病原性鳥インフルエンザの対応については、国、県、市町等の関係機関と連携し、情報等の共有を図りながら迅速に対応します。
- ⑤香肌峡県立自然公園については、生態系維持回復事業計画に基づき、地元、有識者および行政で構成する協議会での情報交換を行いながら効果的な取組を実施するとともに、これらの取組による野生動植物の生育・生息状況の変化について調査を行い、その動向を定期的に把握していきます。
- ⑥祓川の生態系維持回復事業で行う、大陸からの導入型コイや外来魚の有効な駆除については、実施時期および捕獲方法などを祓川環境保全全体会議で協議し、地域住民、関係団体、関係行政機関と協力して取り組みます。
- ⑦老朽化が目立つ自然公園施設や台風で被災した自然公園施設の補修を計画的に進めます。また、自然公園施設や三重県民の森、三重県上野森林公園など県民が自然とふれあう拠点となる施設について、管理主体と連携し、魅力あるイベントの開催や情報発信などを行い、利用者の満足度の向上に努めます。
- ⑧エコツーリズムに取り組む団体が活動しやすいような環境整備を進めるとともに、関係部局やNPOなどさまざまな主体との連携・協力により、情報等の共有を図りながら自然とのふれあいを促進します。また、平成 28 年の伊勢志摩国立公園指定 70 周年にあたってのイベントについて、豊かな自然を生かしたエコツーリズムの定着や、地域の活性化につながっていくよう、関係者や関係部局とも連携しながら協議を進めます。

\* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 154

大気・水環境の保全

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

自動車排出ガスや生活排水など身近な暮らしの環境問題に対する意識が高まり、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全に積極的に取り組んでいます。

また、大気や河川、海域の環境基準\*が達成され、県民の皆さんが良好な大気・水環境のもとで、健康的な生活を営んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県民や事業者の皆さんによる、自動車排出ガスによる局地的な大気汚染の解消への取組が進み、大気環境測定地点における大気環境基準が達成されるとともに、生活排水処理アクションプログラムの目標の達成等により、河川や海域における水質が維持または改善しています。

また、地域において森・川・海をつなぐを意識しながら、さまざまな主体による連携した取組が活発に行われるようになっていきます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、目標を達成できませんでしたが、生活排水処理施設の整備が進むなどの活動指標の達成状況もふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	76.7%	93.9%	95.0%	0.97	96.0%	97.0%
		92.9%	92.1% (速報値)			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合					
26 年度目標値の考え方	全地点および全水域で環境基準を達成することを前提とし、一部の環境基準の達成が著しく困難な水域については、水質改善を図ることとして目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15401 大気・水環境への負荷の削減（環境生活部）	大気・水質の排出基準適合率	99.2%	100%	100%	0.99	100%	100%
			99.3%	99.3%			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15402 自動車 環境対策の推進 (環境生活部)	NOx・PM 法対策 地域内の大気環 境基準達成率		100%	100%	1.00	100%	100%
		60.0%	100%	100% (速報値)			
15403 生活排 水対策の推進 (環境生活部)	生活排水処理施 設の整備率		78.8% (23年度)	79.7% (24年度)	0.99	80.5% (25年度)	81.4% (26年度)
		78.0% (22年度)	79.1% (23年度)	79.5% (24年度)			
15404 伊勢湾 の再生(環境生 活部)	水環境の保全活 動に参加した県 民の数		19,000人	24,500人	0.89	25,500人	26,500人
		16,475人	23,834人	21,725人			
15405 環境保 全のための調 査研究の推進(環 境生活部)	調査研究成果件 数		4件	4件	0.50	4件	4件
		3件	4件	2件			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	15,597	14,330	11,961	15,212	
概算人件費		1,244	1,232		
(配置人員)		(138人)	(134人)		

## 平成 25 年度の取組概要

- ①31 測定局(四日市市測定局 10 局を含む)で二酸化窒素、光化学オキシダント等を測定して、大気環境基準の達成状況を把握し、測定結果(速報値)をホームページに掲載
- ②工場・事業場の立入検査を実施(検体採取を伴う立入工場・事業場数 46、その他の立入工場・事業場数 578)し、ばい煙(いおう酸化物、ばいじん、有害物質)、揮発性有機化合物\*及びダイオキシン類の排出基準の適合状況を確認
- ③光化学スモッグ予報\*を 5 日、延べ 4 地域に、注意報を 1 日、1 地域に発令し、光化学スモッグ\*による被害を未然に防止(光化学スモッグによる被害報告なし)
- ④平成 32 年度までに NOx・PM 法\*対策地域の全域で二酸化窒素および浮遊粒子状物質の環境基準を確保するため、NOx・PM 総量削減計画に基づき、実情に応じた流入車対策の具体策を流入車対策検討会議で検討
- ⑤PM2.5(微小粒子状物質)\*の常時監視を実施し、指針値超過のおそれがある場合には注意喚起(2月26日、3月18日)を行うとともに、防災メール配信システムによる情報提供を開始(3月19日から)し、注意喚起の情報提供体制を充実
- ⑥47 河川 62 水域、4 海域 8 水域における BOD\*、COD\*等の水質測定および地下水 42 地点における水質測定を実施し、公共用水域の環境基準の達成状況を把握
- ⑦工場・事業場の排水量や有害物質の使用を考慮して立入検査を実施(採水を伴う立入工場・事業場数 271、その他の工場・事業場数 321)
- ⑧水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に向けた調査を実施し、類型指定案を作成
- ⑨伊勢湾の再生に向け、三重大学など研究機関と連携し貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を実施
- ⑩国の平成 24 年度補正予算で措置された「海岸漂着物地域対策推進基金」を活用し、県内の海岸漂着物の回収・処理を進めるとともに、発生抑制対策として普及啓発用 DVD、リーフレットを作成。

また、東海三県一市の海岸漂着物対策検討会において、海岸漂着物問題の普及啓発に向けたポスターおよびパネルを作成し、各県市の環境イベント等で活用したほか、問題の解決に向けた財政措置等について国への提言活動を実施

- ⑪ 海岸清掃等のボランティア活動である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を愛知県、岐阜県等に呼びかけて実施
- ⑫ 市町および関係部と連携して、下水道、集落排水や浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めたところ、整備率が79.1%（平成23年度）から79.5%（平成24年度）に進捗

#### 平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ① 県内の二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等における環境基準は、すべての測定局（31測定局）において達成（速報値）する見込みであり、おおむね良好な大気環境が維持されていました。
- ② 大気環境に与える影響が大きいと思われる46工場・事業場で検体採取を伴う立入検査を実施したところ、2工場で排出基準を超過したことから改善指導を行いました。
- ③ 光化学スモッグ予報等を毎年発令していることなどから、引き続き光化学スモッグの主な原因物質と考えられる揮発性有機化合物等の排出抑制に取り組む必要があります。
- ④ NO<sub>x</sub>・PM法対策地域における環境基準の3年連続の達成（平成25年度は見込み）に伴い、流入車対策の実施を延期したところであり、今後、対策地域内の大気環境の状況を注視していく必要があります。
- ⑤ PM<sub>2.5</sub>の常時監視測定局として新たに県内で2局が整備されたことにより、平成26年度は23局（四日市市測定局3局を含む。）で監視測定を行い、指針値超過のおそれのある場合は的確に注意喚起を行う必要があります。
- ⑥ 閉鎖性海域である伊勢湾の環境基準達成率（COD）は56%（平成25年度速報値）であり、近年60%弱の達成率で推移しており、毎年、赤潮や貧酸素水塊も発生するなど、改善対策が必要な状況にあります。
- ⑦ 採水を伴う立入検査の結果、13工場・事業場において排出基準の超過があったことから、改善指導を行いました。
- ⑧ 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定案を作成しましたが、環境基準項目の追加に伴う調査を実施したことから、類型指定は平成26年度に実施することとなりました。
- ⑨ 伊勢湾再生に向け、三重大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を実施しましたが、貧酸素水塊等の対策に向けては、さらなる知見の蓄積が必要です。
- ⑩ 東海三県一市で連携し、海岸漂着物問題の解決に向け取り組みました。問題の解決に向けては継続的な取組が必要ですが、国による財政措置（平成24年度補正予算）が平成25～26年度の2ヶ年とされていることから、以降の対策の実施に係る財源確保が課題となっています。
- ⑪ 「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に県内で2万1千名以上の方々が参加されたほか、民間団体による広域圏で連携した活動も拡大しました。
- ⑫ 生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、その整備率（79.5%）は全国平均（88.1%）に比較してまだ低く、単独処理浄化槽（約11万基）（平成24年度末）や汲み取り世帯（約5万世帯）（平成24年度末）が多く残されており、引き続き生活排水処理アクションプログラムに基づき生活排水処理施設の整備を進める必要があります。また、現行の生活排水処理アクションプログラムは、目標年度が平成27年度であるため見直しの準備を行う必要があります。

**平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 岡本 弘毅 059-224-2305】**

- ①大気環境の常時監視は、平成 25 年度に新たに整備した 1 測定局も含め、32 測定局（四日市市測定局 10 局を含む。）での的確な測定を実施し、引き続き測定結果を公開していきます。
- ②大気環境の改善のため、引き続き、工場・事業場における排出基準の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話を行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。
- ③揮発性有機化合物を使用する工場・事業場に対して排出抑制に係る取組を求めるなど、引き続き光化学スモッグへの対策を進めます。
- ④NO<sub>x</sub>・PM法対策地域における大気環境の状況を見極めながら、必要に応じ、流入車対策の検討を行います。
- ⑤PM<sub>2.5</sub>については、測定結果に応じて迅速な注意喚起の情報提供を行うなど、県民の関心に応えていきます。
- ⑥公共用水域等の水質改善のため、引き続き、平成 23 年度に策定した第 7 次の伊勢湾水質総量削減計画に基づき、工場・事業場からの汚濁負荷を一層削減するほか、生活排水について、生活排水処理アクションプログラムに基づく施設整備を着実に進めていきます。
- ⑦工場・事業場における排水基準等の遵守について、引き続き徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話を行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。
- ⑧水生生物の保全に係る水質環境基準について、平成 26 年度中に県内 43 河川を対象に指定を行います。
- ⑨伊勢湾の再生に向け、三重大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を進めるほか、関係部局と連携し、伊勢湾再生行動計画に基づく施策を着実に実施します。
- ⑩国の平成 24 年度補正予算で措置された「海岸漂着物地域対策推進基金」を活用し、引き続き、海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策を実施します。また、東海三県一市の海岸漂着物対策検討会において、本県がリーダーシップを取り、発生抑制等の普及啓発に取り組むとともに、平成 27 年度以降の恒常的な財政措置等を求め、国への提言などを行います。
- ⑪海岸漂着物対策においても、民間団体等によるボランティア活動が非常に重要であることから、県民、民間団体、企業などさまざまな主体の参画による「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を拡大していきます。
- ⑫生活排水処理未普及人口の早期解消に向けて、引き続き生活排水処理アクションプログラムに基づき、市町および関係部と連携して、生活排水処理施設の整備を進めます。また、県費上乘せ補助制度を活用し、単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促進します。さらに、平成 26 年 1 月に国において「都道府県構想策定マニュアル」が策定されたことから、本県の生活排水処理アクションプログラムの見直しのための「生活排水処理基本方針」を策定します。

\* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。



施策 2 1 1

人権が尊重される社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会になっています。

平成 27 年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、人権尊重の視点に立ったまちづくりに主体的に取り組んでいます。

また、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権文化が定着した社会づくりが進展しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標および活動指標 4 項目中 3 項目で目標を達成し、活動指標の平均達成率が約 95%であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	/	27.0%	29.0%	1.00	31.0%	33.0%
	24.9%	26.7%	30.3%		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	e-モニターおよび啓発イベントによるアンケートにおいて、人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合
26 年度目標値の考え方	県内における人権教育・啓発の推進や相談体制の充実等を図ることにより、人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合を、4 年間で 8% 程度増加させることをめざしていることから、平成 26 年度の目標値を 31.0% と設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21101 人権が尊重されるまちづくりの推進 (環境生活部)	地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数	/	950 人	1,000 人	1.00	1,040 人	1,040 人
		903 人	881 人	1,198 人		/	/



基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	目標達成状況	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値	目標値 実績値
21102 人権啓発の推進（環境生活部）	人権イベント・講座等の参加者数		39,500人	40,000人	1.00	40,500人	41,000人
		38,649人	40,247人	40,103人			
21103 人権教育の推進（教育委員会）	人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合		55.0%	60.0%	1.00	65.0%	70.0%
		41.2%	55.2%	61.2%			
21104 人権擁護の推進（環境生活部）	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会の受講者数		1,050人	1,100人	0.81	1,150人	1,200人
		994人	990人	896人			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	818	609	622	695	
概算人件費		514	543		
（配置人員）		（57人）	（59人）		

平成 25 年度の取組概要

- ①「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（平成 23 年 3 月策定）に基づく取組の進捗管理および年次報告の作成と公表、人権問題に関する県民意識調査（平成 25 年 1 月実施）結果の詳細分析の実施
- ②地域のさまざまな主体が主催する、人権が尊重されるまちづくりに関する研修会等への講師等の派遣（講師派遣件数 31 件、参加者数 1,198 人）
- ③市町が設置する隣保館が、地域住民の福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業、人権問題の解決のための各種事業を総合的に実施することができるよう隣保館職員への人材育成支援および事業費の一部補助を実施
- ④各種媒体を活用した広報や感性に訴える啓発、参加型啓発等および幅広い年齢層に対応した多様な手法を活用した人権を身近に感じてもらうための啓発活動の実施（人権メッセージ・フォトコンテスト等の募集、スポーツ組織と連携した啓発イベント、テレビ・ラジオスポットの放送、県民人権講座の開催（4 講座）等の開催、商業施設等での啓発活動など）
- ⑤自他の人権を守るための実践行動力を育む教育活動全体を通じた取組の推進（いじめの問題を解決するための指導資料の作成・配付、人権学習教材等の活用のための連続講座の実施、小中学校および県立学校の管理職等を対象とした人権教育研修会の開催、人権教育に係る実践研究の公開・報告集の発行、人権教育推進協議会の活性化など）、人権問題に関する教職員意識調査の実施
- ⑥人権センターの人権相談窓口における相談対応（相談件数 841 件、弁護士による法律相談月 2 回、臨床心理士によるカウンセリング月 1 回実施）。人権相談に関わる人材の育成支援を目的とした県内の各種相談機関の相談員を対象とする講座・研修会の開催（17 講座等、参加者数 896 人）、および相談員相互のネットワーク形成のための支援（交流会 2 回開催）
- ⑦インターネット上の差別的な書き込み等に対するモニタリング活動の実施。モニタリング活動等の地域における展開を目的としたネットモニターリーダー養成講座の開催（3 回開催、参加者数 123 人）

### 平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①地域においてさまざまな主体により人権啓発に関する自主的な取組が展開されていますが、平成 25 年中には、津地方法務局管内で 615 件の人権侵害事件が発生するなど、偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。このため、国や市町などさまざまな主体と連携・協働し、「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づく施策を推進していく必要があります。
- ②人権が尊重されるまちづくりを推進するため、さまざまな主体が実施する研修会へ講師派遣等の支援を行いました。県内各地に広げていくためには、これまで取り組まれていなかった地域や団体等への働きかけが必要です。
- ③市町が設置する隣保館を交流拠点として、相談事業など地域住民への福祉の向上、人権問題解決のための人権啓発の充実、地域交流の促進が図られました。今後も、隣保館が地域の拠点としての機能を発揮するためには、引き続き支援を行っていく必要があります。
- ④県人権センターを拠点として、各種人権啓発事業を実施しましたが、県民一人ひとりが人権問題を自らの問題として考え、行動に移していくためには、参加型啓発や感性に訴える啓発事業の実施、地域の特性を生かした人権啓発講座の開催など多様な機会を提供することが必要です。
- ⑤人権の大切さについて一定の理解が図られてきましたが、一方では、今もなお子どもたちの生活の中で差別やいじめなどの人権に関わる問題が発生しています。そのような課題を解決するためには、学校・家庭・地域が一体となった人権教育を推進する必要があります。また、地域の実情に応じた特色ある人権教育の取組を市町教育委員会が展開できるよう、引き続き支援していく必要があります。
- ⑥県人権センターにおいて人権相談に対応しましたが、その内容は多様化・複雑化してきています。速やかな問題解決には、県人権センターだけでなく、各相談機関がその機能を充実させるとともに、相互に連携強化を図っていけるよう環境づくりを推進していく必要があります。
- ⑦インターネット上の差別的な書き込みに対して、県人権センターにおいてモニタリングを実施し、削除要請等の対応を行いました。依然として発生していることから、インターネット上の人権侵害・差別事象の状況把握に努め、早期発見や拡大防止等に取り組むことが必要です。

### 平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村文明 電話：059-224-2468】

- ①「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、全庁的な調整と進捗管理を行うとともに、さまざまな主体と連携・協働して、人権尊重の視点に立った行政を総合的に推進します。
- ②人権が尊重されるまちづくりが県内全域で進められるよう、市町等と連携し、講師派遣等を活用した研究会の実施について地域で活動する団体等に働きかけを行うことで、人権が尊重されるまちづくりに取り組む地域や団体等の拡大を図ります。
- ③市町が設置する隣保館に対して引き続き支援を行い、同和問題をはじめとする人権課題の解決に向けた環境づくりを進めます。
- ④人権啓発事業の実施にあたっては、人権問題に関する県民意識調査結果をふまえ、より多くの県民が啓発の機会を得られるよう多様な機会を提供するとともに、県政だよりのデータ放送を活用するなどの周知方法の見直しを行います。
- ⑤人権教育の推進にあたっては、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを取り巻く差別やいじめなどの解決や未然防止を図るなど、総合的かつ効果的に実施します。また、人権問題に関する教職員意識調査の結果をとりまとめ、人権教育基本方針見直しのための基礎資料とします。
- ⑥相談員にとって身近なテーマによる研修会を開催し、より多くの相談員の参加を求めるとともに、資質向上を支援します。また、各相談員の交流を促進し、連携を深めていくことを通じて、相談体制の充実につなげていきます。

- ⑦インターネット上の差別的書き込み等に対応するため、引き続きモニタリング活動やネットモニターリーダー養成講座を開催し、地域におけるモニタリング活動の指導や啓発を行う人材の育成支援に取り組めます。

\* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 1 2

男女共同参画の社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参加し、共に責任を担っています。

平成 27 年度末での到達目標

男女共同参画意識の普及が進み、行政や企業、各種団体等において男女が対等な構成員として、政策や方針の決定過程に共に参画し活動する社会づくりが進展しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	県民指標が目標を達成できなかったことに加え、4つある活動指標のうち目標を達成できたのが2つであることをふまえ、「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合	/	15.0%	15.0%	0.77	16.5%	18.0%
	13.9%	11.5%	11.5%		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	e モニターによるアンケートにおいて、「社会全体で男女の地位が平等になっていますか」という設問に対して、「平等である」と回答した人の割合
26 年度目標値の考え方	平成 27 年度の目標を計画的に達成できるよう、16.5%としました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21201 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進（環境生活部）	県・市町の審議会等における女性委員の登用率	/	25.7%	26.7%	0.93	27.2%	28.7%
		24.7%	25.1%	24.9%		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進（環境生活部）	男女共同参画フォーラムの男性参加率		30.0%	43.0%	0.75	43.0%	45.0%
		23.5%	42.2%	32.4%			
21203 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進（環境生活部）	女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合		24.6%	27.0%	1.00	27.0%	27.0%
		23.6%	27.9%	29.3%			
21204 性別に基づく暴力等への取組（健康福祉部）	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数		15 か所	18 か所	1.00	21 か所	24 か所
		12 か所	15 か所	18 か所			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	205	150	131	140	
概算人件費		189	156		
(配置人員)		(21 人)	(17 人)		

### 平成 25 年度の取組概要

- ①三重県男女共同参画審議会から県の男女共同参画施策の実施状況に対する評価、知事への提言を実施（審議会開催状況：全体会 4 回、部会 3 部会を各 3 回開催、知事への提言：10 月 1 日）
- ②庁内各部局に対して、県附属機関等の委員への積極的な女性登用および「第 2 次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」に沿った男女共同参画施策の推進を要請（4 月 25 日および 10 月 16 日開催の男女共同参画推進会議幹事会で要請）
- ③市町主管課長会議、担当職員研修会を開催し情報共有・連携を図り、市町審議会等への女性登用を働きかけるとともに、各市町の基本計画の推進や基本計画の策定等を支援し、市町における男女共同参画を促進（主管課長会議 1 回、担当職員研修 2 回、度会町基本計画策定にオブザーバー参加）
- ④三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）において、講座・セミナーや研修講師の派遣等の研修学習事業、男女共同参画フォーラム等の参画交流事業、情報誌およびホームページ・情報コーナー等での情報発信事業、女性のための総合相談（電話相談、面接相談、健康相談、法律相談）および男性のための電話相談等の相談事業、男女共同参画に係る情報収集および資料作成等の調査研究事業を実施し、男女共同参画意識を普及（講座・セミナー等 24 回開催、新規参加率 45%、出前講座等 102 回実施、フレンテまつり（6 月 7、8 日）、フォーラム（11 月 3 日）、相談件数 2,087 件）
- ⑤雇用経済部が実施する女性の再就職支援事業等への協力・連携（女性のための就労支援相談開催に係る市男女共同参画担当課への協力要請、ブース出展時の人的支援）
- ⑥DV\*被害者に対する相談、緊急一時避難・通訳派遣・同行支援等の保護、自立支援を実施するとともに「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第 4 次改定版）」を策定
- ⑦「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11 月 12 日～25 日）における警察、市町、関係機関・団体等と連携した街頭啓発やDV相談先カードの公共施設、コンビニエンスストア、ショッピングセンター等への配置により相談・支援先を周知。また、女性に対する暴力防止啓発セミナー等を実施。デートDV対策として、デートDV防止パンフレットを県立高校 1 年生に配布し、啓発を実施（街

頭啓発 18 か所、DV相談先カードの配置 576 か所、セミナー 1 回開催（11 月 23 日：桑名市）、デートDV防止パンフレットの配付：14,375 冊）

### 平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①三重県男女共同参画審議会から男女共同参画の推進に関する知事への提言が行われました。今回の提言や同時に行われた施策の評価に対する取組の進捗状況を確認していくことが必要です。
- ②平成 25 年 4 月 1 日時点の県・市町の審議会等委員への女性の登用率は 24.9%と 0.2 ポイントの減となりました（県：32.3%で 0.4 ポイント減、市町：24.0%で 0.1 ポイント減）。政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、県が率先して委員への女性登用に積極的に取り組むよう、各部局により一層働きかけることが必要です。
- ③市町主管課長会議や担当者研修会を開催し、情報提供、市町間の情報交換等を行ったほか、基本計画を策定する町を支援しました。また、これまで養成した男女共同参画サポーターに担当者研修会に参加してもらい、サポーターと市町をつなぐとともに新しい情報や知識を提供しました。市町との連携を図り、各市町が審議会等への女性登用をはじめとする男女共同参画の取組を進めるよう働きかけるとともに、支援を行っていくことが必要です。
- ④三重県男女共同参画センターが実施する各種の事業により、男女共同参画意識の普及を進めましたが、県民の意識を十分に高めるには至っていません。講座、セミナー等の開催にあたって、目的や対象者の明確化などにさらに工夫し、広く意識啓発していくことが必要です。
- ⑤雇用経済部が取り組む女性の再就労支援事業等により働く場への女性の参画を進めてきましたが、国が成長戦略の中核として女性の活躍促進に取り組んでいることを追い風とし、県においても地域経済団体等と連携して企業等における女性の活躍促進に取り組むことが必要です。
- ⑥「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第4次改定版）」に基づき、市町や関係機関・団体等と連携し、DVの防止と被害者の立場に立った支援を実施していくことが必要です。
- ⑦街頭啓発やDV相談先カードの配置により、DV被害者の身近なところで相談・支援先の情報提供を行いました。また、啓発セミナー等により性別に基づく暴力を許さない意識を高めるとともに、高校生等に対する啓発によりデートDV防止の意識を高めることができました。引き続き、DV等の被害の発生に気づき、支援につなげることができる社会になるよう啓発していく必要があります。

### 平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村 文明 059-224-2468】

- ①三重県男女共同参画審議会による知事への提言及び評価に対する取組の進捗状況を把握するとともに、さまざまな施策・事業が男女共同参画の視点を持って実施されるよう各部局に働きかけ、男女共同参画施策の総合的・効果的な推進を図ります。
- ②県審議会等の委員への女性登用を進めるため、男女共同参画推進会議等の場で委員への女性登用の継続的な取組を強く働きかけるとともに、委員選任にあたり男女いずれか一方の委員の割合が十分の四未満となる場合の事前協議の徹底を図ります。また、女性登用率の低い審議会等に対して個別に女性の登用を促します。
- ③市町主管課長会議や担当者研修会を開催し、情報提供、市町間の情報交換等を行うとともに、市町審議会等への女性登用をはじめとする男女共同参画の取組を進めるよう働きかけ、各市町が必要とする支援、特に町の基本計画策定について支援します。また、これまで養成した男女共同参画サポーターが、市町において男女共同参画の推進に取り組めるようしていきます。
- ④三重県男女共同参画センターとの連携を密にし、研修学習や参画交流等の事業を実施していきます。「フレンテまつり」「男女共同参画フォーラム」をセンター開設 20 周年記念事業として拡充すると

ともに、「ファザーリング全国フォーラム in みえ」とのタイアップ事業としてその内容を工夫し、若年層、男性、企業等の新規参加者の増加を図り、男女共同参画の理解、男性の育児参画、女性の活躍等がより一層進むよう取り組みます。また、企業等における女性の管理職登用につながるよう、女性リーダー養成講座を開催します。

- ⑤働く女性が安心して妊娠・出産し、男女で子育てしながら仕事を継続し活躍できるよう、企業に対してマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止と支援制度の整備、支援制度を利用しやすい職場風土の醸成を促すとともに、女性の働き続ける意欲を支援します。また、雇用経済部等とも連携し、地域経済団体や労働局等が参画する「みえ女性活躍推進連携会議」（仮称）を設け、企業等に女性の登用、活躍を働きかけるとともに、女性人材の育成・交流等を支援していきます。
- ⑥市町や関係機関・団体等と連携し、DVの未然防止や若年層の予防施策等に取り組むとともに、女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）を中核として、被害者の心理的回復をはじめとする被害者の立場に立った支援や相談員や関係者等の資質向上のための研修会の実施等、相談支援体制の充実に取り組みます。
- ⑦DV被害者に相談・支援先の情報が届くよう健康福祉部と連携して取り組むとともに、DVをはじめとする性別に基づく暴力を許さない意識を高めるため、女性に対する暴力防止啓発セミナー等の開催や高校等への出前講座等を実施していきます。

\* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 1 3

多文化共生社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会の一員として安心して快適に暮らしています。

平成 27 年度末での到達目標

外国人住民が抱える教育、就労などの生活課題の解決に向け、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、それぞれが役割、取組方向を理解して、外国人住民が地域社会に参画しやすい環境づくりを進めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	活動指標は目標値を上回ったものの、県民指標が目標値を下回ったことから、ある程度進んだと判断しました。
----------	----------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
多文化共生に 取り組む団体 数	/	160 団体	175 団体	0.99	190 団体	200 団体
	146 団体	161 団体	174 団体		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	多文化共生事業に県と協働で取り組む団体・企業および国際交流団体の数					
26 年度目標 値の考え方	平成 27 年度の目標に向けて、平成 26 年度の目標値を 190 団体と設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21301 外国人 住民との円滑な コミュニケーション支援（環境 生活部）	日本語指導ボラ ンティア数	/	670 人	680 人	1.00	690 人	700 人
		655 人	671 人	689 人		/	/



基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21302 外国人 住民の地域社会 参画支援（環境 生活部）	セミナー、ボラ ンティア研修等 参加者数		350人	400人	1.00	450人	500人
		279人	383人	411人			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	202	143	161	140	
概算人件費		81	101		
(配置人員)		(9人)	(11人)		

**平成25年度の取組概要**

- ①多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語）で、外国人住民に必要な行政や制度に関する情報を外国人住民のニーズに合った形で迅速に提供（①情報掲載数：ビデオ情報 24本、文字情報 122件②ページビュー数：月平均 約 10,000）
- ②日本語指導ボランティア研修（入門研修、ブラッシュアップ研修）を開催  
（①入門研修：松阪市 参加者数 69名、②ブラッシュアップ研修：鈴鹿市 修了者数 25名）
- ③多言語による外国人住民の相談窓口を設置して、生活全般にわたるさまざまな相談に応じるほか、専門家（弁護士・臨床心理士等）による個別相談会などを開催（①相談窓口等相談件数：1,045件、②出前講座：年間8回開催（参加者数 226名）、③専門家による個別相談会：年間7回開催（参加者数 110名）
- ④医療通訳の育成研修を開催するなど、医療通訳の利用を促進（①医療通訳育成研修：津市 参加者数 22名、②公開セミナー：津市 参加者数 39名）
- ⑤ポルトガル語およびスペイン語の医療通訳のニーズの多い医療機関等に緊急雇用創出事業を活用して、モデル的に医療通訳を配置（10 医療機関等に配置。通訳実績 2,205 件、外国人患者数 769 名）
- ⑥大規模災害発生時における外国人住民への支援体制を整備するため、災害時外国人サポーター研修（2回 参加者数 50名）と外国人住民を主な対象とした避難所訓練（2回 参加者数 69名）を実施。「みえ災害時多言語支援センター」の運営等について関係機関と協議し、「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営に関する協定を締結（5月1日）するとともに、大規模災害発生時を想定した図上訓練を実施（1回 参加者数 44名）
- ⑦外国につながる子どもたち・保護者・関係者を支援するため、キャリアガイド出前セミナーを開催（16回開催）
- ⑧NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生の啓発イベントを開催（ヒューマンフェスタ in 亀山との同時開催 参加者数 150名）
- ⑨日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、外国人児童生徒巡回相談員（12名）による日本語指導や、学校生活への適応指導の充実、日本語で学ぶ力の育成を目指したカリキュラム（JSLカリキュラム\*）の実践研究を実施
- ⑩外国人児童生徒のための教科指導研究推進会議を2回開催し、日本語で学ぶ力の育成を目指したカリキュラム（JSLカリキュラム）を活用したわかりやすい授業づくりに向けた取組について協議
- ⑪小・中・高等学校の外国人児童生徒教育担当者を対象とした会議の開催（6回）
- ⑫市町教育委員会が行う外国人の子どもの就学支援および「初期適応指導教室\*」の取組を支援（7市

町)

- ⑬保護者向け連絡文書例（ビザイヤ語版）のホームページ掲載および外国人児童生徒支援コミュニケーションハンドブック（ビザイヤ語版）の作成

### 平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語）では、防災講座「台風について」を映像で提供して外国人住民の防災に関する意識啓発を行うとともに、学校教育に関する映像情報「教育シリーズ①～⑨」を提供することで外国人住民に教育の大切さについての理解を深めてもらうことができました。今後も外国人住民の関心が高い話題を取り上げていくとともに、ホームページ閲覧者を増やしていく必要があります。
- ②日本語指導ボランティア研修（入門研修）を松阪市で開催したところ、定員を大幅に超える参加がありました。研修会では、日本語教室を開設している団体を紹介するなど、団体との連携を図り、日本語教室の活動の活性化に努めました。また、日本語教室間の連携を図るとともに、コーディネーター機能を担っていただくための研修会を開催しました。
- 外国人住民の地域社会への参加・参画をより一層促進するために、今後とも日本語指導ボランティアに外国人住民と地域をつなぐコーディネーターの役割を担っていただく必要があります。
- ③多言語での外国人住民相談窓口を設置するとともに、専門家による相談会・出前講座を開催して、外国人住民が抱える課題に対応しました。複雑化、多様化する相談への的確な対応が必要です。
- ④医療通訳制度の進展に向けて、医療通訳育成研修を開催して医療通訳人材の育成に努めました。また、公開セミナーを開催し、医療機関等の関係者や外国人住民に、医療通訳の周知を行いました。より多くの言語による医療通訳人材が、今後ますます求められることから、計画的な人材育成が必要です。
- ⑤10 医療機関等に医療通訳をモデル的に配置しましたが、多くの利用があり、利用者・医療機関等を対象としたアンケートの結果でも、通訳がいて助かったという回答が多数でした。医療通訳の必要性・有用性について一定の理解がなされ、複数の医療機関等で、医療通訳の雇用・配置につながりました。利用者等のアンケートの結果等をふまえて、引き続き医療機関等に対して、医療通訳のあり方を考えていただくための情報発信を行っていく必要があります。
- ⑥外国人住民向け防災セミナーおよび災害時外国人サポーター研修では「避難所情報伝達キット」を活用し、外国人とサポーターが合同で実践的な研修を行うことができました。また、大規模災害を想定した多言語情報提供に特化した図上訓練では、併せて「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営訓練を行うことで、より実践的な訓練にすることができました。
- 外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境を作る必要があります。また、大規模災害時には、NPO等の中核的支援機関をはじめとするさまざまな主体と一体となって、「みえ災害時多言語支援センター」を設置・運営していく必要があります。
- ⑦キャリアガイドの普及啓発では、外国につながる子どもたちや保護者に直接「学ぶことの大切さ・教育の大切さ」を伝える進路ガイダンスを実施するとともに、地域社会の担い手を対象とした研修においてキャリアガイドDVDを上映し、外国人住民の状況について説明を行いました。さまざまな主体の協力のもと、外国人住民を支援する裾野を地域で広げていく必要があります。
- ⑧多文化共生啓発イベントとして、外国人住民・留学生・支援者・一般県民がグローバルな視点で意見交換を行うワークショップ形式で開催しました。多文化共生社会づくりには、共通認識が不可欠であることから、関わりの少なかった団体等の主体的な参加促進や連携強化などへ取組を広げてい

く必要があります。

- ⑨外国人児童生徒教育担当者会議において、「外国人児童生徒の在籍学級における教科指導の方法」、「小・中・高等学校の円滑な引継ぎ」についての協議を行い、共有を図ることができました。小・中・高等学校において、日本語能力の育成に向けた指導方法やJSLカリキュラムに係る効果的な指導事例について調査研究、情報共有を深める必要があります。
- ⑩学校・家庭・地域が一体となった日本語支援体制づくりに取り組むとともに、外国人生徒支援専門員を活用してJSLカリキュラムの実践研究を進め、効果的な指導事例の収集に努めていますが、その成果を県内高等学校へ普及・拡大する必要があります。

**平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村文明 059-224-2468】**

- ①多言語ホームページでは、外国人住民を支援するさまざまな団体の活動や、外国人住民に参加・参画を期待する地域の各種活動（消防団等）を紹介する新たな映像情報を制作し、地域社会への積極的な参加・参画を進めていきます。また、ホームページの閲覧者を増やすため、外国人住民の関心が高い話題（防災・在留管理制度など）を取り上げていきます。
- ②日本語教室間の連携が図れるようネットワークを強化するとともに、日本語指導ボランティアに外国人住民と地域をつなぐコーディネーターの役割を果たしていただけるよう研修会を引き続き開催します。
- ③外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談について、市町では配置が難しい少数言語も含めた多言語による相談窓口を設置するとともに、専門家による相談会・出前講座を開催して、複雑化、多様化する外国人住民の相談に適切に対応します。
- ④市町・NPO等と連携をして、同行型および配置型の医療通訳の利用促進に取り組みます。医療通訳育成研修を3言語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語）で実施し、医療通訳の人材育成に努めるとともに、医療通訳制度のあり方について考えるセミナーを開催します。また、医療通訳を増加させる方針の国の動向を注視しつつ、医療通訳の利用促進に取り組むNPO等を支援していきます。
- ⑤緊急雇用創出事業を活用した「医療通訳配置モデル緊急雇用創出事業」は今年度限りですが、医療機関等において医療通訳の雇用・配置が進むように引き続き働きかけていきます。
- ⑥大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行うための各種事業に取り組むほか、外国人住民等を円滑に支援するため「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営について関係機関と十分な協議を行い、さまざまな主体と連携して外国人住民の支援に取り組みます。
- ⑦外国につながる子どもたちや保護者が、職業について理解を深め、夢や目標を持って学校での学習や日本語、母国語の習得に意欲的に取り組めるよう作成した、外国人の先輩の成功例を紹介する「キャリアガイドDVD」について、啓発事業などさまざまな機会を通じて活用していきます。
- ⑧多文化共生のための啓発イベントを新たな地域で開催し、さまざまな主体に参画していただくことで、多文化共生の意識の浸透を図ります。また、留学生による発表の場を新たに組み入れるなど、大学等との連携の試行や新たな手法の導入など、さまざまな主体による多様な活動の拡大を一層進めます。
- ⑨JSLカリキュラムの三重県モデルの確立に向け、JSLカリキュラムに係る事例収集について対象となる教科を拡大し、研究を進めます。また、既に収集した事例について授業における活用を通じて検証を進め、JSLカリキュラムの普及・拡大を図ります。さらに、小・中・高等学校において、それぞれの外国人児童生徒への指導の状況を円滑に引き継ぐための効果的な方法について検討します。

\* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

## 施策 214 NPOの参画による「協創」の社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

### 県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、自らを社会の担い手であると認識し、NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）に対する理解を深め、さまざまな手段によりNPO活動に参画するとともに、NPOは社会づくりの主要な担い手として自立した活動を展開し、さまざまな主体と力を合わせ、地域の諸課題に取り組んでいます。

### 平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さんや企業等から、NPO活動に必要な資源（資金、人材、情報など）が提供される仕組みが強化され、NPOが自立して活動する環境が整備されています。

また、NPOとさまざまな主体がめざす姿を共有するとともに、お互いに力を合わせて社会づくりを進めていくための体制が整備されています。

### 評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の数値は、目標値を大きく超えましたが、活動指標3項目中1項目が目標値を下回ったことから、ある程度進んだと判断しました。
----------	----------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

### 県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合	/	12.5%	12.5%	1.00	20.0%	20.0%
	9.5%	7.7%	23.4%		/	/

### 目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	e-モニターによるアンケートにおいて、NPO・ボランティア、市民活動への参加状況について「参加している」と答えた人の割合
26 年度目標値の考え方	平成 25 年度実績値が最終目標値を上回ったことから、平成 26 年度の目標値は、最終目標値に合わせて 20.0%としました。

### 活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21401 県民の社会参画活動への支援（環境生活部）	NPO 法人に対する寄付金総額	/	140,000 千円 (23 年)	160,000 千円 (24 年)	1.00	190,000 千円 (25 年)	200,000 千円 (26 年)
		124,938 千円 (22 年)	152,088 千円 (23 年)	186,848 千円 (24 年)		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21402 NPO が活発に活動で きる環境の充実 (環境生活部)	認定NPO法人数	/	5 法人	10 法人	0.40	20 法人	30 法人
		1 法人	3 法人	4 法人		/	/
21403 NPO とさまざまな主 体との「協創」 の推進 (環境生活部)	NPOと県の連 携・協働事業数	/	65 事業	67 事業	1.00	71 事業	75 事業
		58 事業	65 事業	68 事業		/	/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	308	221	89	69	/
概算人件費	/	63	64	/	/
(配置人員)	/	(7人)	(7人)	/	/

**平成 25 年度の取組概要**

- ①NPO法に基づく認証事務、法人運営に係る相談、助言、会計事務支援等を実施（新規認証 50 件、解散・取消 26 件、25 年度末法人数 663 法人）。NPO法人の活動基盤の強化に向けて、県民が寄附を行った場合に税額控除を受けられる対象となるNPO法人を指定する手続を定める条例を 10 月に施行。制度の周知を行い、3月に1法人を指定（条例説明会 8 回開催）
- ②「事業改善に向けた有識者懇話会」からの事業および施策全般にわたる意見を受け、事業のあり方を見直し
- ③平成 24 年度に策定した「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～」(以下「ヒント集」という)を活用し、NPO活動の現状と課題を聴き取るため、平成 25 年 6～8 月に県内の全NPO法人（641 法人）と面談
- ④県民のNPO活動への理解を深めるため、「市民活動・NPO月間」（12 月）を新たに設け、多様な主体と協働して県内 9 地域で 18 件のイベントやセミナーを集中的に実施。また、1 月には集大成イベントとして「協創シンポジウム」を開催（200 人参加）
- ⑤多様な主体の連携を進める視点から、NPOの新たなパートナー開拓の方策について、NPOと企業、大学、行政によるワーキンググループで研究（20 回）。また、人材育成のため、「協創」に取り組むNPO、地縁団体、市町職員等を対象とした研修や「NPOの活動基盤強化」をテーマとした「ふるさと知事ネットワーク若手政策塾」を 9 月に実施（鳥取県と共催）
- ⑥「みえ災害ボランティア支援センター」では、25 年 9 月まで東日本大震災の被災地にボランティアバスを派遣（8 便、175 人参加）するとともに、「災害ボランティアシンポジウム」（12 月、103 人参加）など災害の教訓や活動の成果を今後につなげる取組を行った。12 月末の閉所以降は、県が平常時の事務局を担うとともに、市町、市町社協、NPO等を対象に現地災害ボランティアセンターの準備態勢の重要性について理解を深めるための研修を実施
- ⑦県内の被災地で行う活動を支援する協定を公益財団法人三重県国際交流財団と締結。また、NPOが災害時に行う継続的な支援活動への助成に充てるため、県内 3 銀行に専用口座を開設し「三重県災害ボランティア支援および特定非営利活動促進基金」への寄附を募集

### 平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ① NPO法に基づく認定NPO法人の拡充に向けた環境を整備しましたが、条例指定を活用した認定法人の増加は1件にとどまっており、法人の基礎的運営力の強化を促すとともに、審査等の確かな運用に努める必要があります。
- ② 法人との面談で得た情報や「有識者懇話会」からの意見をふまえて見直した取組については、関係部局やみえNPOネットワークセンター（みえ県民交流センター指定管理者）の事業と連携あるいは役割分担しながら、効果的に進めていく必要があります。
- ③ 「ヒント集」を活用した法人との面談で、活動の現状と課題を把握できました。この情報を、NPOが自立し活動しやすい環境整備に向けた今後の施策に生かしていく必要があります。
- ④ 「市民活動・NPO月間」期間中に、みえNPOネットワークセンターや地域の市民活動センターなどが連携してイベント等を実施しました。今後は関係機関相互の連携を深め、より効果的な情報発信を図る必要があります。
- ⑤ 協働事業提案の取組や「協創」の人材育成については手法の定着等の成果があったため廃止し、企業等との連携促進については中間支援団体の行う市民活動促進事業の中で取り組むこととしました。人材育成やNPOと企業との相互理解を進める取組は、中間支援団体と役割分担する中で進めていく必要があります。また、NPOの財政基盤強化のあり方について、寄附など多様な資金調達の見直しから見直していく必要があります。
- ⑥ 「みえ災害ボランティア支援センター」では、平成 23 年 4 月から 2 年半にわたりボランティアバスを派遣し、72 便、延べ 1,290 人にボランティアの機会を提供しました。また、研修では平常時からのネットワークの構築や連携強化の必要性を参加者が改めて認識しましたが、地域での取組はあまり進んでいません。災害発生時に速やかに活動を開始できるよう、平常時のセンター事務局のあり方を検討するとともに、地域における関係者の「顔の見える関係づくり」が必要です。
- ⑦ NPO 1 団体と協定を締結し、県内での災害発生に備えるとともに、基金に約 31 万円の寄附を受けました。引き続き、災害時の支援活動を担うことができるNPOの発掘と基金の活用によるNPOの団体が災害時に活動しやすい環境づくりが必要です。

### 平成 26 年度の改善ポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村文明 059-224-2468】

- ① NPO法人の管理運営に係る助言・指導を的確に行うとともに、法人の財政基盤強化に向けて、条例による指定制度を効果的に運用していきます。
- ② 12 月の「市民活動・NPO月間」において、みえNPOネットワークセンターや地域の市民活動センターとの連携・協働をさらに進め、集中的に取り組めます。
- ③ NPOの活動基盤の強化と自立に向けて、企業等との連携・協働や寄附の活用促進に係る研修等をみえ県民交流センター指定管理事業の中で集約して実施するとともに、資金調達の仕組みについて関係部局や中間支援団体と連携して検討していきます。
- ④ 平常時の「みえ災害ボランティア支援センター」について、幹事団体と連携して事務局のあり方を検討します。また、東日本大震災等の災害に学び、NPOの主体的な活動・交流を促進するとともに、県社会福祉協議会と連携して、市町・市町社会福祉協議会、NPO等が平常時から緊密な関係づくりに取り組むよう働きかけます。
- ⑤ 専門性の高いNPOに災害時の活動を支援する協定や助成の仕組みを周知し、活用を促すとともに、基金への寄附促進のため県民や企業等に働きかけます。

\* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

